

平成25年第4回矢巾町議会定例会目次

議案目次	1
第 1 号 (12月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のため出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○請願・陳情	6
25請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を 求める請願	
○一般質問	6
1 廣 田 光 男 議員	6
2 村 松 信 一 議員	23
3 谷 上 哲 議員	35
4 藤 原 由 巳 議員	44
5 小 川 文 子 議員	61
○散 会	78
第 2 号 (12月11日)	
○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79

○出席議員	79
○欠席議員	79
○地方自治法第121条により出席した説明員	79
○職務のため出席した職員	80
○開議	81
○議事日程の報告	81
○一般質問	81
1 齊藤正範議員	81
2 山崎道夫議員	93
3 川村よし子議員	111
4 昆秀一議員	127
○散会	143

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	145
○本日の会議に付した事件	146
○出席議員	147
○欠席議員	147
○地方自治法第121条により出席した説明員	147
○職務のため出席した職員	147
○開議	149
○議事日程の報告	149
○災害対策調査特別委員会報告について	149
○報告第 8号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する専決処分 について	151
○議案第 74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	152
○議案第 75号 岩手県市町村総合事務組合格約の一部変更の協議に関し議決を 求めることについて	153
○議案第 76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て	154

○議案第	77号	矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について	155
○議案第	78号	矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	79号	矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	80号	南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	81号	矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	82号	矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	83号	矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	84号	矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	85号	矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	86号	矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	87号	矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	88号	矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	89号	矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	159
○議案第	90号	矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について	167
○議案第	91号	矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	169
○議案第	92号	矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について	171
○議案第	93号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	175
○議案第	94号	矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について	176
○議案第	95号	矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	178
○議案第	96号	矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	179
○議案第	97号	平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について	181

○議案第 98号	平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） について	203
○議案第 99号	平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正 予算（第2号）について	205
○議案第100号	平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について	207
○議案第101号	平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）につい て	210
○矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について		213
○矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について		213
○矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について		213
○矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出につい て		213
○矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		213
○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出 について		213
○矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		213
○議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		213
○議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて		218
○閉 会		218
○署 名		219

議 案 目 次

平成 2 5 年第 4 回矢巾町議会定例会

1. 請願・陳情
 - 2 5 請願第 6 号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求める請願
2. 報告第 8 号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する専決処分について
3. 議案第 7 4 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
4. 議案第 7 5 号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
5. 議案第 7 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 7 号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 8 号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 7 9 号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8 0 号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例について
- 1 0. 議案第 8 1 号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 1. 議案第 8 2 号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 1 2. 議案第 8 3 号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について
- 1 3. 議案第 8 4 号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について
- 1 4. 議案第 8 5 号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について
- 1 5. 議案第 8 6 号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 1 6. 議案第 8 7 号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 1 7. 議案第 8 8 号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 1 8. 議案第 8 9 号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 9. 議案第 9 0 号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
- 2 0. 議案第 9 1 号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について

21. 議案第 92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
22. 議案第 93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
23. 議案第 94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について
24. 議案第 95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
25. 議案第 96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
26. 議案第 97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
27. 議案第 98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
28. 議案第 99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
29. 議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について
30. 議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
31. 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
32. 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
33. 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
34. 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について
35. 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
36. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
37. 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
38. 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
39. 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて
40. 災害対策調査特別委員会報告について

（災害対策調査特別委員長報告）

平成25年第4回矢巾町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月10日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 請願・陳情

25請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求め
る請願

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 川村光朗君 副町長 女鹿春夫君

総務課長	星川 範男 君	企画財政課長	秋篠 孝一 君
税務課長 兼会計管理者	中村 滋 君	生きがい推進 課長	川村 勝弘 君
住民課長	山本 良司 君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋 和代志 君
道路都市課長	藤原 由徳 君	区画整理課長	細川 賢一 君
商工観光課長	佐藤 武 君	上下水道課長	藤原 道明 君
教育委員長	松尾 光則 君	教育長	越 秀敏 君
学務課長	吉田 孝 君	社会教育課長	立花 常喜 君
代表監査委員	立花 純幸 君	農業委員会 会長	高橋 義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池 清美 君	係長	吉田 徹 君
主事	根澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第4回矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

9番 秋 篠 忠 夫 議員

10番 芦 生 健 勝 議員

11番 昆 秀 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月28日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月13日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

25請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求める請願

○議長(藤原義一議員) 日程第3、請願・陳情を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付したとおりであります。25請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求める請願については、教育民生常任委員会に、会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第4 一般質問

○議長(藤原義一議員) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8番、廣田光男議員。

第1問目の質問を許します。

(8番 廣田光男議員 登壇)

○8番(廣田光男議員) 議席番号8番、廣田光男でございます。質問を始めるに当たりまして一言所見を述べさせていただきます。8月9日の大雨は、本町にとって経験したことのない大災害を引き起こし、その復旧対応に大変な努力をなされた町民の皆様方、そして迅速に対応、対策を練り、短期間で復旧に取り組みました町長初め優秀な職員の皆さんに対し、心より厚く御礼申し上げます。さて、何分にも久しぶりの一般質問であります。いささか緊張しておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

まず第1問目ではありますが、新たな農業政策と本町農政の見通しについてであります。政府は、経営所得安定対策などを見直し、米の需給調整は、飼料用米への作付誘導の強化など、新たな制度の定着に向け5年後をめどに米の生産調整をやめる方針を打ち出しました。背景にあるのは、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉を念頭に置いた価格競

争に対応できる自立した米の経営環境の強化策の一環としております。政府の方針によれば、平成26年度から現在の水田経営所得安定制度は、米の定額部分、10アール1万5,000円を半額にして、変動部分は廃止するとのこととあります。政府は、生産調整の廃止は、TPPとは全く関係ないとか、大規模農家を優遇するつもりは毛頭ない、制度の振りかえであり、拡充であると言っておりますが、減反見直しを主張してきた自民党幹事長である石破さんは、生産コストを下げると関税を下げても国内の農業が打撃を受けない水準はあると。778%が唯一の絶対のものではないと語り、やはりTPP妥結を見据え、競争力強化が必要だと素直に語っております。このとおりであれば、農家は戸惑うばかりで生産調整をやめるということは、採算のとれない水田は米づくりをやめてもらう、採算をとれない水田は要らないということになりかねないと思われまます。

水田は、単に米を作付するだけの農地ではなく、国土保全や生物多様性などの多面的機能もあります。現に矢巾町において発生した8月9日の大雨災害において、農地が自然のホスピタルとして洪水緩和機能を果たした役割を忘れてはいけないと思うのであります。米の受給や市場の採算などの視点で議論するのではなく、日本にとって必要な水田の面積や配置をどうするのか。水田の生産資源をどう活用するか、しっかり議論して政策を進めていくべきであると考えます。支援する農家を絞り込み、効率的な担い手だけとなった場合、どうなるのでしょうか。水路の管理や畦畔の草刈りは、何も担い手ばかりでやってきたのではなく、地域の兼業農家や零細農家と一緒にやってきたものであります。この人たちが農家から退場した場合、担い手にとっても辛いことであり、耕作放棄地はますます増加することは目に見えております。本町における耕作放棄地は、約5町歩ぐらいとなっておりますが、厳密に言えば、この3倍ぐらいはあるのではないのでしょうか。本当に重大な局面に差しかかっているかと危惧するものであります。今なぜ生産調整をやめて、事業生産なのか、しっかりと議論を展開すべきであります。

本町の米農家は、現実の問題として種もみの確保など、喫緊の課題となっている中、平成26年度作付を念頭にいかにして農家経営の戦略を練ればいいのか心配しております。集落営農組合を預かる私を初め本町米農家は、この唐突な施策に戸惑いを感じながら今後の抜本的な作物の導入計画を見据えながら経営戦略の見直しを行わなければなりません。こうした農政の政策転換に本町の農政はどう対応していくのか、農家にとっては、ただでさえ高齢化に歯どめがきかず、後継者不足に悩まされ、まさにがけっぷちの瀬戸際に立たされております。さらに、喫緊の課題であります。来年の作付を控えていることから、次

の5点について町長の所信を伺います。

まず第1点目として、平成26年度水田農地利活用計画の策定に当たって、水田活用作物に係る本町産地交付金における目玉作物をどう決めて作付指導していくのか伺います。

次に、2点目であります。昨年策定した人・農地プランと2014年度導入を目指す農地中間管理機構、仮称であります。制度はどのようなものになると捉えて指導していくのか伺います。

3点目に、生産調整を見越して、来年の小麦を播種しましたが、JAと連携した水田フル活用策は、どう展開していくのか伺います。

4点目に、本町において、国が新たな補助金を決めた飼料用米や米粉用米に関して農家が導入しようとしたとき、販売実需者の確保をどう取りまとめていくのか伺います。

最後に、米にかわる複合作物を農家が導入しようとしたとき、本町単独で取り組み支援策を講ずる用意はあるのか伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 8番、廣田光男議員の新たな農業政策と本町農政の見通しについてのご質問にお答えいたします。

1点目の平成26年度水田農地利活用計画の策定に当たって、水田活用作物に係る本町産地交付金における目玉の作物をどう決めて作付指導していくのかについてですが、産地交付金については、現在水田農業ビジョンにおいて麦、大豆、飼料作物ほか11品目を地域振興作物と指定しており、そのうちレタス、キュウリ、トマト、ネギ等の野菜10品目を産地交付金対象品目としております。

新たな農業政策では、まだ詳細が不明な点がありますが、引き続き岩手中央農業協同組合等の関係団体との協議の中で各地域の営農組織での作付状況を確認した上で品目の選定を進めてまいります。

2点目の人・農地プランと2014年度導入を目指す農地中間管理機構（仮称）制度は、どのようなものになると捉えて指導していくかについてですが、人・農地プランは、地域の農業のあり方を今後どのようにするかということを経営者が話し合い、人と農地の問題を解決するためのものであります。この中で現在の経営規模や経営品目を確認した上で、5年後の地域の農業のあり方を相談し、プランを作成していただきました。このプランにおいて、今後中心となる経営体の確認と、その経営体への農地集積の方法、地域農業

のあり方をどうするか3点が重要な項目となっております。

これは、中心となる経営体への農地の集積を進めることにより、経営の安定化と作業の効率化が図られることから、重要な点であります。特に出入作があった場合には、集積が難しくなります。また、出入作の農地については耕作放棄地となる事例も散見されることから、来年度から導入される農地中間管理機構については、担い手への農地集積、集約化を加速化するための中間的受け皿として、また新規就農者への参入支援になる機関として捉えております。

このことから、農地中間管理機構とのかかわりは、従来から推進しております集落営農を基本としつつ、農業委員会、関係団体と連携を図りながら集落に合った農地集積が図られる環境づくりに努めてまいります。

3点目の生産調整を見越して、来年の小麦を播種したが、岩手中央農業協同組合と連携した水田フル活用策は、どう展開していくのかについてですが、町ではこれまでもやば集落営農応援事業において二毛作の対象として麦、大豆については、地域振興作物に指定し、差別化を図っており、また作業体系の確立のため町単独補助として播種機や溝掘機の導入に対し、補助金の交付を行ってまいりました。引き続き、国の動向を注視し、国が定める戦略作物の導入を継続しながらも所得向上につながる作物の選定等について、関係機関及び岩手中央農業協同組合と連携して取り組んでまいります。

4点目の飼料用米に関して、農家が導入しようとするとき、販売実需者の確保をどう取りまとめていくのかについてですが、今回の改正に当たり、国の方針として、これまでは水田における主食用米の栽培が中心であったものから、飼料用米及び米粉用米への栽培に誘導する方向で政策が打ち出されておりますが、特に飼料用米の潜在的需要量は約450万トンあるとして、政策の目玉の一つとなっております。ご指摘のとおり販売実需者を確保することが一番の課題と捉えておりますが、ほかにも価格安定、保管庫の確保、多収性品種の種子確保なども課題となるものと思われまます。このことにつきましては、主たる集荷団体である岩手中央農業協同組合及び上部団体との連携を図りながら理想とする販売及び栽培体系を見出していきたいと考えております。

5点目の複合作物導入に対し、単独で取り組み支援策を講じる用意はあるかについてですが、これまで町では、やば集落営農応援事業により機械導入補助を実施しておりますし、県補助及び国庫補助事業により、農機具等の導入を進めてまいりました。また、このほかに岩手中央農業協同組合野菜生産部会矢巾支部に対しては、野菜生産振興対策事業を

初め果樹部会等の各部会に対して、それぞれ補助金を交付しております。初期投資の多い原木シイタケにおいては、新規参入者の定着を支援する事業を実施しておりますので、各部会を通じて積極的に活用していただければと考えております。

また、これまでどおり国庫補助事業や県単補助事業についても、情報収集を進めるとともに、各集落営農組織に情報提供を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） るるご答弁いただきましてありがとうございます。国の農業政策の詳細が決まっていない中で、具体的な本町農政の指針や指導方針を問うことは、大変難しいことでもあります。しかし、できることへの最大限の前倒しの検討は、非常に大事なことであると思われまます。今後詳細な計画や施策が出された場合に備えて、いかに常在論議を重ねていくかが重要であると思うところから、少し細かくしつこくなるかと思いきりけれども、議論としての次の諸点について再質問いたします。

まず第1点目に、政府は米の直接支払交付金の定額部分が半額になって、変動部分が廃止になった分の、その予算を日本型直接支払制度に移行して、26年度から新たな農地維持支払いに田んぼ3,000円、現行の農地・水保全管理支払いを名称を改正し、資源向上支払いとして田に2,400円を交付するとしておりますが、実質的には生産者に直接支給されるものではないと思われまます。このことから、実質交付金の減少と捉えておりますが、そのとおりであるのか伺います。

一方、農地・水保全管理事業に取り組む団体に交付されるものであると思われまます、この認識でよろしいか伺います。

また、半額分の変額措置は5年後まで続くとなっておりますが、7,500円は、それぞれ平成29年度まで担保されるものなのか、毎年交付されていくと捉えているのかお伺いします。

2点目に、来年の作付に向かって既に小麦を播種しておりますが、政府は、今後生産調整をやめるとしてありますが、これに向かって飼料用米や米粉用米を作付した場合、農家は主食用米作付を幾らでも転向できるのかお伺いします。その場合、既に種子などの確保を進めなければならないわけでありまますけれども、具体的にお考えがあれば、お伺いしたいと思いきり。

また、先ほどご答弁にありましたように、実需者確保が前提としてあるならば、実需者

はどのような具体的なものがあるのか想定されるのであれば、お答えいただければと思います。

また、新聞報道によりますと、本県の割り当て分が示されておりまして、生産調整の割り当て目標が示されておりまして、現実に平成26年度分の作付に当たって、従来のように生産数量目標の割り当てがあるのかどうかお伺いします。つまり麦、大豆、飼料用作物、ホールクropp用稲及び加工用米の水田利用の直接支払交付金は、作付規制があるのかどうかであります。

3点目は、地域の裁量、矢巾町で活用可能な交付金、いわゆる産地交付金であります、飼料用米、米粉用米についての多収性専用品種とはどんな品種が想定されるのかお伺いします。例えば多収性専用品種としてベコゴノミとか、ホシアオバやモエミノリなどが導入した場合で、1反歩、10アール当たり1万2,000円の交付があるとありますが、矢巾町の産地交付金の対象となるのかお伺いします。

4点目ございました。4点目は、飼料用米や加工用米に取り組んだ場合の問題点は何か、流通コスト、保管料、乾燥調整などの費用と販売額とのギャップを算出すると、本当に採算があると捉えているのかお伺いします。直播栽培における省力栽培についても大いに期待できることから、この直播栽培についても今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 廣田議員のご質問にお答えします。

まず1点目の生産調整の直接払いの関係の、半額となった場合の、それに伴います所得との関係ということになるかと思えますけれども、今お話がありましたとおり、日本型直接交付金の関係の部分ということで新聞報道等で示されておる内容でございます、単価等につきましても先ほど議員がお話した内容となるわけでございます。そこで、この部分につきましても、所得の積算の形の中では、農家所得の部分の所得算入には、一応計算上ではなっているようには見ております。しかしながら、今のご質問の中で直接具体的に言いますと、現金として、では個々の農家に入るのかという話になるわけでございますけれども、その部分の中では、端的に言いますと、今実施しております農地・水保全管理の同じような考え方になるとすれば、各集落なり、あるいは非農家も対象としたそれぞれの自治組織と申しますか、そういったふうなところのほうに算入することになるかなと

いうふうには見ております。

しかしながら、支払いの関係では、受け皿的には組織的になろうかと思いますが、今回の考え方の出している部分につきましては、従来はそれぞれ具体的には草刈りとか出た場合には、そういったふうなものについての経費、要するに謝金としては見ないということもありましたけれども、今後はそういったふうなものも視野に入れる話題になっております。この辺は、具体的にはわかりませんが、いずれそれぞれ出役した場合の謝礼的なものもこれからどのように変わってくるかなということ、ちょっとそこは今見ているところであります。となりますと、出役した際には、そういったふうな賃金的なものも算入される要素もあるのかなという感じしております。

この辺につきましては、まだ具体的になっておりませんので、具体的には言えませんけれども、その辺のところの検討があるのかなというふうに見ております。となりますと、減少になるか、ならないかの形の中では、具体的には言えませんけれども、出役した際に、そういったふうな個々の賃金的なものにも算入されるということになれば、幾ばくながらも従来とは違う、従来とは違うというのは、今現在やっている農地・水・環境保全の部分とは違う形のものを入れることもあるのかなというふうには捉えております。

次に、2点目でございますけれども、この交付組織の部分についての支払いの関係は、まず議員がお説のとおり、実際の支払われる部分につきましては、組織、団体というふうな全体の作業体系から見た場合には、あるいはそのようになるのかなというふうには捉えているところでございます。あと5年後、26年、来年度から一応29年度まで、そして30年からはこの生産調整を廃止するということにつきましては、もう言及した形の中で方針、方向は決定されております。

そこで、今まで進めているその間、5年間、実際4年間になるのかと思いますけれども、その間毎年継続されるのかということでございますけれども、現段階では、今の部分では、従来と変わらない形の中で生産調整なりの部分では配分の部分については、示された形の中で進むだろうというふうには見ております。と申しますのは、一応この5年間の形の中で検証した、全体でまず検証してみて、それで新たに見直しをするというふうなことも出されております。ただ、その間に各組織、各農家が自立して取り組めるように、そういったふうな基盤をつくっていくというのが根底にありますので、それぞれ農家あるいは実需者、企業等の連携した格好の中でその基盤ができることが一番の目玉として打ち出しておりますから、自由裁量の部分は、その間に出てくるだろうというふうには見ております。

4点目の部分でございますけれども、そうなりますと、主食用の部分でございますけれども、ある意味自由に作付可能というふうに見ております。

次に、種子確保でございますが、飼料用米に今度は、それを目玉として国では打ち出したわけですが、そういったふうな種子確保の部分につきましては、今現在のところでは、過去の事例を見ますと、まず集荷団体であります農協のほうでは、種子の部分の飼料用米の部分には取り組んできた事例がございませんでした。ただ、個別には、個々の農家では、取り組んだ分がございます。飼料用米と、あとはホールクロップサイレージ、要するに飼料用の稲わらの部分の直接の飼料の部分に取り組んだ経緯があるわけでございますけれども、そういったふうな形の中で、今現在のどのような種子をどのようにするかという部分は、今のところまだ未定になっておりますが、先ほど答弁でもありましたとおり、この辺は今後詰めて検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

ちょっと前後しますけれども、町といたしまして、飼料用米の導入品種の部分でございますけれども、先ほど事例があったわけでございますが、議員がお話しされましたそういったふうな新品種の部分につきましては、今現在矢巾では3品種ぐらい導入した、実際取り組んでいる事例はございます。今お話がありましたベコゴノミあるいはフクヒビキといったふうな品種の部分で導入した経緯はございますけれども、国のほうでは、全体的で多収性専用品種ということで18品目は指定しております、ただその18品目の部分で議員がご質問のあったどのような収量で、その収量に対しましてのそれに加算する数量払いの部分も今後導入しようとするわけでございますけれども、そういったふうな検証の部分につきましては、今現在のところはまだやっておりませんが、その部分につきましても詰めていかなければならないというふうにご考えております。

しかしながら、この部分につきましては、どんな品種を導入しましても、最終的には出口のほうの関係の部分が一番重要でございますので、やはりその販売先、そちらのほうが一番重要になるわけございまして、今全国の飼料製造業者と申しますか、そういったふうな企業の部分につきましては、約1,400事業所ぐらいあるみたいでございますけれども、北海道がどうしても一番大きいわけでございますが、しかしながら東北の部分では割と少ない実態となっております、その辺のところの出口のほう、販売先を見た場合には、いろんな連携する場合の環境の部分につきましても、ちょっとこちらのほうは不利なのかなという感じは、実態的には思っております。当然ながら飼料米の部分につきましても、そ

ういうふうな企業を経由したものってなかなかなくて、直接相対での実際使っている分が多いものですから、その辺も今後検討ということにはなろうかなというふうには思っております。

コスト低減を踏まえました直まきの関係でございますけれども、この部分につきましては、今後新たな、今までも実際には取り組んでおりますし、県内のほうでも県南のほうでは取り組んできておるわけでございますけれども、実際に新技術としまして矢巾の部分の中でもコストを削減するというのはある程度実証されておりますので、そういったふうな新技術の導入というのは、検討していかなければならないというふうに考えております。

その意味で、一気にそれを普及するということは、なかなか難しい要素もあるわけでございますけれども、町のほうの関係機関、団体で構成しております農業対策会議の中で直播の部分の研究するための試験田的な形で取り組んできた経緯がございます。それらを踏まえて今度は各集落のほうに、もう既にご案内はしてはしておりますが、各集落に試験田的なことを置きながら、そして広くそういったふうな普及研究できるような実証圃の部分そこはやりながら進めていければなというふうに思っております。

あとは、取り組む、取り組まないの部分につきましては、そこは議論が出てくると思っておりますけれども、それを深く研究しながら環境づくり、こちらのほうでは技術的なものを支援していければなというふうに考えているところでございます。

(何事か声あり)

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 以上、とりあえずお答えさせていただきます。ちょっと漏れている部分があるかもしれません。大変申しわけございません。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 非常に細かくいろいろ質問したものですから、大変ご迷惑をかけました。本当聞きたいことが山ほどあるわけで、わからない部分をこれからいっぱい埋めていかなければ、農家は非常に困っているわけですが、まだわからない中で私も質問することに対しては、本当に忍びないわけでありましてけれども、次の点には、どうしても触れておきたいことがあるので、今急いで質問させていただきます。

次の質問の時間もありますので、手短にお答えをいただければ結構でございますが、私は、今年度の農政施策を踏まえて、農家が作物導入戦略を練る場合、所得確保のためのシミュレーションが必要なのです。それで、資料提供していくことが大変重要なものだと考

えております。ですから、できれば行政のほうでもこのケースはこのくらいぐらゐの所得になりそうですよというようなモデルケースの資料をつくっていただいて、農家に共有させてもらいたいと、うそ八百でもいいです、大体この程度だということでもいいですから。ただ、本当に飼料用米に切りかえて採算がとれるかどうかという目安だけはつけたいのです。これが来年度で終わればいいのです。再来年も、その次も続くとなれば、戦略的に大きな問題になるわけです。そのところ、ちょっとモデルケースをつくって資料配布するような考え方、あるかどうかということをもまず1点。

それから、これ私の持論でございますけれども、担い手対策として集落法人営農型や民営集落営農型とか、オペレーター型及び個別農家、いろいろあるわけですが、多様な受け手があると思っておりますけれども、人・農地プランにその定めた担い手対策だけで農地を守っていくというのであれば、その農地をつくる人が特定してしまつて、特定した人だけがその農地にかかわりを持って、それ以外の人は、農地がない人は農村から要らない人になるのです。極端に言うと、地域コミュニティから離れてもいいことになるのです。私それをうんと心配しているのです。例えば西部のとある集落営農というふうに言えばわかると思っておりますけれども、本当にそこに50町歩、60町歩を人・農地プランでやるといって受け皿に集落営農を引き受けたならば、大体5人や4人でできるわけです。そうすると、その他大勢の人は退場になるのです、農業から、農から。となると、そこに続く連綿とした地域社会が、地域コミュニティが壊れないかということをも非常に心配しているわけです。

そこで、やはり法人化することも非常に大事なことでありますけれども、やっぱりこれは農と地域コミュニティが共存する農村の原風景、これを残していくということも非常に大事なことではないかと思うのですが、所見やいかに、お願いしたいと思います。

それで、私のところで取り組んでおります実質経理の一元化に取り組んで費用対効果に一定の評価を上げております桜屋集落営農型というのについても一言その所見がございましたならば、お答えいただきたいということで時間も非常に忙しいので、簡便にひとつお答えいただければと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず1点目のシミュレーション的な資料の部分につきましての各農家の方々への配布の関係でございますが、この部分につきましては、皆様が検討しやすいというふうな材料の部分では、本当にいい考えなのかなというふうに思いました。その辺は取り組ませていた

だきたいと思います。

2点目の人・農地プランと地域づくり、要するにコミュニティの関係の部分につきましてもお考えの部分につきましては、全く議員のお説のとおりだと思っておりますし、先ほど町長答弁にもありましたように、地域の実態を踏まえつつというのは、やはり集落営農の部分につきましては、根本ということにつきましては変わらないわけでございますので、その部分につきましては、議員おっしゃいましたように、農地を集約する部分は集約する、以外の方々とともになって、やはりその集落の部分で生活していくという部分につきましては、一番の原点だと思っておりますので、そのような形の部分につきましては、内部のほうでも各集落に対して、そこは議論してくださいということでは、そういう環境づくりは進めてまいりたいと思っております。

あと実際にやっていらっしゃる桜屋地区さんのゆいの組織でございますけれども、結論からした場合には、まさにそれが地域づくりの原点だと思っております。私は、その場合に、それをやっていた際に各集落、地域の方々がよほど議論をしたと思っております。原点はその議論をして、自分たちの集落をどのようにするか、あるいは地域をどのようにするかという部分があれば、今の問題はおのずと解決すると思っておりましたので、そのような形の部分につきましては、引き続き支援してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ここで質問の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、廣田光男議員の一般質問を続けます。

第2問目の質問を許します。

○8番（廣田光男議員） 第2問目は、地域活動に支援をすることです。このことにつきましては、平成22年9月議会において、財政運用に当たり、まちづくりへの参画意識向上を目的に町民の提案を募集して、町民税の1%を振り向ける考えはないかと質問いたしました。市町村自治体は、どこでも財政難に悩まされて、行政が必要と求めるものを満足に予算化できない状況の中で、何を予算化したいかについて住民に提案を求めるなんて無責任な考

えだとおしかりを受けるかもしれません。しかし、いかに財政難であっても、住民が夢と希望を持てる仕組みづくり、住民みずからまちづくりに参画しているという意識を高めるということこそまちづくりの要点であると思われまことから、今回も質問させていただくものであります。そのときの質問に対して町長の答弁は、住民の意見が施策や予算に参画できる仕組みを設けているが、住民提案の予算については、今後研究していくとのことでありました。その後どのような検討がなされたのかお伺いします。

次に、この町民の提案による予算制度に関連して、住民による自発的な地域活動に対し、財政面から支援することについて質問いたします。ユニークな事業を展開しているのは、世界遺産白神山地に抱かれた自然豊かな秋田県藤里町です。高齢化率が高く、町が元気になるには、地域が元気にならなければならないとの提唱を受けて事業化したものと伺っております。町内の地域ごとに地域の抱える課題と解決策を住民同士で話し合ってもらい、具体化した活動に1年度100万円を支給しているとしております。その藤里町は、金は出すが口は出さないが基本で、対象事業としては、例えば1つ、地域の未利用地や遊休農地を共同耕作をする。2つ目、地域の農産物で観光客に好まれる献立、土産づくり。3つ目として、フラワーロードづくり。4つ目、地域みんなが集まる場のづくり。5つ目に、地域ボランティアづくりなどに伴う講習会経費などを想定しているようであります。本町におきましては、このような地域活動に支援することについていかがお考えですか、町長の所信をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地域活動に支援をのご質問についてお答えをいたします。

1点目の町民の提案による予算についてどのような検討がなされたかについてですが、平成22年9月議会において、ご提案をいただいた町民の提案を募集した地域活動への支援制度について、町といたしましては、これまで他の自治体の支援制度について情報収集を進め、内部で検討してきておりますが、取り組むための課題整理に時間を要しているほか、第6次矢巾町総合計画に計上された事業など、重点事業への取り組みや8月に発生した災害復旧事業への対応などもあり、財政的に町民税の1%を振り向けることは、現状では難しいと考えております。

これまでの各コミュニティ組織への補助事業については、地域の実情に応じて5年ごとに策定する地区コミュニティ計画に基づき、ごみ集積所や防犯灯の設置、行政区掲示板の設置などの施設整備に対し補助を行い、防犯灯のLED化などもできるものから見直しを進めており、町民が提案して事業ができる予算については、引き続き調査、研究をしてまいりたい

と考えております。

2点目の住民による自発的な地域活動に対して財政面から支援することについて、どのように考えているかについてですが、例にありました秋田県藤里町の取り組みについては、町を7地区に分け、1地区あたり最大で100万円まで助成するもので、具体的には道路沿いに花の苗を植える活動やお祭りの際の謝礼、備品などに充てられ、例年約50万円程度の助成金が活用されていると伺っております。

1点目にもご説明したとおり、コミュニティ組織が自主的に行う事業や活動に対して昭和55年にいち早くコミュニティ条例を制定し、地域活動を支援してきたところであり、今後も地域活動への支援は必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 再質問に当たりまして、先ほど少し論点が長くあれでしたが、簡潔に一問一答によってしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

まず1点目ではありますが、ご答弁では、余裕のあるお金がないとのことではありますが、総額予算に対する1%分の約2,000万円から4,000万円をひねり出す工夫は十分にあると捉えております。実施に当たって、例えば町民税の1%を住民が提案した事業に振り向ける町民提案予算をもってまちづくりへの参画意識を高めてもらうことを目的に直接町民に提案を募集し、採択に当たっては検討委員会を設置して、提案の中から事業を選定、実施するなど、導入に向けた検討の余地はないか伺うものであります。

ちなみに平成24年度の決算では、個人町民税は10億9,900万円で1%は約1,100万円弱であります。法人町民税は5億4,800万円で550万円であります。合計で16億4,700万円でありまして、1,650万円の原資が必要かと思っております。町内41行政区に100万円を交付するとすれば4,100万円ということになりますが、いずれ全体の中で最大、アップパーでそのぐらいになるというものでありまして、提案がよければそのぐらいになりますけれども、それぞれ順次抑えれば、それぞれの金額もある程度絞り込まれるとは思いますが、この辺についてちょっとご所見を伺います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 今廣田議員さんの質問にお答えいたしますが、まず町民税の1%ということになれば、それこそ今ありましたとおり平成24年度の決算でいいますと、

1,000万円ちょっとぐらいということでございますので、そういった金額につきましては、ひねり出そうと思えば、そういうことも可能ではあるかと思えます。ただ、今まで前回もご提案あって、そういったことで私どももいろんな各自治体のユニークな施策等もお聞きしたりしておりますが、そういった中で、私どものほうでは基本的に町長からの答弁もありましたとおり、コミュニティ条例を基礎としたコミュニティの補助要綱等も駆使して住民の声を反映した地域の予算づくりに貢献しているということで考えておりますので、そういったことで地域活動に予算を配分していきたいなと思っております。

ただ、ものといえますか、内容によりましては、それこそ年間の予算の中で住民の声といえますか、ある団体とか、あるいはそういったグループからこういったことに取り組みたいということで申し出があつて、予算化している部分も、補助の予算化したりしている部分もありますので、そういった意味では、そういった提案に対して町のほうでもある程度要望に応えているのかなと思っておりますので、今後もそういったところを内容はさらに充実する必要があると思えますが、そういったことで取り組んでいきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 再々質問ですけれども、本町の第6次矢巾町総合計画において、その基本理念をみんなで作る潤い豊かに躍進するまちとあります。その中でこれからのまちづくりは、町民が主体であり、町民の英知や発想、地域や町に寄せる思い、行動力を基本に行政がともに手を携えて、理想とするまちづくりに努めていくことが重要とうたわれております。つまり施策の展開に当たっては、基本構想の推進1の中で施策の方向として協働による取り組みの推進という中に住民が主体的に行う活動及び事業への支援とありますが、地域課題への解決は、それぞれの地域で異なるものであります。

例えば本町のように昔ながらの伝統や習慣とした農村地域の要望と都市化された市街地の要望とでは、行政ニーズは必ずしも一致するものではないと捉えております。農地が主体のところでは、町道整備や農道整備が重要であり、担い手後継者を育成し、またはつなぎとめるための仕組みづくりが大事であり、そのためにも農家と地域コミュニティが共存する地域意識醸成を図ることが重要であります。

都市部においては、快適な住環境の維持、整備が大事であり、例えばカラス対策とか、冬場における市街地交通手段の迅速な確保、ごみ収集対策のための支援など、それぞれのニー

ズの違いがあるわけでありまして。これらのニーズの違いのある行政課題を何から何まで行政が手を取り、足をとるのではなくて、もっと住民の自主性や協働力を高めるため、住民力を信じ、その自由な発想と活動に課題解決を委ねることにより、地域課題の解決が図られるものと思われまして。

ご答弁にありました地域コミュニティ計画に基づき支援してきたとあります。立派な地域計画を定めたものに支援するばかりではなく、私の提案するのは、それぞれの地域の自由な発想にゆだねた後方支援に補助をしてはいかがと言っているのであります。都市と農村が混在する本町において、地域間格差に悩み、苦悩する周辺農村に対する一層の支援と配慮は、地域コミュニティを守るため重要な課題と捉えております。これらの取り組みは、まさに協働による取り組みの推進になるのではないかと思うのであります。

先ほど1点目でもご質問したように、地域コミュニティの崩壊につながらないように、そうした協働のまちづくりを大いに推進しようではありませんか。いかがでありましょうか、再度ご所見をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えを申し上げます。

廣田議員さんおっしゃるとおり、地域のことは地域で決めていきたいと思いますというのが本当の前提になると思っております。そうしたことを観点として矢巾町ではいち早くコミュニティ条例をつくって、そういった対応をしてきた経緯がございます。まさにそういったことでございます。

それで、私どものほうで考えておりますのは、いわゆる地域のコミュニティの助成補助要綱等がございますが、そういったものについては、ある程度項目数が定まっております。これは、もうどこの行政区といいますか、自治会の補助については、基本的に同じ項目ではあります。そういった基本的な項目の補助をすることによって余剰された地域のコミュニティの予算が出てくると思っています。補助によって自由に使える予算が出てくると思っておりますので、そういった活用に特に地域で自由にそういった補助されたことによって余るといいますか、地域で使えるようなお金を自由に使ってさまざまな地域ごとの、それこそ農村部だったり、都市部だったりの地域の特色に合った活動する資金が生まれたものを使っただけならば、より特色ある地域活動にはなるのではないかということでそういった補助制度を設けているものと考えてございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。その支援策については、そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） どうも論点がややもすれば表向きの質問であり、回答に終始するようでありますので、もう少しもう一例ご紹介を申し上げます。

これは、徳島県の神山町というところでございますけれども、地域活動への助成について、これを具体的に住民が自主的、自発的に行う活動を助成するための地域助成制度というのを創設しております。その中には、地域活動団体10人以上のもの、個別活動団体5人以上のものの中で3年間の助成期間終了後も継続的な活動が見込まれる団体を対象とするとやっております。対象とする事業は、地場製品の開発とか、あるいは地域再生、観光振興、交流促進、少子化対策、高齢者対策、環境保全、それから定住環境、いずれどれかを盛り込んだ地域の活性化につながる新しい取り組みで町の助成金評価委員会が審査し、助成金は、地域活動団体は50万円から200万円、個別活動団体は10万円から100万円の範囲内でやっているところがあります。

住民も熱意と力がこもる大きな成果を上げていることが予想されますが、これにつきましても非常にいい補助制度ではないかと思われるのであります。特にも私が思うのは、この対象となる事業の中に、大きく言えば同じ、大きな話をしましたけれども、小さく言えばこういう小さいものがあります。例えば町道舗装を頼んでも、予算がないから後でやります。その後というのはいつなのですか。実は、請願も100を超える請願が来て、いつでも後でなのです。だから、その後と言われたときに、住民力で何かをやる小さな町道整備もいいのではないのでしょうか。そういう具体的な話があります。

また、地域共同作物の開発のために薬草を栽培してみたい、こんなのだっていいと思います。だから、さっき言った農業の大転換にある中で、地域がやはり地域の自主性を持っているいろな作物開発につなげるということも非常に大事なことだと思います。そういうもの、あるいは高齢者ひとり世帯に宅配弁当を届けたいが配達の手配がないとか、それから買い物に不便な人に代行をしてやる。今皆さんお考えのように、矢巾町は非常に発展して裕福な町、一義的に捉えるかもしれませんが、へりの人といいますか、意外と町場から離れた人にはこういうニーズがあるのです。今西部のほうでもそうです。東部だって多少はあるのではないのでしょうか。そして、空き家もあります。ひとり世帯もあります。そうした中で私は、JAにもよく提案するのですが、買い物代行とか、それから宅配の配達などというものも検

討したらどうかというわけですが、やはりそれはそれぞれの住み分けだというふうにお話をするわけです。そのときに、まさに地域コミュニティがそこに手を差し伸べるということは基本ではないでしょうか。

基本的にそういうことですし、やっぱり住民は甘えているのではないのでしょうか。やっぱり協働によるということになれば、10万円かかるならば5万円は出す、5万円かかるのであれば2万5,000円ずつ出す、それだって本当は協働なのです。一銭も出さないで補助金にすぎるといふような、そういう発想でやるから行政当局もお金がないから取り組めないというのであって、それをお互いの知恵の出し合いですから、そこに何か縛りを入れようとか、費用対効果をそこに求めようとするからなのです、うまくないのは。その面に関しては、監査的なものもあるから、ちょっとなかなか補助金は使いにくいというのであれば、その使いやすいような補助金制度の中にもっときめ細かなニーズに応えるような制度を入れていくべきであると私は常日ごろ思っているわけでありまして、この面に関しては、自由な発想というのは、まさにそこなのです。それをぜひやるお考えを伺いたいと思うのであります。

特に、今混住社会の中において、これから矢巾町ははっきり言えば、勝ち組、負け組みみたいなものが出てくると思います。はっきり言えば、町場のサラリーマン世帯は、目はどこに向いていると思いますか。まず自分の職場です。そして、利便性の高いほうを見ている。そうしたときに、西部の周辺にいるひとり暮らしの、あるいは零細農家の人たちは、どこにも行けなくて、ただよだれを流して見ているような状況なのです。そこに地域コミュニティの力を持ってきて、そして好きなように使わせると、大したことの金ではないのではないですか。そういうことをやらないと、芸能保存ってなくなります。あるいは伝統の伝統食というものが消えてしまいます。そうしたことを考えるとき、住民力を引っ張る積極的な、能動的な活動が必要なのです。そこに行政が手を差し伸べるというふうな大それた立場でなくていいですから、提案したものに対して援助してあげるといふことの方、再度お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

いろいろまず、廣田議員、ご意見、ご提言、ありがとうございます。今担当課長が申し上げたことに尽きるわけですが、ただご承知のようにコミュニティ条例、コミュニティ事業があるわけですが、それから、緑のふるさと開発事業というのがあります。それで今までずっとやってきたわけでありまして、今廣田議員からそれぞれお話があった

わけでございますので、これらにつきましては、やっぱり今そうした提案制度、受け入れるということになりますと、コミュニティ事業なり、あるいは緑のふるさと開発事業とのパッケージング部分もあるわけでございますので、そこら辺やっぱり整理していかなければならないというように思います。したがって、コミュニティ委員会あるいはコミュニティリーダー研修会等々ありますので、それらにも諮っていろいろ検討させていただきたいというように思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 最後に2分15秒ありますので、私は町長さんいつもお話しするように、スピード・アンド・チャレンジですので、検討を諮っていくと、少し時間かかりそうな気がするのです。そこで、できるものから風穴をあけるような、そういうふうな方法もご検討いただきたいと思います。まずこれについては、今お話しされたとおりだと思いますので、私も一緒にともども汗をかいて提案してまいりますので、ぜひそういう御用の向きには、真摯にお応えいただいて窓口を開放するようにお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で8番、廣田光男議員の質問を終わります。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。

私は、まず第1問目といたしまして、旧矢巾中学校跡地活用策につきまして質問をさせていただきます。

旧矢巾中学校は、平成25年度一般会計予算に財産管理費の工事請負費として解体費用が予算化され、解体が順調に進行し、矢巾中学校跡地は、グラウンドも含め総面積3ヘクタールを超える広い土地となりました。土地活用について町民の関心が高まる中、町は、旧矢巾中学校跡地活用策について、どのような構想を考えているのか。事業計画の提示をしていただき、跡地利用を前進させるために計画の内容につきまして町の考えをお伺いいたします。

1点目であります。跡地活用について事業計画をどのように具現化していくのかお伺いいたします。

2点目であります。跡地の活用策について、公募による方法についての考えはないか。ま

た、計画の実行により、町にはどのようなメリットがあるのかお伺いいたします。

3点目であります。来年度の予算編成に当たり、跡地利用について、計画にかかわるプロジェクトの設置及び調査費として予算計上の考えはないか、以上3点お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 3番、村松信一議員の旧矢巾中学校跡地活用策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の跡地活用について事業計画をどのように具現化していくのかについてですが、町といたしましては、さまざまなご意見やご提案があった活用策の中から町の発展に資するという観点で検討した結果、教育施設として活用することが望ましいと考えてきたところであり、今までも学校法人龍澤学館からの医療系、福祉系の専門学校を開設したいとの申し出がありましたことから、基本的に町の考えに沿う計画でありますので、町議会に対しまして、その旨ご説明を申し上げ、現在もご協議をいただいているところでございます。

町といたしましては、校舎や体育館等がありました北側敷地部分については、学校法人龍澤学館に対して新たに開設を計画する医療系、福祉系の専門学校用地として貸借することとして、議会のご理解が得られた場合には、さらに具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

また、グラウンド部分については、矢巾中学校があるときと同様に、町民が使うことができるグラウンドとして活用してまいりたいとご説明申し上げておりますが、一部施設の整備を図りながら既存の屋外照明施設も含めて社会教育施設としてのグラウンドと位置づけした上で総合グラウンドや流通センターの都市公園グラウンドと同様に活用してまいりたいと考えております。

2点目の跡地の活用策について、公募による方法についての考えはないか。また、計画の実行により町にはどのようなメリットがあるのかについてですが、町といたしましては、1点目でお答えしたとおり、さまざまな活用策の中から教育施設として活用することが望ましいと考えたところであり、その方針のもとに教育施設の誘致に向けた取り組みもしてきた中で学校法人龍澤学館から矢巾中学校跡地を活用しての学校開設の申し出があり、現在に至っておりますことから、公募することは考えておりません。

この専門学校の開設計画が実行された場合のメリットについては、矢幅駅西口において学生等の乗降者の増加が見込まれ、若者が行き交うことによる経済活動の活性化や学生が町内

に居住することによる民間需要が高まるなどの効果が見込まれるほか、町が新たな財源を投資することなく、跡地の有効活用が図られること、学校法人が整備した施設の一般開放や学生の各種事業への協力なども期待できるものと考えております。

3点目の来年度の予算編成に当たり、跡地利用についての計画に係るプロジェクトの設置及び調査費として、予算計上の考えについてですが、町といたしましては、1点目でもお答えしたとおり、教育施設としての活用が望ましいとの考えに現在も変わりがないことから、跡地利用計画に係るプロジェクトの設置や調査費の予算計上については考えておりませんが、町の考え方に調整が必要となる場合には、内部での調整会議等において予算の積算も含めて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 2点ございます。区切って1点ずつお伺いしたいと思います。

グラウンドの一部の施設の整備を図りながらグラウンドをどのように全体を整備する計画であるのか、あるいは整備計画を立てられていますのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） グラウンド部分についての活用方法でございますが、町長からの答弁にもありますとおり一部整備ということでございますけれども、基本的にはグラウンドそのものについては、現状のもので使っていきなうと思っております。それで、一部整備につきましては、トイレとか、水飲み場等がちょっと今ないという状況になりましたので、そういったものは、ある程度整備が必要ではないかということで考えているところであります。そういった整備というものをちょっと考慮した考え方ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

3番、村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁では、公募やプロジェクトを考えていないということでもあります。ありますけれども、やはりこのような跡地活用策としてプロジェクトに取り組んでいる近くにある町がございます。ここは、町有地の14ヘクタールを活用して、総合計画の各目標を先導す

るプロジェクトとして、町全体へ好影響を与える理想のコミュニティをつくるため、その計画としてプロジェクトを、早稲田大学とプロジェクトを立ち上げております。それで、今年3月ごろには成果の報告会が開催されておりますが、要約しますと、まず観光、商業、交通、教育、環境、エネルギー、農林業、それから医療、福祉、住宅の各方面からの検討を重ねまして、まず1つは安心して子育てのできる環境、それから2つ目として就業の機会を創出する農林業の産業、3つ目といたしまして、思い切って遊べる豊かな自然環境、それから4つ目といたしまして、高齢者も安心して暮らせる医療、福祉などのまとめから、これを3つの案として取り上げたそうであります。A案、B案、C案。

A案としまして、医療、福祉。高齢者も安心して暮らせる医療、福祉拠点を併設したエリア。B案といたしまして、住宅、ライフスタイル。暮らしを追求する住まいを開発する先導住居エリア。C案として、観光。観光エリアの魅力と発信の向上を図るための環境学習と宿泊施設を併設したものということで3つの案にこれが絞られたようございまして、これから事業化に向けた課題なども明記されておりますが、これから事業化に取り組んでいくと思われませんが、再度お伺いいたします。

この跡地活用策につきましてご答弁では公募及びそのプロジェクトは考えていないということですが、公募しない、あるいはプロジェクトを考えない、その理由を再度具体的にお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、町といたしましては、さまざまな皆様のご意見あるいはそういった提案等もお聞きをいたしまして、町として再度教育施設として使っていく方がいいという方針を立てたところでございます。そういった観点から、もう町の方向といたしましては、そういった利用、活用については、そういう方向だということで改めてその活用についてのプロジェクトあるいはそういった公募等を考えていないところであります。

同じ答弁になりますが、先ほど村松議員さんが例を出しましたところにつきましては、今まさに更地になってこれから全く新たにものを考えていくというところの例だと思いますが、町といたしましては、その前段と申しますか、もう既にそういった方向づけをしているというようなこともありまして、改めて公募あるいはプロジェクト等の設置は考えていないとい

ということでご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） 2問目の質問をさせていただきます。介護保険制度改正に対する矢巾町の取り組みにつきまして質問をいたします。

介護保険改正の具体的検討が社会保障審議会介護保険部会で行われております。要支援者1、2に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様かつ柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう地域支援事業の形式に見直すことを検討するとし、平成29年度までに地域支援事業を開始するという移行スケジュールが示されております。

そこで1点目の質問であります。要支援者1、2の人たちを市町村が地域支援事業の中の生活支援サービスも含めた新しい介護予防、日常生活支援総合事業の内容を検討し、対応することになりますが、町の対応の具体的な内容について、どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、地域包括ケアシステムにおける在宅での医療、介護連携の充実について、施設から地域へ誘導が進む中、医療、介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して生活が続けられるために地域・在宅で医療、介護の連携強化が求められております。

2点目の質問であります。矢巾町では、医療、介護の連携についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、地域包括支援センターの充実とやはば型地域包括ケアシステムの構築について岩手県では、特に地域包括支援センターの充実を課題に掲げ、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップを作成し、9月に市町村に説明しております。本町は、第6期介護保険計画開始の平成27年度には、高齢者人口が6,000人を超えると見込まれており、75歳以上も増加が予想され、地域での介護予防の推進や生活支援の充実が求められております。

3点目の質問であります。矢巾町として地域包括センターをどのように充実させ、どのような施策を講じてまいるのかお伺いします。

4点目であります。高齢者人口の増加に伴い、地域包括センターは1カ所でいいのか、人員増で対応するのか。また、日常生活圏域は、今の1つでいいのか。

それから、5点目の質問であります。何を指して矢巾町は地域包括ケアシステムを進めるのか。それと、目玉は何かということで5点質問をさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 介護保険制度改正に対する矢巾町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の要支援1、2の人たちを市町村が地域支援事業の中の生活支援サービスも含めた新しい介護予防、日常生活支援総合事業の内容を検討し、対応することになるが、その具体的な内容についてどのように取り組んでいくのかについてですが、当初社会保障審議会介護保険部会では、要支援1、2の方に対するサービスを市町村事業へ全面的に移行するとしておりましたが、サービス利用者や受け皿となる市町村からの意見に配慮し、移行する事業は、訪問介護、通所介護のみとする方向での素案をまとめております。しかし、事業の外部委託の枠組みや利用料設定等の細部については、不確定要素が多く、現時点で具体的な取り組みを明示することはできかねますが、町といたしましては、現在行っている2次予防対象者把握事業、要介護状態になる恐れの高い方を対象としたげんきはつらつ教室、脳いきいき教室、活動的な高齢者を対象とした介護予防教室、おでんせ広場との再編成を図りながら高齢者の状態像の変化に合わせた切れ目のないサービス提供を実施してまいりたいと考えております。

2点目の医療、介護の連携について、どのように取り組んでいくかについてですが、県では在宅療養者が安心して生活し続けることができるように医療、介護等関係職種が連携し、地域の実情に合わせた在宅医療、在宅介護の提供体制を整え、地域包括ケアシステムの推進及び在宅医療を含む地域医療体制の構築を図ることを目的に在宅医療介護連携促進事業を本年度から3年間の予定で実施することとしております。

町といたしましては、ケアセンター南昌が複合施設として開設し、医療、介護の連携がうまく機能していることから、紫波郡医師会を初めとする関係機関と協議しながら県の事業に取り組み、地域の実情に合わせた在宅医療、介護連携に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の地域包括支援センターをどのように充実させ、どのような施策を講じていくのかについてですが、地域包括支援センターは、本町の介護、福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うため、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く吸い上げ、業務に当たっており、平成24年度からは、認知症事業に取り組んでいる関係から、認知症支援推進員として職

員を1名ふやし事業を展開しております。今後さらに生活支援の充実に対応するため、在宅医療、介護連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等に力を入れるほか、町包括支援センター運営協議会による評価・点検を強化することにより、センター機能をより充実させてまいりたいと考えております。

4点目の高齢者人口の増加に伴う地域包括支援センターは1カ所でいいのか、人員増で対応するのか、日常生活圏域は今の1つでいいのかについてですが、日常生活圏域につきましては、中学校区または高齢者の移動時間で設定する考え方がありますが、本町は町内全域を30分以内でカバーでき、急なケースがあった場合でも即対応できることや定期的な会議により、情報共有が十分に図られていることから、圏域の見直しは行わず、現状での運営で十分であると考えております。

また、地域包括支援センターにつきましても、日常生活圏域に合わせて1カ所とし、高齢者人口の増加に対しては、今後対策を検討してまいりたいと考えております。

5点目の本町の地域包括ケアシステムの目玉は何かについてですが、本町が特に重視している取り組みとして、現在国の補助事業を利用して矢巾町認知症施策推進事業を実施しております。この事業は、認知症になっても、住みなれた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方や家族への効果的な支援を行うことを目的としており、地域包括ケアシステムを進める上でも多職種によるネットワーク形成が非常に重要になってくることから、今後も本事業をうまく活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 再質問は数点ありますので、1点ずつ分けて再質問させていただきます。

まず皆さんもご存じのことではありますけれども、ちょっと地域包括ケアシステムのことにつきましては、ちょっと申し上げさせていただきますと、まず地域包括ケアシステムは、地域住民に対しまして、1つは保健サービス、これは健康づくりでもありますし、それから2点目で医療サービス、それから3点目で福祉サービス、これはもう在宅ケアあるいはリハビリなわけでありまして、これはソフト面と、それからハード面がありまして、それぞれの関係者が連携、それから協力して、地域、それから住民のニーズに対し体系的に提供

する仕組みのことでありますけれども、先ほどの質問で再質問をさせていただきます1点目ではありますが、要支援者1、2の人たちについて、訪問介護、通所介護、要するにヘルパー、それからデイサービス、これは利用できなくなるのかどうかということでもあります。

それから、2つ目、事業費は予防給付費と比べて減るのかどうかというこの2点につきまして再質問させていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の訪問介護、通所介護ということでございますが、そのとおり今ヘルパー、そしてデイサービスがそれを指しているわけですが、これにつきましては、前にも述べておりますが、非常に介護状態にならないためには重要な部分と考えておりますので、今後とも継続していきたいなど、このように考えております。

それから、事業費につきましては、これは総体的な部分、まだ見えてきていない部分もございまして、それぞれ地域支援事業、今まで結局は介護保険料のほうからその部分、いつている部分がありますが、それは一般会計で賄いなさいよ、それが市町村事業ですよということになります。その部分につきましても、いかにしてやはり町の施策として1人でも介護状態にならないような方々、結局は予防に力を入れるということに尽きるわけですが、その部分につきましては、今後とも力を入れてまいりたいなど、このように考えておりますので、金額的な部分はまだ算出をいたしておりませんが、継続してやっていきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

医療、介護の連携につきましての部分ではありますが、在宅医療の具体的な取り組みをひとつ考えているのかどうかということでもあります。

それから、2つ目であります。訪問医療のできる医師の確保を町で取り組む計画はあるのかどうかということでもあります。

それから、先ほど紫波郡医師会との協力とありましたけれども、その紫波郡医師会との連携、どのように協力していくかということにつきまして再質問させていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

在宅医療、訪問医療の医師、それから紫波郡医師会との連携というお話ですが、今町長の答弁にもありましたとおりケアセンター南昌、医療と介護、非常に連携してうまくいっているということになっておりますし、そのとおりだと思っております。そのためにつくっていただいた建物ですので、非常に有効に活用したいなど、このように考えております。

特にも訪問医療につきまして、まだ町内で訪問医療を行っている医療機関、ございませんけれども、これからやはり在宅医療ということを考えていきますと、訪問で診てもらえるというようなお医者さんが必要と、非常に今考えておりますが、その部分につきましては、それぞれ今後ここにもありましたとおり紫波郡医師会あるいは帰厚堂系列等々お話をし合いながら実施していきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ここで質問の途中でございますが、昼食のために休憩をいたします。

再開を午後 1 時といたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き村松信一議員の質問を続けます。

次に、第 3 問目の質問を許します。

○3 番（村松信一議員） 平成26年度の予算編成につきまして3問目の質問をさせていただきます。

第 6 次矢巾町総合計画後期基本計画の取り組みが始まり、既に 2 年 8 カ月を経過いたしました。後期計画 4 年目の平成26年度予算編成策定に当たり、基本的な考えにつきましてお伺いいたします。

まず 1 点目の質問であります。予算編成における今日的課題として、重点的に取り組むべき事務事業があれば、お示しをいただきたいと思います。

2 点目の質問であります。総合計画を初め、次世代育成支援地域行動計画後期計画等の各行政方針ごとに策定計画の中で最重要課題として平成26年度最も重点的に取り組む計画は何

でしょうか。その計画に対し、来年度の予算編成をどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目であります。平成25年度国内全般に好転の兆しの経済状況の中で本町における平成26年度の予算歳入のうち税収の見込みについて、どのように捉えているのか、以上3点につきましてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 平成26年度の予算編成についてのご質問にお答えいたします。

1点目の予算編成における今日的課題として、重点的に取り組むべき事務事業は何かについてですが、平成25年8月9日の大雨洪水災害からの復旧、復興が最優先として取り組むべき事業と考えております。

また、整備工事着手から4年目となる矢幅駅前地区土地区画整理事業を初め、第6次矢巾町総合計画後期実施計画に計上された事業について、可能な限り事業費を抑制しつつ、重点事業として着実に取り組むこととしております。

2点目の総合計画を初め、次世代育成支援地域行動計画後期計画等の最重要課題として重点的に取り組む計画に対し、来年度の予算編成をどのように考えているかについてですが、第6次矢巾町総合計画後期実施計画におきましては、先ほどの1点目でも申し上げましたとおり、平成26年度は、町の玄関口である駅周辺整備のうち矢幅駅前地区土地区画整理事業に重点的に取り組む予定であります。当該事業につきましては、平成23年10月に着工し、家屋移転も今年度末には9割を超える115戸が移転を完了する予定であり、事業の中間年に当たる今年度末での事業費ベースの進捗率は、約53%の見込みとなっております。来年度は駅前の交流拠点となる交流センター建設に着手し、平成27年度末の完了を予定しているところであります。

また、次世代育成支援地域行動計画後期計画におきましては、これまで町内5カ所の民間保育所の改築及び新築事業と認定こども園の新設事業に特にも取り組んでまいりましたが、今年度で全て事業が終了することから、平成26年度は、町立煙山保育園改築事業に重点的に取り組む予定であります。煙山保育園につきましては、昭和51年の建築以来、これまで37年が経過し、老朽化等により早期に着工を予定しているところであります。

それぞれの事業につきましては、可能な限り事業費を抑制しつつ、着実に取り組むこととしておりますが、矢幅駅前地区土地区画整理事業につきましては、社会資本整備総合交付金の活用が不可欠であることから、財源確保のため、今後も引き続き国に働きかけてまいりた

いと考えております。

また、町立煙山保育園改築事業につきましては、公立保育所に対する国や県からの補助制度がないことから、地域の元気臨時交付金や福祉基金の活用について検討し、最小にして最大の効果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の平成26年度の税収見込みについてどのように捉えているかではありますが、昨年12月に発足いたしました第2次安倍内閣において掲げた一連の経済政策、いわゆるアベノミクスにより円高修正、株価上昇により輸出企業を中心に企業収益が好転してきている状況であり、我が国経済の基調判断としては、景気は着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られるとしております。

一方、県内の動向につきましては、大型小売店販売額、乗用車新車登録台数は、前年水準を下回っているものの、新築住宅着工戸数、公共工事請負金額は前年水準を上回り、雇用情勢についても有効求人倍率が1倍台で推移していますが、臨時的雇用が中心で、地域による差も見られることから、総じて緩やかな回復が続いているとしております。

その中におきまして、本町の基幹税目であります個人住民税、固定資産税ですが、個人住民税につきましては、8月9日の大雨洪水による農作物の被害、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れによる畜産、菌茸類の風評被害、平成25年度米価概算払金の下落などにより、農業所得は全体的に減少するものと見込んでおります。

一方、岩手医科大学移転等によります住宅需要の増加に伴い、集合住宅の建築も進み、その影響もあり、不動産所得の増加が見込まれ、また平成26年度から東日本大震災からの復興に関し、防災のための施策に必要財源確保として、均等割が500円加算されることにより、全体として昨年度より若干の増収を見込んでおります。

固定資産税につきましては、国土交通省によります地価調査では、大都市圏においては、対前年平均変動率の下落のマイナス幅が小さくなり、用途によってはプラスに転じているものもありますが、地方圏ではマイナス幅は減少したものの、まだまだ回復には至っていない状況にあります。

本町におきましても、地価の下落傾向は続いておりますが、中村地区、藤沢地区の開発などにより、土地については、ほぼ前年並みと見込んでおります。家屋につきましては、土地区画整理事業で整備されました矢幅駅周辺地域を中心に一般住宅、集合住宅の建築戸数の増加により、増収となるものと見込んでおります。

経済情勢は回復の兆しを見せてはおりますが、海外景気の下ぶれが我が国経済、ひいては

県内景気をも下押しするリスクもあり、なかなか先行きを見通すことは難しいところではありますが、平成26年度当初予算の歳入における町税の見込額は、前年度当初より9,000万円ほど多い33億2,000万円ほどを見込んでいるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 1点だけ質問させていただきます。

歳入のうち税収の見込みにつきまして、もしわかれば予定立てているというか、見込みを立てているというのは、各税目ごとにどのような見込みを立てていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの各税目ごとの見込みということについてお答えをいたします。

総体的には、今町長のほうから答弁ありましたとおりでございますけれども、各税目等につきましては、若干こちらのほうで予算編成中でございますので、まだでき上がったものということではありませんので、まず見込みということでお答えをしたいと思います。

あくまでもこれは現年分ということの中での数値でございますけれども、個人町民税につきましては、先ほどもありましたけれども、大雨被害等による農業の所得の減少が見込まれるところでありますけれども、それ以外に新聞等でも出ておりますけれども、年末一時金、ボーナスなのですけれども、その支給については、県内企業でも前年を上回るというような回答が半数近くあるというようなこともありまして、給与所得のほうについては、若干伸びるだろうというふうに見込んでおります。また、駅周辺における住宅、アパート等の集合住宅が大分活発化しておりますので、それらの不動産所得、そして均等割等の部分がありまして、合わせて個人住民税現年分では約2,300万円ほど多い10億8,000万円ほどを見込んでいるところでございます。

法人町民税につきましては、今経済状況が大分上回ってきているというところもありまして、ある程度見込みができるだろうということで約3,700万円ほど多い3億1,000万円ほどを見込んでいるところでございます。

固定資産税につきましては、先ほどありましたように、家屋等については、新築家屋も大分ふえておりますし、あと償却資産につきましては、復興事業等によります重機のリース、

それらに関するものも大分ふえているというところもありまして、それらを合わせて、また国有資産等所在市町村交付金、それも合わせながら約3,600万円ほど多い16億7,000万円ほど固定資産税では見ているところでございます。

軽自動車につきましては、若干普通自動車からの買いかえというようなことも今進んでおりまして、特にも安全性ということで軽自動車であっても、走行中にぶつかりそうになったとき、すぐにブレーキが効くというような安全性が大分軽自動車でも備わってきておりまして、そういうものについては、女性の方たちが大分買いかえているというような報道もありますのですけれども、額的には50万円ほどの増ということの見込みで6,400万円ほどを見込んでいるところでございます。

町のたばこ税につきましては、日本たばこ産業株式会社のほうでは、年大体3から4%程度減少していくものというふうに見込んでいるようでございますけれども、当町におきましては、交流人口の増、そして中村地区、藤沢地区の建設工事等で働く人の作業員等の交流というようなことも見込みまして、昨年より300万円ほど多い1億9,300万円ほどたばこのほうでは見込んでいるところでございます。

入湯税につきましては、8月9日の大雨によりまして保養センターが営業していないということもありまして、来年改築予定とはいいまして、営業を再開できるまで相当日数かかるというようなことも予想されますので、それらの部分で前年より450万円ほど少ない1,000万円ほどを入湯税ということで見込んでおります。合わせてそれら滞納繰越分も若干見込みながら前年度対比で率で約2.9%ほど増の9,000万円ばかり増で33億2,000万円ほどを現在のところ見込んでいるというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。今年度は全ての定例会で質問の機会をいただき、感謝をいたしております。

早速質問に入ります。1番目として、岩手医大・附属病院移転に伴うインフラ整備と経済

面での活性化策についてでございます。岩手医科大学の移転は、既に大学の移転がほぼ完了し、学園都市としての活気が出ております。平成29年度末、当初はこれをめどに計画されている病院移転を心待ちに本町の活力増強としての期待も一層高まっております。病院移転後の交流人口は9,800人ほどと推測されておりました。実質人口増に加えて、利用人口増による多方面での効果ははかり知れないものがあると想定されます。他地区の発展過程を検証いたしますと、人口増によるにぎわいと活力は、当然プラスに作用をいたします。しかしながら、インフラ整備が整合性を持って進行されずに、公害を引き起こす事例をかいま見ることでもあります。その点に十分考慮して進めるべきと考えます。

さて、町を挙げて人口増による効果を最大限に引き出すことは、極めて重要な施策であると考えます。この施策の1つに、本町の基幹産業である農業を中心に活性化を図ることは肝要と考えます。米の減反政策等での営農組合活動はもとより、製造会社や主要消費地との契約など、野菜の栽培等も行われております。今後は、さらに6次産業化への取り組みなど、安定収入が得られる活性化策が求められております。以下の2点について伺います。

1点目として、インフラ整備についてであります。徳田橋の建設やスマートインターチェンジの設置、周辺道路の拡張などなど、現時点での計画について。

2点目として、農、商、工連携における地場産業の活性化策に対する行政としての主体的なかかわりについて、特に本町産農産物の利用促進について伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員の岩手医大・附属病院移転に伴うインフラ整備と経済面の活性化策についてのご質問にお答えいたします。

1点目のインフラ整備について、徳田橋の建設やスマートインターチェンジの設置、周辺道路の拡張など、現時点の計画についてであります。議員ご承知のとおり、岩手医科大学附属病院の開院予定は、平成31年とお聞きしております。最初に、上下水道の整備についてお答えいたします。上水道につきましては、基本である安全、安心、安定、持続を柱に緊急対応能力の向上と重要度に応じた施設の耐震化と老朽化施設の更新に取り組み、水需要の動向を踏まえた長期展望に立ち、効果的かつ効率的な整備を進めております。岩手医科大学附属病院の建設計画への上水道整備の対応は、病院の詳細設計が定まり次第、速やかな対応を図ってまいります。

次に、公共下水道に関しましては、矢巾町汚水処理施設整備計画に沿った整備を継続して

行い、矢幅駅西地区土地区画整理事業及び駅前地区土地区画整理事業地内の整備と併せ、高田、上赤林、煙山、南煙山、城内及び下北地区等の既存集落の整備を引き続き進めてまいります。岩手医科大学附属病院の建設計画の下水道整備は、平成26年度に管路施設の設計を、平成27年度からは工事施工という計画で進めてまいります。

次に、道路整備につきましては、岩手医科大学附属病院の開業と合わせまして整備が必要なことから、本町におきましても徳田橋の早期かけかえについては、毎年国や県等に要望しているところであります。今年度は、用地測量、建物調査及び河川協議に係る橋梁詳細協議資料等の作成を行っており、来年度から用地買収及び物件補償に着手する予定と伺っております。

次に、スマートインターチェンジ設置につきましては、本年6月11日付で連結許可をいただき、平成30年3月の供用開始を目指し、事業を進めているところであります。円滑なインターチェンジへのアクセス性を確保するため、町道堤川目線や安庭線等の周辺道路の整備についても計画しているところであります。

また、岩手医大周辺の道路整備については、沿線となります町道中央1号線の拡幅を予定しておりますが、相応の交通量が予想されますことから、周辺道路などの交通形態を勘案しながら開院までに必要とされる道路や交通安全施設の整備を進める計画としております。

2点目の農、商、工連携における地場産業の活性化対策に対する主体的なかかわりと本町産農産物の利用促進についてですが、昨年7月、盛岡市を会場に第1回ゆくたがりの夕べを開催し、好評を得ましたが、開催目的は、特産品の販売促進はもとより、地元農林産物の活用方法の模索もあり、本町の飲食店経営者にも参加をいただいたところであります。その後、本町農産物を利用した特産品開発について、矢巾町商工会と協議を重ね、昨年度から矢巾町商工会を窓口とした町内飲食店の協力による本町の農林産物を活用した創作料理の試作に取り組んでおります。本年度は、ゆくたがり町内の各店舗自慢の創作料理とを合わせて提供することにより、安全、安心でおいしい本町特産品及び農林産物の積極的なPRを行い、まずは地元で愛されるものでなければならないことから、町民の方々に周知を図ることを狙いとし、あえて町内を会場に第2回ゆくたがりの夕べを開催したところであります。町といたしましては、このような取り組みを重ね、イベントに参加された方々からも情報発信していただけるような環境づくりと矢巾町に行けば、これが食べられるといった特産メニューの確立に向けて矢巾町商工会及び協力店舗との連携を密にしながら取り組みを継続してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 2点ほどございますけれども、1つずつ区切って伺います。

1つ目として、病院移転に先駆け、既に矢巾キャンパスの開学で学生や教職員、関係者の交流人口が約2,000名ほど増加したわけですが、これによる経済効果はどのようにはかられたか、資料として捉えておりましたら、あるいはどんな形でも結構ですが、捉えております内容をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 資料としては、特に捉えたものはございませんが、学生のアパート等の利用状況につきましては、全体の学生の約半数以上がまず町内のほうに住んでおられて、そういった学生さんが大体おろす金額というのが、まず1人100万円は下らないだろうというような情報等もいただいているところではありますが、そういった人数的なことぐらひは伺ったりしておりますが、具体的に数字として捉えたものはございません。申しわけございませんが、それでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 岩手医大の総合移転に際しましては、医大としてのキャンパスが先ほどのように先行しまして、またただいまご答弁をいただいた附属病院については、幸いまだ時間があると言っても過言ではございません。したがって、このインフラ整備の計画を着々と推進しつつも、町民、いわゆる地域住民の声にも耳を傾けて、日進月歩、特にも相手の先端技術の変遷が著しいわけですので、こうした点にも柔軟に対応しながら事を進めることが肝要かと思えます。

そこで2点目の質問に関連してお話しをいたします。経済面での活性化についてでございます。せっかく医大が総合移転するのだから、この際、全ての分野、とりわけ産業部門で可能な限りかかわりを最大限に生かして相乗効果を図る、その戦略は何か。私どもも日常の身近なかかわりの中では、町内の学校給食がJAシンセラを介して、いわゆる地産地消に今取り組んでいるわけで、同様の観点からイメージしまして、町内の農産物を極力この附属病院に納品できないか、そうしたことも結局は自由主義経済ということでございますので、単純

にはいかないでしょうし、行政主導でお願いできないかとも考えるわけです。

また、しかも今まさに駅前の区画整理事業も同時並行的に進行し続けているわけですので、これに関してハード部分の構築は、いつの時代にもやがて完成をいたします。しかし、5年、10年とたつにつれて先々を展望いたしますと、少子高齢化時代を背景とし、そう安易に発展し続けるとは展望しがたいわけです。そこで、こうしたときこそ全国の事例をかいま見て、長期的にまちづくりとしての戦略を企て、着実に実践し得る政策が求められているのではないかと思います。俗に農、商、工連携が叫ばれておりますけれども、こうしたプロジェクトを進めるにしても、例えば3つの意識、問題意識、危機意識、当事者意識の共有が何よりも不可欠だというふうに思っております。それぞれの市町村には、農業、工業、商業、建設業などなど、業界団体の団体が組織されており、それぞれ懸命に努力はしております。しかしながら、町を挙げての事業となりますと、いささかそれぞれに利害関係も絡み、総論賛成、各論反対とかという事例も全国にかいま見ることができます。こうしたことに関して全てに適合した事例というものは、そう簡単にはないと思います。

次に述べることを1つの事例としてお話しするわけですが、四国、高知県の例えば四万十市では、まちづくり四万十株式会社を設立して各種の事業に取り組んだと。およそ31事業を計画して、28事業が実施、現在でも残りの残余事業について取り組み中というところですね。こうした四万十市のまちづくり会社の例えば株主構成を見ますと、四万十市が50%、商工会議所が15%、地域の全ての商店街、ここは市ですから、8つぐらいの商店街振興会がありまして、3%ずつ、全てが出資。ほかに各種既存の金融機関、高知県交通、建設業協会、そして農協とありとあらゆる会社や団体がこの持株、株主構成となって、いわゆる行政主導の農、商、工連携事例と言えるかもしれません。こうした市街化活性化基本計画事業に取り組んでいる事例は、規模の違いがあっても県内でも、例えば北上とか、遠野とか、あるいは江刺でも見受けられるわけです。

さきに述べたように、いわゆるハード事業は、計画に沿って計画的、比較的順調にいつの時代でも完成をいたします。しかし、全ては人、物、金と言われるように、人を中心とした運営に最後はかかっております。これからこのような全町的な取り組みを本町でも勘案して、5年、10年かかっても、このまちづくり会社での対応を構築して、推進することも1つの手法として肝要ではないかと考えますが、この点についてのご所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問といいますか、ご提言でございますが、さ

まざま幅広い観点からのご提言がございました。この点につきましては、ご意見として賜りまして、今後に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 2問目といたしまして、本町における観光資源の創出と開発についてということでございます。少子高齢化時代を迎えて全国的に人口減少が続いております。岩手においても同様で、矢巾町と滝沢村が唯一増加していると数年前報じられておりました。本町においても、ここ数年微減はしているものの、進行中の事業計画の進展とともに再び増加に転じると予測されます。しかし、長期的には、人口減少は避けられません。このような状況下において、本町内のにぎわい性や他の市町村からの集客活性化という観点から、観光施策は極めて重要と考えます。

本町は、県内33市町村の中でも下から2番目に少ない面積です。地形的に見ると、東部地区の造営1200年余りの徳丹城跡と西部地区の南昌山を中心とした町立自然公園の大きさは2つのゾーンに分けられると考えます。観光施策に関し、次の2点について伺います。

1点目として、城内山の活性化策について、具体的には年少者や高齢者、各種サークルでのトレッキングやジョギングなど、気軽に運動できる施設や冬期間でもジョギングや歩くスキーなど、いわゆる生涯スポーツ、通年スポーツが可能な環境の整備並びに駐車場機能を含めた城内山公園としての再構築についてであります。

2点目に、徳丹城跡地のこれからの活性化策として、矢巾町を代表する産直を建設して、地元農家による地場産品の流通活性化あるいは雇用の確保について提案いたします。

雫石の産直や身近に長岡、赤沢、佐比内地区など、さらには江刺の産直、数多くありますが、これらの本格的な産直は、道の駅や市町村、JAの施設など、国の補助金や行政の手厚い支援策によるものが多く見受けられます。この点において、本町には大規模な産直施設がなく、この際、本町の観光の顔としても産直施設を町を挙げて長期的視点に立ち設置し、農、商、工連携による運営の一大プロジェクトを行政主導でできないか伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 本町における観光資源の創出と開発についてのご質問にお答えいたします。

1点目の生涯スポーツ、通年スポーツが可能な環境の整備、駐車場の機能を含めた城内山公園としての再構築についてであります。本町の観光資源は、近隣市町村と比較すると、少ない状況にあるわけですが、その中であって城内山は、標高328メートルと気軽に登ることができる山であり、また展望台からの見晴らしは、矢巾町内一円、さらに盛岡市、紫波町まで一望できる素晴らしいものであります。しかしながら、展望台は老朽化しており、付近には大木があるため、安全面や景観を考慮し、修繕や伐採を行うとともに、四季折々の樹木を定植するなどの整備を検討しております。また、登山口までの煙山ダム周辺通路は、ハイキングコースに位置づけられており、新たに城内山周辺に駐車場を整備することは構想にありませんが、健康増進のため、トレッキング等の登山を周知するとともに、各自治会の子ども育成会や活動団体等に対し、城内山を活用したさまざまなイベントの開催を呼びかけ、誰でも気軽に訪れる憩いの場所となるよう整備を検討してまいります。

矢巾町西部地区は、城内山を含め矢巾町の観光資源の拠点であり、観光による誘客については、矢巾町観光協会と連携を図りながら次期総合計画において、弊懸の滝から矢巾温泉郷、煙山ダム、そして大白沢地区を含めた広域にわたっての観光名所となることを検討し、誘客に努めてまいります。

2点目の徳丹城跡地の活性化策として、町を代表する産直を建設し、地元農家による地場産品の流通活性化、雇用の確保についてですが、現在町内には5カ所の産直施設が活動を行っております。町といたしましては、5つの産直組織で運営する矢巾町産直団体連絡協議会を通じて今後の産直施設のあり方や商品開発等の研修の機会を設けるなどの取り組みを実施しております。しかしながら、各産直ともに構成員の高齢化と、それに伴う後継者育成、規模拡大における資金面の問題等々、さまざまな悩みを抱えておりますので、このような課題も踏まえつつ、今後の産直組織をどのように運営していくかについての意向も確認した上で必要な支援を行ってまいります。

このような事情から本格的かつ大規模な産直施設の建設につきましては、現段階では考えてはおりませんが、徳丹城跡地はもとより、今後の矢幅駅前開発や岩手医科大学移転等の状況を見ながら地元農家による地場産品の流通活性化並びに雇用の場の確保に向けた調査、研究を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 2点ほどございますが、1点ずつ区切ってお伺いします。

1点目として、城内山の再構築に関して短期的ではなく、長期的な視点で頂上に、例えば桜並木を計画し、年々植林をしていくとか、あるいは今日的には冬場の歩くスキーの用途もふえておりますので、これに対する用具のレンタル、いわゆる貸し出しを、例えば近隣のグリーンハイツを拠点に行うということで、年々内容の充実を企画し、充実していくことが肝要ではないかというふうに考えるわけですが、この点について伺います。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） ただいまのご質問にお答えします。

今お話しされました城内山の件でございますが、確かに城内山、非常に素晴らしい場所でございます。私どももその城内山という位置づけ、非常に眺めもいいし、非常に格好な観光地ではないかなというふうに考えるわけでございますが、今お話しされたとおり、例えば頂上付近のほうに各それぞれの季節ごとの花を植えるとか、そして展望台から眺めるために、下のほうの木が伸びておりますので、そっちを地権者からのご協力をいただきながら木を切らせていただくなどするなど、皆さんが気軽に登れる、また素晴らしいところというふうなことになるように、それぞれ考えていきたいと、このように考えております。

また、今回8月9日の大雨によりまして南昌山のほうにも入山禁止、それから弊懸の滝、水辺の里もこのような状態でございますので、来年度におきましては、何とか城内山を中心に観光客が来るように考えたいというふうなこともございますし、今お話しされたとおり長期的に考えて憩いの場所として位置づけをしたいと、このように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 2点目ですけれども、産直に関する先ほどのご答弁ですが、現在実施されている産直関係者の皆様のご努力で現況としては理解をできます。しかし、私としては、5年、10年先を見据えての計画実施という観点から申し上げたわけですが。皆さんもデパートやスーパーあるいは個々の商店で買い物をする、つまり消費者、お客さまの立場に立ったら、誰しも小さなところより大きな店、品ぞろえもより充実したところ、しかも価格を比較して満足のいくところで買い物をしたいという欲求が湧くと思います。ストアコンパゾンという比較購買の心理が働くからです。物理的に距離が20キロ、30キロと離れていればともかくとして、10キロ圏内であれば、ほとんど魅力あるところに吸引をされるわけです。

私も町内の既存の産直が発展してほしいと思っております。各地区にある産直を発展させながら、先ほど述べたように、5年、10年先を展望して、その上で産直の核として内外からの客を呼び込めるいわば矢巾のセンター的な産直施設を構築できれば、いわゆる要員計画の効率化が図られるし、品ぞろえや店舗環境も充実できるし、ビジュアルな展開で売り上げあるいは業績向上を見込める。設備投資や先端技術の導入も容易に現在よりはなると思います。このことは、個々の農家や1団体で投資できるわけではなく、行政の所有で建設するにしても、全て自主財源で数億円投じて建設ということは難しいわけです。そこで国を初めとした補助事業の検証も必要になるかと思えます。

そこで、論点を変えて、道の駅について述べさせていただきます。2011年現在でこの道の駅は、全国で970カ所を数えております。国土交通省によりますと、道の駅に期待される基本的な機能というのは、いわゆる道路利用者のための休憩機能、それから道路利用者が地域の人々のための情報発信機能、そして地域のまち同士が連携する地域連携機能の3つとされております。

そして、より具体的には、当然ながら24時間利用できる駐車場とかトイレ、あるいは現在は携帯電話が普及されつつも電話を備えて、さらには地域の情報センター、レストラン、お土産屋、そしてごく最近では、いわゆる地域の産直、農産物の直売所が基本的な要素になっております。道の駅もスタート以来時を重ねて、内容も地域の実態に合わせて刻々と進化していると思えます。そうした観点から、道の駅の登録申請を検討してみたいと思えます。この件に関して所見を伺いたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のご質問にお答えいたします。

まず今のご質問につきましては、最終的な形の中では、道の駅等を導入した形の中での地場産品の活用というふうな総体的なご提言を踏まえたご質問だったわけでございますけれども、前段のほうの産直の絡みの部分で町一円的なものの、一つの核となるものの施設につきましては、町長答弁にあったとおりのわけでございますけれども、まず町といたしましても今の流れを見た場合には、やっぱり大きな核となる施設的なものはあればいいなという思いはございます。しかしながら、現場で実際に実践している方々の意向等、その部分につきましては、先ほども答弁したわけでございますけれども、その部分につきましては、実際的にはなかなかそこまでは踏み切れないという部分がございます。そこで、この部分につきましては、議員お説のとおり長期的な視点ということを踏まえた場合には、私どもはやらないから、

ではもう駄目なのだなどということではなくして、このまま継続をしながら後継者の方々、若い方々の部分も意向も確認しながら皆さん総意のもとでやはり何らかの形で進めたいということであれば、研究しながら進めてまいりたいという考えはございます。今の段階の中では、そういう情報提供なりをしながら、あるいは研修しながら、そういったふうなそれぞれが真剣に考えていただくような環境づくりの場を提供している状況でございます。

あと実際的には、若い方々もいらっしゃるわけですが、その方々につきましては、今の既設のショッピングセンター等に独自の産直コーナーがあるわけですが、そういったふうなところに加盟しながら取り組んでいる事例はございます。あとは、シンセラのほうにもやっぱり複数出荷しながらやっているという、そういう意味では、広範囲に取り組んでいる方もおります。そういったふうな動きの中で、まず経験した形の中でこれで行けるぞというふうな方向的なものも自信を持った形の中で、だから必要なのだといったふうな、そういったふうな機運をまずあればというふうには思っておるところでございます。

あと道の駅の部分につきましては、ちょっと私どもではそういったふうな法的な情動的な部分はまだ備えておりませんが、意図する部分につきましては、同じような核となるというふうな視点でございますので、そのような考えにつきましては、ご理解いただければと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 再質問ではありませんけれども、本町におきましては、先ほど来出ております復興事業を初めとした近々の課題が目白押しで、私もこれが最優先、当然ながら最優先されるべきと思います。しかし、私が先ほど来述べた大半は、そうした状況下においても常に中長期展望を打ち立てて、前進すべしということを述べておりますので、ぜひそのように理解をし、推進をお願いして私の質問を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、2番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳でございます。今本町では、第6次総合計

画も終盤期を迎え、駅前開発を初め各大型プロジェクトが完成、完工に向け、その工事にも拍車がかかってきております。この中で最初の質問といたしまして、先般9月議会における平成24年度の決算審査結果を踏まえ、第7次総合計画に向けた今後の財政運営方策について川村町長の所見をお伺いするものであります。

平成24年度決算における歳入では、町税の増収等もあり、自主財源比率が50%と、前年度を上回る結果となり、歳出では矢巾中の建設事業の終了と財政調整基金の積立金の減少等もあり、前年度比で約12億円の減額となりました。このことなどからも課題も散見されるものの、収支均衡のほぼ健全な財政運営がなされているものと認識し、その決算も認定の運びとなりました。

このような状況下ではありますけれども、被害総額20億円余となった去る8月9日の豪雨災害復旧対策等を踏まえた中で、今後2年から3年後を見据えての財政方策を以下についてお伺いするものであります。

- 1、自主財源の主となる税収見通しについて。
- 2、町債の起債、返済、残高見通しについて。
- 3、来年4月からの8%、さらに1年半後に10%にと消費税の増税が見込まれる中、交付税等国、県からの財政支援見通しについて。
- 4、町道、橋梁、保養センター、マレットゴルフ場を含めた豪雨災害復旧への財源確保計画と復旧見通しについて。
- 5、財政調整基金以外の基金の運用計画について。
- 6、ふるさと納税制度への取り組みについて。
- 7、第6次総合計画に示されている2年後の目標年次における実質公債費比率15.0%、将来負担比率110%台維持とあるが、計画達成に向けてどう取り組んでいくかについて。
- 8、教育施設を含め多くの施設の老朽化が進んでいる中、これらの改修、改築を考慮した中での第7次総合計画における新たな大型プロジェクト計画はどのようなのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 2番、藤原由巳議員の本町における今後の財政運営方策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の自主財源の主となる税収見通しについてであります。3番、村松信一議員にお答えしたとおりでございますが、安倍内閣で掲げた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民

間投資を喚起する成長戦略を柱とする三本の矢の経済政策、いわゆるアベノミクスにより輸出企業を中心に企業経営が好転してきている状況で、国では平成26年度税収を本年度より16%多い50兆円と見込んでいるようであります。

一方、地方におきましては、緩やかな回復があるとしても、大都市圏ほどの景気回復は感じられないところでもあります。また、国と地方では、課税方法等の違いもあり、同様に論じることはできませんが、平成26年度当初予算の歳入見込みは、平成25年度当初予算と比較して2.9%、9,000万円ほど増の33億2,000万円ほどを見込んでいるところでもあります。今後も自主財源であります町税の確保につきましては、鋭意努力してまいり所存であります。

2点目の町債の起債、返済、残高見通しについてですが、普通会計の起債発行額は、平成23年度には中学校整備債約7億1,000万円を含み約18億円、平成24年度にはケアセンター南昌整備貸付債約3億円を含み、約14億3,000万円、今年度は区画整理事業債11億7,000万円を含み、約17億3,000万円を予定していたものの、大雨洪水災害が発生したことにより、災害復旧債として約4億5,000万円の計上が見込まれ、現時点では予算計上総額は21億8,000万円の見通しとなり、起債発行を余儀なくされている財政運営に将来の財政負担を危惧しているところでもあります。

次に、返済については、当該災害復旧債を元金償還2年据え置き、元利均等払いの10年償還で推計した場合、平成26年度から平成27年度までは利子のみ約200万円ではありますが、平成28年度には、当該災害復旧債に係る元利償還金約6,000万円と合わせて償還がピークとなり、普通会計で約13億1,000万円の償還見込額となります。なお、平成29年度以降の元利償還金は、徐々に下降するものと見込んでいるところでもあります。

次に、残高見込みについては、現時点の普通会計で本年度が残高ピークで約133億9,000万円、平成26年度が133億7,000万円、平成27年度が128億6,000万円となり、以降徐々に下降するものと見込んでいるところでもあります。

3点目の交付税等国、県からの財政支援見通しについてですが、災害復旧費国庫負担金については、現時点において農業施設関係が激甚災害指定されたものの、補助率のかさ上げ率が不明であり、また公共土木施設関係は、年度末に局地激甚災害指定の可否が判明するため、現段階における予算計上は、通常の国庫負担率で算定した約3億3,000万円としております。また、地方交付税の一部である特別交付税については、当該災害復旧費に係る財源のうち一般財源について、普通交付税に算入されない特殊財政事情として配慮いただくよう機会あるごとに要望してまいります。

4点目の町道、橋梁、保養センター、マレットゴルフ場を含めた豪雨災害復旧への財源確保計画と復旧見通しについてですが、基本的な財源構成は、災害復旧費国庫負担金、災害復旧債及び財政調整基金繰入金で措置しますが、国民保養センターについては、当該財源構成に加え、建物共済金及び矢巾町福祉基金繰入金の充当を予定しているところであります。

次に、災害復旧の見通しについてですが、公共土木施設、農業施設関係及び国民保養センターについては、一般会計補正予算（第3号）から（第6号）において、災害復旧費所要額を予算計上し、緊急性を考慮した上、順次執行してまいります。

なお、当該災害復旧事業のうち町道南昌山線災害復旧については、平成26年度一般会計当初予算に計上する予定としており、またマレットゴルフ場については、現時点で着手時期が不明となりますが、当該施設に隣接する岩崎川河川災害復旧事業の進捗状況を注視しつつ、着工可能と判断した時点でマレットゴルフ場災害復旧費所要額に係る予算を提案してまいりたいと存じます。

5点目の財政調整基金以外の基金の運用計画についてですが、4点目でお答えしたとおり、国民保養センター災害復旧財源として、高齢者等の保健、福祉の増進を目的として設置した矢巾町福祉基金繰入金の充当を予定しているところであります。

6点目のふるさと納税制度への取り組みについてですが、ふるさと寄附金制度は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすため、平成20年4月に制度が創設され、現在に至っております。

国が制度創設から5年が経過したことを踏まえ、本年5月に全都道府県と市区町村を対象に実施した調査結果によりますと、制度のPR方法につきましては、約80%に当たる1,394の市区町村がホームページにより周知を図っており、また39%に当たる683の市区町村が寄附者に対するお礼として特産品などを贈る取り組みを実施しております。このことから特典めあての寄附を呼び込むため、特典競争が過熱化する傾向にあり、このような現状を踏まえ、総務省では、ことし9月に全国の自治体に対し、特産品等を送付することについて、適切に良識を持って対応するよう求めたところであります。

本町におきましては、他の市区町村と同様にホームページにより制度の周知を図っているところでありますが、平成24年度のふるさと納税額が5万5,000円にとどまっていることから、寄附金収入の増に向け、寄附者に対するお礼の品の提供なども含めふるさとを応援したいと思われるようなPR活動の検討をしてまいりたいと考えております。

7点目の第6次総合計画の目標年次における実質公債費比率及び将来負担比率の計画達成

への取り組みについてですが、平成24年度決算においては、実質公債費比率が15.6%、将来負担比率が147.0%であります。公債費負担適正化計画に記載した平成24年度までに実質公債費比率を18%未満とする計画は達成したものの、第6次総合計画後期基本計画に掲げた目標年次に実質公債費比率を15%、将来負担比率の110%台維持の計画達成については、今後の高齢化の進展に伴う国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金及び扶助費等の増額。歳入では、横ばいもしくは微増で推移すると見込まれる町税及び2年連続減額された地方交付税を初め、経常経費充当一般財源が圧迫され、財政の硬直化が進行していることから、起債発行に依存せざるを得ない状況となりつつあります。今後におきましても、選択と集中を念頭に経常経費の抑制を図りつつ、なるべく起債に依存することなく、予算を編成するものの現時点では目標達成は難しい状況にあります。

8点目の教育施設を初め多くの施設の老朽化が進んでいる中、これらの改修、改築を考慮した中での第7次総合計画における新たな大型プロジェクト計画はどうかについてですが、本町の行政財産のうち、小学校につきましては、校舎建築から相当の年数が経過しておりますが、建物の耐用年数もまだあることから、耐震補強工事を実施するなど、施設の維持補修に努めてきたところであります。また、南昌グリーンハイツ、町民総合体育館は、築35年が経過し、煙山児童館、徳田児童館は、築25年が経過しており、それぞれ維持補修を実施しながら施設を運営しているところであります。ほかにも町営住宅なども含め、今後におきましても公共施設の維持補修に係る費用負担が継続するものと認識しております。

少子高齢化が進展する今日においては、各自治体におきましては、これからの公共施設の維持管理は重要な課題となっており、従来どおりの発想で公共施設を建設することはできない状況となってきております。このような状況において、第7次総合計画における新たな大型プロジェクト計画につきましては、現時点におきましては、仮称矢巾スマートインターチェンジ及びアクセス道路整備事業、徳丹城跡整備事業などが挙げられるところですが、そのほかの事業につきましても厳しい財政状況を踏まえ、先ほど申し上げました既存施設の維持補修費用も考慮しつつ、第7次総合計画策定時に多くの住民の皆様の参画をいただき、本町の持続的な成長と住民サービス向上を目指し、事業の選択と集中を念頭に置きながら当該計画を定めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 非常に詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございました。その中ではありますけれども、質問の趣旨がちょっと通じなかった点もあるやにも私自身感じてございまして、その辺を含めて若干再質問させていただきたいというふうに思います。

その1点目、2点目につきましては、それぞれ理解をした次第でございまして。今後も同じような動向で推移されるだろうというふうなことでひとつ計画どおり推移できることを念願するものであります。

それから、3点目、4点目につきましては、さらなるいろんな団体につきまして、国等につきまして、さらなる運動を展開していただくように期待をするものでございまして。

5点目の基金の運用計画でございまして、これも私9月の決算委員会でも質問させていただきましたが、今回この質問の趣旨がよく通じないような答弁でございましたので、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

平成24年度決算での基金残高は約37億円、うち財政調整基金は約22億円とありました。その他21基金総額が約15億円というふうな内容でございまして、今回は福祉基金から一部を災害復旧あるいは先ほど話ありましたが煙山保育園の関係に活用したいというふうなお話がありました。非常にいいことだろうというふうに思っております。そういうことで、主たる基金の中でかなり残高があるもの、そして数十年塩漬け的になっているものが、この間9月に聞いたときあったわけでございますが、それらの運用計画を質問したつもりでございましたけれども、その辺がちょっと通じておらなかったということで再度、以下について基金の現状と今後の運用の考え方についてお伺いしたい。

まず一つは、ふるさと基金、教育施設基金、福祉基金は今お話伺いましたが、まだありましたら。それから、肥育牛貸付譲渡基金、土地開発基金、奨学金貸付基金、これ合わせますと約6億円強になるようでございますが、これらの現状、今の実態と今後の運用計画についてまずお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご質問にお答えをいたします。

こちらのほうでちょっと理解不足で大変申しわけございませんでした。まず前段で町長がお答えした内容につきましては、そのとおり有効に今回活用させていただきたいと思っております。それから、それ以外の基金につきましてでございますが、前回には芸術文化基金等を文化会館等の補修などにも使わせていただいたりした経緯がございます。それから、教育施設につきましては、現在先ほど来町長の答弁にもありましたとおり、まず当面中学校の建

設も終わりましたことから、今のところまずもうちょっとためておきましょうというような状況になってございます。

それから、土地開発基金につきましては、最近はちょっと事例はございませんが、二、三年前には、若干先行して土地を取得したりしたときに使ったりしてございますので、そういった臨時的に使われている状況にもあります。それから、奨学金の貸し付けにつきましても、これも現在有効に使わせていただいております。いろいろ審議会等に諮りながら使わせていただいているように伺っております。

それから、肥育牛の貸し付けの基金につきましても、必要に応じて若干使われているようございますので、特に計画というようなことはございませんが、随時使っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 今回の説明で内容は大体理解しましたが、果たしてこの基金の額というのは、どの程度が適正かというのは、私もよくわからないわけですが、先日配付されました市町村概要をちょっと見させていただきますと、近隣町村の基金状況を見ますと、雫石町が約16億円、滝沢村18億円、紫波町16億円、盛岡市がやはり大きくて84億円とありましたが、財政規模から見ますと、どう評価するかというのは、それなりにあると思っております。

それで、そのほとんどが財政調整基金が占めておるような状況で見させていただきました。本町では、総額37億円余という膨大な基金が積まれてあるわけで、非常にこれはよろしいことだというふうに思うわけでございます。先ほど来お話しありますように、今回非常に災害復旧なり、いろんな形の中で非常に厳しい状況にあるわけでございます。先ほど答弁にありましたが、財政的な第6次総の最終年次には、未達の可能性もあるやの答弁もありました。そういった中で果たして基金がこれだけ積んでおかなければならないのか、有効活用、運用する方策はないものか。特にも今回の災害の復旧、復興、確かに国のほうからのこれから交付金等も交付される部分もあろうと思っておりますけれども、いずれにしても自主財源が必ずついてくるというふうなことだろうというふうに思います。そういうことで、先ほど来お話がありました福祉基金のように、何らかの方策を講じまして、1日も早い復旧、復興を図るべきと思うわけでございますが、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 基金につきましては、特に財政調整基金につきましては、私どもの立場からすれば、あればそれに越したことがないかなと、ちょっと安心感といいますか、将来的な財政運営等も考えたときには、ある程度必要かなと思ってございます。ご提言のとおり、今回特に福祉基金等につきましては、まず平成26年度まででほぼまず一旦は使い切るような形になってしまいますが、そういったまず当面ここで繰り出してもしばらくは使う予定がないようなものについては、そういったように使っていければなと思っております。

それから、財政調整基金等につきましても、今お話ししたとおり、私どもにも手元に若干ないと不安なところもございますので、それがどの程度のものであればいいかは、もう少し議論する必要があると思いますが、いずれ今後は一般財源として運用していく上で非常に貴重な財源となるものと考えてございますので、適宜ここは議会と提案しながら活用させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 今のことについては、大体理解いたしましたので、何とか有効的な活用をそれぞれ検討していただきたいというふうに思います。

それから、6点目のふるさと納税制度につきましては、これも9月の決算委員会でも若干伺いましたわけですが、そのきょうの答弁で総務省から通達が出たよというふうなこともございますので、これはこれで従来どおり進めていただければいいのかなというふうに思います。

それから、7点目でございますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、6次総における目標達成は難しいよというふうなお話でございました。それでは、どの程度の数値をもって6次総を終わろうとしているのか。もし、今のところ、ここまでは何とか頑張りたいという目標がありましたならば、お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

特に将来負担比率につきましては、今147ほどだったと思っておりますが、これにつきましては、大きな要因といたしましては、駅周辺の整備事業がありまして、それが大きな要因になってございますが、平成27年度でまずほぼ完了予定になってございますので、この将来負担比率につきましては、大きくこれから伸びることはない、むしろ順次減っていくものとい

うことで安心してございますので、6次総の終了の平成27年度の時点では、はっきりちょっと数字は申し上げられませんが、140以下にはなるものと思っております。ただ、起債のほうの関係でございますが、先ほど来町長の答弁でも申し上げておりますが、どうしても起債に頼らざる事業も出てきているということで、これは何とも言えない数字であります。15%台はちょっと難しいのではないかなということで、今の時点では、その辺のところでの答えにしかならないと思いますが、ご了承いただきたいと思いますが、そういったことでいずれ選択と集中あるいはそういった財政運営が必要になるということを念頭に置きながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ひとつ何とか、非常に元気のある町矢巾町と言われております。財政的にも非常に元気のある状況で進んでいくことを念願するものであります。

最後、8点目でございますけれども、今から2年後から第7次総が始まるわけでございます。最終年次までにはまだ12年あるという中で、先ほど答弁の中で南昌グリーンハイツ、町民総合体育館は、既に築35年を経過したと。さらに、12年先のことを言いますと、45年以上のものになるわけでございます。やはりこれは第7次総で何らかの検討が必要不可欠だろうと、こういうふうに私自身思うわけでございますが、特にも健康長寿の町矢巾町と、こういう中で、健康とスポーツ振興の立場から、この総合体育館あるいは南昌グリーンハイツ、この7総に向けての何か現段階でのお考えがありましたならば、お示しいただければというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えを申し上げます。

具体的なことということになりますと、なかなかちょっと現時点では非常に申し上げづらいものがございます。ただ、申し上げたいのは、いずれ先ほど町長の答弁にもありましたとおり、そういった矢巾町に限らず、どこの市町村、自治体におきましてこういった維持管理につきましては、今後非常に重要な課題であるということで認識をしておりますし、それから少子高齢化の進展といたしまして、矢巾町もやはり多かれ少なかれ、そういった方向に進まざるを得ないのではないかなということで考えております。

そうした中で人口減少あるいは高齢化等が出てきた場合には、新しい施設を今までの考え

ですぐ更新をしましょうとか、そういったものの考え方で進めるのかがちょっとこれから非常に懸念される場所でもありますので、そういった意味も含めまして慎重に皆さんと協議、議論を進めながら建てるもの、あるいは改修すべきもの、あるいは廃止すべきもの等を考慮しながら進めていかなければならないというようなことで考えておりますので、大変申しわけございませんが、具体的な事例等がちょっと挙げられないのが大変申しわけございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時35分といたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き藤原由巳議員の一般質問を続けます。

第2問目の質問を許します。

○2番（藤原由巳議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

この秋以降TPP交渉も大詰めを迎える中、国は農業政策の大変換、特にも米にかかわる政策を放棄したかのような報道が連日伝えられております。今回は、このような状況下におきまして、本町の基幹産業である農業をどう導いていく考えなのかをお伺いいたします。

今農業者を含む多くの町民からは、10年前からの品目横断的経営安定対策を初めとした新たな農業政策は何であったのか、国の農政とは何であったのかと怒りを超えてあきれているような状況だとの声が上がってきております。例年であれば、農業者や農業に携わる多くの組織、団体では、この時期には作柄のでき、ふできはあっても、収穫の喜びを分かち合い、翌年の農作業計画を検討する最も大事な時期であったわけですが、ことは全くその機会を持たなくてという状況と聞こえてきてございます。つきましては、町としても現段階では、その政策内容を詳しく把握できていないと思いますが、本町の基幹産業である農業を堅持しつつ、今後も緑豊かな田園都市矢巾町の永続に向け、どのように導いていくのか、米政策を中心に以下についてお伺いいたします。

1、本年産のウルチ、モチ米別の出荷販売状況と価格低落による昨年産米との所得比較はどうでしょうか。

2、来年度の米生産目標数量は、いつ提示できるでしょうか。あわせて飼料米への取り組みをどのように進める考えでいますでしょうか。

3、5年後には、米生産調整制度を撤廃との予測の中で、3年以内とも言われている集落営農組織の法人化をどのように進めていきますでしょうか。

4、集落営農組織の経営実態をどのように把握しているのでしょうか。あわせて、その経営陣の年代と、その後継対策をどう考えておられるのでしょうか。

5、低迷する農産物の付加価値を高めるためにも、今こそ6次産業化を重点施策とすべきと思いますが、その推進策はどうでしょうか。

6、第6次総合計画での農林業の振興の進捗状況をどう把握し、目標年次まであと2年と迫った施策の目標達成に向け、どう進めていく考えでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 本町の基幹産業である農業をどう導いていくのかについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本年産ウルチ、モチ米別の出荷販売状況と価格低落による昨年産米との所得比較についてですが、まず稲作全般について、全国の作況指数が102、北上川上流域の作況指数が101となっております。品質については、矢巾町管内では、ウルチ米の1等比率が95.9%、モチ米が85.6%と、昨年並みでよい状況にあります。11月26日現在の出荷実績については、1袋当たり30キログラム換算でウルチ米の出荷契約数9万9,470袋に対し、カントリーエレベーター保留分を除いた出荷実績が7万8,760袋、率にして約95.7%、モチ米の出荷契約数9万3,586袋に対し、出荷実績数が10万739袋、率にして約107.6%となっております。ウルチ米の販売状況は、需要の落ち込みが顕著で卸業者の在庫が増大している状況であります。モチ米につきましては、全国で前年に比べ約10%程度作付が減少しましたが、需要利用がふえず、前年並みの需要量を確保できたとしても20%に近い繰り越し在庫が予想されます。このような販売状況から、ことしの米の概算金の単価については、昨年に比べ、特別栽培米の玄米で1袋30キログラム当たりウルチ米で600円、約9.5%、モチ米で1,075円、約17%の下落となりました。

2点目の来年度の米生産目標量は、いつ提示できるのか、あわせて飼料用米への取り組み

をどのように進めるかについてですが、米の生産目標数量の提示について、国から都道府県への提示が11月28日に行われ、これを受けて都道府県担当者会議が12月2日に開催されました。県から市町村へは、今月20日に開催される市町村及び地域農業再生協議会合同会議において提示される予定となっております。その後、矢巾町農業再生支援協議会で配分方法を決定し、認定方針作成者から2月中旬ころに各農家へ米の生産数量の提示がなされる見込みであります。

飼料用米への取り組みについては、8番、廣田光男議員のご質問にお答えいたしました。加工用などの非主食用米については、主食用米に比べ、今後も需要の拡大が見込まれ、食料自給率、自給力強化の観点から水田フル活用を図っていくという国の方針であります。飼料用米については、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いの仕組みが導入される見込みから、岩手中央農業協同組合等の関係団体と協力の上、販売先の確保はもちろんのこと、単収向上に向けた取り組みを進めるとともに、所得向上を図る観点からも水田においては、低コスト化に向けた事例研究を進めてまいります。具体的には、今月中旬に水田直播によるコスト低減に向けた事例について、各営農組合に紹介する会議を開催する予定であります。

3点目の集落営農組織の法人化をどのように進めるかについてですが、先月末に各営農組合長及び人・農地プランを作成している団体に対して、各組織の現状と法人化に向けた意向調査を実施したところであります。現在、その回答を受け付けている状況であります。その調査回答をもとに各集落営農組合の状況を確認した上で1月下旬に農林水産省から講師を招いて経営改善に関することや今後の法人化の進め方について、講演と指導をいただくことになっております。町といたしましては、この意向調査の内容と講演会の内容をもとに、各集落営農組織の現状を分析し、関係団体と連携を図り、法人化に向けた指導を行ってまいりたいと考えております。

4点目の集落営農組織の実態をどのように把握し、経営陣の年代と、その後継対策をどう考えているかについてですが、各集落営農組織でばらつきはありますが、ほとんどは作業体系及び経理の一元化が定着しており、組織的には法人化への移行条件は整いつつあると捉えております。また、農業情勢の変遷も相まって、小規模農家の経営移譲も多くなってきており、それを受ける個人、団体も含め、担い手不足の声も聞かれるようになっております。そうしたことから、先ほど述べました各集落営農組織への意向調査の結果をもとに、その内容を分析した上で、どのような支援策があるか、上部機関の助言も得ながら関係団体と連携し、環境づくりに努めてまいります。

また、後継対策についてであります。各組織から提出していただいた人・農地プランによる中心経営体となっている集落組織、認定農業者及び新規就農者等の情報をもとに経営陣の年代把握に努め、関連団体とも連携を図り、新規就農者の発掘に努めながら引き続き新規就農者向けの各補助事業を実施するとともに、矢巾町農業対策会議の各部会の活動を通じて若手農業者を対象とした勉強会などを開催し、育成と若手農業者同士の連携を図る機会を醸成してまいります。

5点目の農産物の付加価値を高めるための6次産業化の推進策についてですが、町内においては、矢次地区の3ちゃん味噌及び室岡営農組合の2組織が6次産業化法に基づく認定事業として農林水産大臣からの認定を受けているところであります。このような6次産業化への取り組みに関する気運の醸成並びに環境整備を図るため、女性や若手農業者、営農組織、産直団体等のリーダーを対象とした6次産業化推進セミナーを今年度から開催し、6次産業化を進める上での基礎知識から商品開発等の専門的な分野に至るまでの構成により6次産業化への動機づけのための研修機会を設けているところであります。本研修を契機に、少しでも多くの農業者が取り組みの意義を体感するとともに、具体的な行動につながるよう、ひいては6次産業化への起業化が加速することにより、農林作物の高付加価値化並びに農家所得の向上が図られるよう必要な環境整備等の支援を行ってまいります。また、ゆくたがりのタベや商工会及び町内飲食店との連携による創作料理の試作など、あらゆる機会を捉えて農作物及び6次産業化に係る特産品を積極的にPRし、販売促進を図ってまいります。

6点目の第6次総合計画での農林業の振興の進捗状況をどう把握し、目標年次まであと2年と迫った施策の目標達成に向け、どう進めていくかについてですが、第6次総合計画の進捗状況については、予算編成の際に、事業実施検証シートを作成しておりますので、それぞれの事業における進捗状況を把握しており、引き続き国の施策方針を十分に把握し、岩手中央農業協同組合や関係団体と協力の上、また盛岡地域センター等、国からの指導を受けながら目標達成に向け、引き続き努力をしてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 答弁ありがとうございました。また、特にも本日最初の質問者、廣田議員への答弁でもありましたように、かなり詳しいところまでご答弁いただきましたが、若干切れがちょっといまいち悪いなど、何かちょっとあすの農業を見据えた答弁には至らな

いような感じで今お伺いしておりました。

そこで、1点目見ますと、合わせますと約1億6,000万円ほどの減収、米の大体15%ほどの減収でございます。一概に15%、年間で15%ですから、我々、私給料は多少もらっていますけれども、皆さん15%減ったらどうでしょうか。大変な大ごとでございます。これが今の農業の実態でございます。

その中で2点目の関係に入ります。米の生産目標数量が国からは、岩手県には前年比マイナス3.8%だよということが示されました。そして、今後20日には県から市町村配分がなされると。同じように3.8%ほどの減ということで示されますと、約50町歩作付が減るだろうというふうに思っております。この50町歩に果たして何を作付していただくかと、こういうことになりますと、きょう朝からありましたように、いろいろ交付単価が高くなったという話だけあるえさ米ということにはなるかと思えますけれども、いずれその辺の課題も冒頭廣田議員のほうからもいろいろ出されております。飼料米、確かに最大10万5,000円、630キロとらなければ、そこまでいきません。キロ当たり167円ほどの換算になると。500キロで大体8万5,000円、今程度というふうなところなようでございます。そして、今度は、これを例えば種の問題もありますが、経費的などころ、後でそのうち示すというふうな先ほどの答弁でありましたので、出てくるかと思えますが、乾燥調整の費用、1反歩、10アール当たり600キロ仮にできたとすれば、今のカントリーの利用料からいきますと1万7,800円ぐらいになります。そして、販売は、幾らで売れるかということになりますと、キロよくて30円、小麦とほぼ、小麦より若干いいですから、大体そのような感じですか。そういう中で、果たして50町歩、この2月から3月、4月の播種期にかけまして、飼料用米を果たして推進できるのか、種はどうするのか。そして、作付につきましても、いわゆる異品種の混入、いわゆるウルチ米、モチ米の後にこの米を植えますと、どうしても前年の穂が飛んでいますので、それからできてくるというふうな課題もあります。

ただ、えさ米はどこまで厳しくやるかちょっと未定でございますけれども、いずれそういったいろんな問題がありますので、それらを踏まえた中で、やはりこの辺をきちっと整理した中で2月からの米の生産目標面積の配分等の相談に乗っていただきたいと思うわけですが、その辺、先ほどもちょっとありましたが、何かどの辺まで考えていますよということがありましたならば、ひとつお願いしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 今のご質問にお答えいたします。

まず藤原議員がお説のと通りのそういう課題はあります。そして、当然ながら差額の面積の部分の対応というのは、そのとおりのわけでございまして、現時点では具体的な内容につきましては、課題としては上げておりますけれども、方向性は、今検討中のところでございます。そういう状況でございます。しかしながら、この検討中があとは皆さんでやってくださいと、そういうわけにはいきませんので、その辺はきちんと協議しながらご提示できればと思っておりましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ひとつくれぐれもよろしくお願ひしたいということでございます。

次に、3点目の関係になりますけれども、いろいろこの辺のところも非常に課題が大きいわけですが、この答弁の中に、1月に農水省から職員をお招きして勉強会やるよというふうな答弁がありました。確かに、農水省から情報をじかに聞くというのはすばらしいことでありまして、もう既に10年以上も前からそのような講習会は開催してきてございます。がしかし、私もかなりの回数参加させていただいておるわけですが、やはり農水省の職員は全国的な概要については、確かにすばらしいし、その事業、国の農政については、すばらしいお話をしますが、この矢巾町で果たしてそのお話がすぐ合致するかということになりますと、非常にこれも難しい問題だというふうに思っております。それで、先ほどの冒頭廣田議員の答弁の中にもたくさんありましたが、いわゆる県内の指導機関、関係団体、そしてJAと協議してというのが数項目にわたってありました。

そこで今回は、農水省の先生方のお話を聞くのは、自治体の関係者あるいはJAの担当者等で私はよろしいのではないかと。農家の皆さん方は、それを踏まえた中で、地元の現場を担当している市町村の職員、JAの職員、その方々からやっぱりその実態を踏まえた中での勉強会のほうがより効果があるのではないかとというふうに私は思いますが、その辺の見解をちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず議員がおっしゃいました実態を踏まえたというのは、全く理にかなった話なわけでございまして、それで今回の流れにつきましては、町長が答弁いたしましたとおり、経過的にアンケート調査をしているわけですが、このアンケートの部分につきましても、数回やりと

りありました。今おっしゃいましたように、全国的な、俗に言う金太郎あめの話でなくて矢巾版ということで、非常に集落営農の関係について矢巾はほとんどなっているわけでございまして、それを踏まえた場合の後継者育成あるいはそしてそれを法人化に向けるといったふうな矢巾独特の部分になっております。そこを踏まえた形で今回は踏まえて研修会をやりたいと思っておりました。それで、なおかつ一般的な講義になりますと、それは聞いて、ああそうかというふうになりますけれども、それ以外に法人化にもう既に移行できる、あるいは再度もう少し具体的に詰めてからという段階を分類した形の中で1回に終わらないで検証しながら、それでなおかつ支援しながら進めていければなというふうな講演の意味合いを想定しております。

いずれ意図する部分をご理解いたしますので、今は本当に末端のほうで、町もそうですけれども、全て危機感を持って進めていかなければ待たなしの状況でございますので、その部分につきましては、きちんと受けて進めてまいりたいと思っておりましたので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ということで以下の部分については、大体同じようなご答弁が来るだろうということで、このことについては終わらせていただきますが、先般川村町長が、聞いたところによりますと、農産物の販売促進のために四国、愛媛県のほうに出向いてこられたというふうなお話を聞きました。それで、私らは最近余り出向くことが、機会が少ないわけでございまして、せっかくの機会でございますので、その状況なり、それを踏まえた川村町長の所感など、大変恐縮ではございますが、時間も余りございませんけれども、一言述べていただければ幸いですというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） せっかくのご指名を賜りました。このことにつきましては、多分藤原議員の前職から申し上げますと、私よりずっと詳しいわけでございますので、何か訂正事項がありましたら、ひとつお願いを申し上げたいというように思います。

先般中央農協の要請がありまして、私と課長が盛岡広域振興局の局長、農林部長、そしてまた全農から3人、それから中央農協青年部等々含めまして13名でございます。総計20名で行ってまいりました。行き先は松山にございます株式会社フジというところでございまして、たしか昭和42年に創業したチェーンストアでございまして、平成9年には東証一部上場の会

社でございまして、四国4県、そして広島、山口、合わせまして96店舗持っておるところでございまして、なぜ行ったかということでございますが、これは費用は農協さんのほうから全て出ておるわけでございますが、まずは岩手県産の農産物の販売促進、そしてまた農業団体と行政がいい意味のパートナーシップでうまくやっていますよということでございますし、3つ目は、中央農協の農産物のいわゆる取引の拡大というような3点の目標で我々も動員されたわけでございますが、いずれトップ会談ということでございまして、本社のほうで尾崎社長さんでしたが、それから専務さんとか、いろいろ6名幹部の皆さんが出ていただいたわけでございますが、広域振興局長、それから農協長、そして私ということでございまして、いろいろそれぞれPRと申しますか、私は矢巾の実はもちまきのPRをしてまいりました。秋祭りには18俵まいているよということで、ぜひ矢巾の現地に来ていただいてもちまきに参画していただきたいというような話もいたしまして、飲み会の席では、必ず行きますよというような確約も得てきたわけでございます。

今中央農協では、3億8,000万円ぐらいの取引がございます。主なものといたしましては、リンゴを中心に米、野菜等々でございまして、3億8,000万円くらいですから、中央農協の全体の3%強の取引額になります、販売量の。そういうところでございますが、いろいろまず松山店と、もう一つエミフル店でしたか、2つの店に行ってみていただいたわけでございますが、そこはイオンの盛岡南店よりもさらに大きな規模でございまして、そういうところで構えておるわけでございますが、中央農協のリンゴが、まさしく入り口の最もいい場所で販売されておりまして、私も見に行ったのですが、みるみるうちに売れるというようなことございまして、しょっちゅう運び屋さんが来て補充するといったような状況でございまして、大変リンゴは盛況でございました。ちなみに余りよくないリンゴ1個98円でございましたが、高いのか安いのか、随分私出荷しているのとは違って、やっぱり高いなとは思ってききましたが、いずれそうした取引額がどんどん、どんどん拡大されてきて、最終的には農家の手取り、農家の所得に結びつけなければどうにもならないわけでございますが、いずれ売れることは大変結構なわけでございますが、そこら辺のところをやはり株式会社フジとの今後の取引高の拡大と相まって価格につきましても、やっぱり農協さんにはいろいろ工夫、協議をしていただきまして、農家の手取りが多くなるようであればいいなというように期待を込めて見てまいりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で2番、藤原由巳議員の質問を終わります。

次に、6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(6番 小川文子議員 登壇)

○6番(小川文子議員) 議席番号6番、小川文子でございます。

1問目は、特定秘密保護法案についてお伺いをいたします。今国会で審議中でありまして、12月6日の参議院本会議で可決をしました特定秘密保護法案への不安や懸念が国民の間で急速に広がっております。それは、法案が国民の目、耳、口をふさぎ、憲法が保障する基本的人権をじゅうりんするものであり、国民の知る権利、そして報道の自由を奪う、新しい治安維持法の中身が明らかになってきたからであります。対象は、秘密を保持する公務員だけでなく、国民全体であり、この危険な法案は廃案しかないと考えるものであります。以下、お伺いをいたします。

1番、日本の民主主義の危機ともいうべきこの法案をどう捉えているのか伺います。

2番、国家公務員、国会議員、一部地方公務員の処罰は大変厳しく、懲役5年から10年となっています。このことから全国町村会等を通じ、国への意見書を上げるべきと考えますが、その考えはないか伺います。

3番、町長は地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会に参加しておられますが、国民主権が脅かされる危険もあることから、同会の取り組みをお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 6番、小川文子議員の特定秘密保護法案についてのご質問にお答えいたします。

1点目の日本の民主主義の危機ともいうべきこの法案をどう捉えているかについてですが、この法案は、国家機密を漏らした国家公務員らへの罰則強化を盛り込んだもので、漏れいすると国の安全保障が著しく支障を与える恐れがあると判断した情報を特定秘密と指定し、漏れいした公務員らには、最高で懲役10年の罰則を科するものであります。

この法案については、国会において審議され、今月6日に成立したところであり、国家の機密漏えい防止により、諸外国との情報共有するためには、重要な法案と捉えておりますが、特定秘密の内容があいまいなことや国民の知る権利を侵害する懸念を残したままでの成立であり、もっと国民の声を聞き、議論を重ねることが必要であったと考えております。

2点目の国家公務員の罰則が厳しいものとなっているが、全国町村会等を通じて国への意見書を上げる考えはないかについてですが、国家秘密に関する防衛や外交、特定有害活動、テロの防止などの情報が対象となっており、国家公務員が取り扱うものでありますが、今後町村会とともに法案への対応を考えてまいります。

3点目の地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会の取り組みについてですが、この特定秘密保護法案に対して現在のところ活動は行っておりませんが、国民の知る権利、言論・表現の自由など不安視する声もあることから、同会からの情報を参考として対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この特定秘密保護法案が採決される前も国民の約7割から8割の方々が慎重審議もしくは廃案を求めておりました。それで、この法案が可決した後の各新聞社及びNHK等の世論調査でも、多くの、半分以上の国民がこの法案に対して大変な不安と懸念を抱いています。朝日新聞社の世論調査でも、NHKの世論調査でも60%近い人たちが修正を求める、あるいは廃案を求めています。共同通信の世論調査も示されましたけれども、秘密法に対して修正あるいは廃止を求める声は82%に達しております。また、70%が不安であるという答えをしています。その不安の中身については、情報が報道に十分、報道が制約を受けるのではないかとということがあります。また、国家公務員等一部の方だけではなく、一般の市民が処罰の対象になるのではないかと。そしてまた、秘密の範囲が大変曖昧で、この秘密がしっかりとチェックする機関が内閣府の中に設けられるという予定であって、第三者機関ではないという、そういう不安が国民の間に今湧き上がっている状況にあると思われま

す。

戦前の治安維持法は、軍規機密法から内容が何回も何回も修正、新法が出されて、そして法案の中身が範囲が広がって、最終的に治安維持法になってまいりました。今回の特定秘密保護法も40万件と言われる秘密の内容ですが、これが先ほど答弁にございましたように、防衛、外交、そしてスパイ、テロといった4項目だけでなく、政府が秘密と決めれば、それが秘密になり得る、原発に関する情報も政府が秘密と扱えば、秘密になり得るという大変範囲が広く、しかも曖昧な内容でございます。このような状況の中で私もいてもたってもいられず12月2日に国会議事堂前に行って反対の声を上げてまいりました。そして、参議院

の安全保障特別委員会を傍聴してまいりました。ちょうどみんなの党の山田太郎氏が質問していて、国民の知る権利と特定秘密の保護とどちらが大切かという質問をしていました。そのときに森大臣は、どちらも大切だと、しかしバランス感覚が大事だというような答弁でございました。この国民の知る権利というのは、非常に大切な国民の権利でございまして、これがバランス感覚というような曖昧な表現にされる対象のものでないことは、私は大変怒りを覚えて傍聴してまいりました。そういうこともございまして、今この法案が通ったからといって黙っているわけにはいかない。国民が声を上げ続けていかなければならないのではないかと考えます。そこで、町長にお伺いをいたします。

憲法第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを固持しなければならない。また、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責務を負うと書いてあります。憲法は、求める努力を今こそする必要があるのではないのでしょうか。町長は、町村会の中でまた取り組みもし、そして岩手県内の市町村長の会の中から得られた情報について考えていくと、取り組んでいくというお答えでございましたけれども、もっと一步進んで、市民が対象になるこの法案をどう解消し、修正を求めていくのか、その行動を一步進んでやる時期ではないかと思います。そのお考えについて再度お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） お答えをいたします。

もう一步進んでというようなお話があったわけですが、先ほど答弁したとおりでございまして、いずれにいたしましても、今後運用の形の中で国民の不安を払拭するといったようなことも言われておるわけですが、私としては、先ほど申し上げましたことに尽きるわけでございますので、どうぞご理解のほどをお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 今回の法案の中にいろんな疑問点がございまして、この特定の秘密の内容が明らかにされないということで、例えば市民が特定秘密にかかわってしまった、漏えいする側でなくて、ネット等でこの情報を得たいと思って検索して特定秘密にかかわってしまったときに、本人は逮捕ということになります。逮捕の罪状は、特定秘密の関係上明らかにされません。そして、弁護士もその内容を明らかにされません。裁判官だけが一部情報を公開されるだけでございます。このような中では、逮捕された場合に、自分の罪状を弁

明することができません。弁護士は、弁護をすることができません。ということは、一旦逮捕されれば、もうその方の刑が決まってしまうような大変恐ろしい内容だと思いますが、町長はこのことについて再度どういうふうにお考えかお聞きをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 先ほど来申し上げておりますが、いずれ冒頭の答弁で申し上げたとおりでございます。いずれ私としては、それ以上今一首長としてこの前進とか、そういうことは考えておりません。まず町村会でいろいろ対応を協議したり、あるいは地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会がございますので、そちらのほうでも勉強をしてみたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第2問目に移りたいと思います。

2問目は、水害対策でございます。8月9日の大水害によりまして多くの町民が大きな被害を受けましたが、今後の対策をお伺いいたします。

1番、災害が起きてからの避難は2次災害を引き起こす危険があることから、早期の避難、避難準備勧告が重要ではないか。

2番、自主防災意識を高めるために地域独自のハザードマップの作成が必要ではないか。

3番、避難支援者の避難訓練をする必要があるのではないか。

4番、調整池は、どのような検討がなされたのか伺います。

また、5番として、洪水時の車の移動の呼びかけや、場合によってはレッカーする体制が必要ではないか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 水害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の災害が起きてからの避難は、2次災害を引き起こす危険があることから、早期の避難、避難準備勧告が重要ではないかについてですが、8月9日の災害につきましては、矢巾町で初めての避難勧告であったこともあり、まず先に避難場所の確保を行うため、各自治公民館長への連絡に時間を要したところであります。また、避難勧告の前段階であります避

難準備情報については、河川が増水し、被害の危険があることについて、広報車等で周知したこともあり、発信には至りませんでした。こうしたことから、9月16日の台風18号の対応としては、岩手中央農業協同組合の有線放送や携帯電話各社の緊急速報メールを活用し、避難準備情報を放送、配信したところであります。避難勧告を発信するためには、災害がどこで発生するかといった予想を行い、どこを避難所とし、いかに早く避難所を開設するかということが重要であることから、今後も各公民館長との連絡や避難準備情報の配信を迅速に行うことにより、2次災害となることがないように一層の体制づくりに取り組んでまいります。

2点目の自主防災意識を高めるために地域独自のハザードマップの作成が必要ではないかについてですが、現在8月9日の大雨による浸水地域を網羅した新しいハザードマップの作成を検討しているところであります。また、平成24年4月には、各行政区に対し、地区の防災に役立てていただけるよう地域の白図を配布しているところでありますので、地域においては、こういったハザードマップや白図を防災活動に活用していただければと考えております。

3点目の避難支援者の避難訓練をする必要があるのではないかについてですが、災害発生時には、自主防災が第一であり、災害を想定した訓練は、地域で考えて地域で行うことが重要であると考えております。地域内にどのような要支援者がいるのか把握するため、災害時要援護者台帳を整備し、情報は民生児童委員、行政区長などに配布しておりますことから、今後の地域ごとの訓練におきましても検討していただきたいと考えております。

自主防災組織における8月9日の活動や通常の訓練につきましては、町広報紙などで紹介しており、今後も防災訓練の様子など、随時紹介しながら、まだ設立されていない地域に対して自主防災組織の必要性、訓練の重要性を周知してまいります。また、町の防災訓練におきましても、今後開催施設の選定に当たり、要援護者の避難という点を考慮しながら計画してまいります。

4点目の調整池は、どのような検討がなされたかについてですが、現在市街地に設置している調整池は、市街地開発などを行う際、下流排水施設に十分な排水能力がない場合に、雨水排水を一時的に調整し、健全に下流排水施設に放流するために設置しているものであります。今回の大雨・洪水を受け、既存市街地あるいは河川流域に隣接した箇所に新たに調整池を設ける計画は考えておりませんが、今後も既存調整池の土砂堆積状況など定期的に点検を行い、しゅんせつや除草を施し、適切な調整機能を確保できるよう維持管理に努めてまいります。

5点目の浸水時の車の移動の呼びかけや、場合によってはレッカーする体制が必要ではないかについてですが、災害が発生する恐れがあるときや、災害が発生してからの情報発信については、緊急速報メールや広報車、消防車等による避難の呼びかけは行うことで災害に対応いたしますが、個人の車両の移動については、所有者の同意を得ずに移動することは、警察関係者などでない限り難しいことであり、災害時においては、人命をまず第一に考え、避難誘導を最優先とし、車両の移動に対する呼びかけや実際のレッカー移動を行うようなことは極めて難しい状況にあります。避難準備情報などの情報提供や広報活動が現状では最善と考えられることから、今後は水害時の車両の移動については、そうした情報をもとに対応していただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 11月に福岡の飯塚市に水害対策の研修に行っていました。そこでまた多くのことを学びましたことから、この質問に生かさせていただいております。そこでやっぱり強調されたのが、災害が起きてからの避難は役に立たないと、大変危険であるという考えでございました。避難勧告は、あるいは準備勧告は早期に出さなければ意味がないと、そういうことを強調されておりました。それで、避難所の問題もございしますが、早く出せない問題として、各公民館長に公民館をあけていただくような連絡をとるために時間を要したということもございしますが、各公民館が避難所にはなっておりますけれども、まず第一にさわやかハウスがあるわけですから、とにかくさわやかハウスに避難をしていただくという第一報で避難勧告を早期に出すべきではないか。さわやかハウスで足りなければ町体育館があります。各公民館への対応をとっていると時間を要してしまって、早期の避難勧告ができないのではないかと、その意味から早期に避難勧告を出すために各地域の公民館は二次的な扱いとして、第一にさわやかハウスで早期避難準備勧告を出す、そのことが最も重要ではないかと思われまますので、そのことについての考えをまず伺います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず今のご意見でございしますが、それも一つのご意見だというふうに私は思います。ただやはり一番近いのが地元から一番近いのが公民館というふうなこともあります。それから、遠くの方であれば、体育館に来るまでに、あるいは水害、災害に遭う可能性もあります。さ

わやかハウスに来るまでに遭うというふうなこともありますし、それから満員になった場合には、今度はさらにそこから移動というふうなこともありますので、まずは一番近くに避難していただくのが一番いいのではないかなというふうに思って、そのような措置をさせていただいたというふうなことがございます。そういうわけで、今回そのような対応をとったわけですが、ただ近くの方につきましては、遮二無二近くの公民館ではなくて、こういった公共施設というのをもひとつ考えられるというふうにも思いますので、その辺のところは、この前の災害を教訓にしまして、また再度こちらのほうで検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 住民からの電話の対応に対して答えがよくわからなかったというような住民の声があります。この飯塚市では、災害時に、市ですので人口も多いわけですが、25名で災害対策本部に情報連絡渉外班というのを設けて、電話にいわゆる特化した班をつくって電話対応をしているということでもございました。今回なかなか町に電話をかけても避難所のこととか聞きたいことが聞けなかったと、言いたいことも言えなかったというふうなことがございますが、こういう班を結成して、特別の対応に当たる必要があるかと思いますが、それについてのお考えをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

たしかにそのような形で25台、市だと思っておりますので、かなりの規模だというふうに思いますが、やはりそういった専門的な体制というのは、やはり今後必要になってくるというふうには思っております。今回の場合、総務課のほうで受けましたが、そういった体制をやっばり今後検討するべきではないかなというふうに思っておりますので、視察に行っておられたということで貴重なご意見いただきました。その辺のところも検討していきたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 車のレッカーとか避難勧告というのは、確かに現実的ではないかと思いますが、この飯塚市では、河川敷に市営駐車場があつて、その市営駐車場にとめている

方に対してレッカーするということをごさいました。矢巾町の場合は、町営駐車場というのもあるわけですが、今回のことで水に浸ると車は駄目になるということは町民は重々経験をいたしましたので、早い準備勧告を出していただければ、例えば盛岡等の仕事場においても、車屋さんに頼んでレッカーすることも可能なので、そういう早い準備勧告が必要であろうと、そういうふうに考えます。その点からいまして、レッカーというのは、確かに現実的ではないなという考えはいたします。

あとは、町民への説明会が11月1日に行われましたけれども、そこで出された町民からの大きな要望の主なるものをお示しいただきたいと思います。また、それに対する町の回答もお示しいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

今手元に持ってきておりませんが、住民説明会の際に、まずはどういった検証がなされたのかというふうな質問もございましたし、それから当日の対応等の質問もございましたが、特に11月2日でございますので、かなり期間がたっているというふうなこともございましたので、特に今後の復旧対策についてどのような状況、今現在どのような状況なのかというふうなことの質問が大変多くございました。そういったことにつきましては、その時点でわかっている内容につきまして、今国のほうの査定も受けているというふうな状況もお話ししましたし、それからわかっている範囲ではどのような対応をするかというふうなことでお話をした経緯がございます。そういったことで約1時間半ぐらいでございましたが、そういったことで住民説明会を行ってございます。ちょっと今手元に資料なくて細かくはあれですが、おおむねそういった形の質疑がなされたというふうなことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） その飯塚市の場合も、その遠賀川という大変大きな川がございまして、上流はほかの市町村から流れてくる川でございましたが、毎回あふれるということで川のすぐそばに調整池をつくっておりました。それで、その調整池があつたけれども、川はあふれていたが、その調整池を整備したところ浸水がなくなったというような説明でございました。確かに調整池というのは、矢巾の場合は、今の状況でつくるのは難しいかとは思いますが、あそこの海老沼橋が大変狭くて、あそこが一番ネックであろうと考えられます。今後

煙山ダムのしゅんせつあるいは岩崎川の土砂撤去によって流れもよくなって、ある程度改善はされるかと思えますけれども、本格的な整備が済むのは5年後ということになりますと、この5年の間に、今の降雨量を上回る雨が降ったときに、一体どういう対策を町としてとれるのかということがあるかと思えます。

今回は、住宅地が浸水を受けたわけですが、その住宅地が浸水を受けても住宅への補償というものは限られています。そして、再び住宅を浸水させるわけにはいかないと思います。そういうときに当たって、同じような状況が仮に予想された場合に、海老沼橋北側の田んぼに水を流す、そういうふうな緊急対応が必要なきが来るかもしれないと私は個人的に思うわけですが、そういうことを想定しておく必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

今のご質問は、下海老沼橋の上流のほうの北側という形でございますが、今時点で河川改修、あと前回の下海老沼橋の災害原因というか、右岸側の決壊原因は、やはり流木、流木が挟まったための状況でございます。この流木がなければ、逆にそのまま流下して、本線より下流の整備された岩崎川のほうに行きますので、その点については、流木、今現在上流のほうの自然河川の流木除去も県のほうでやっておりますので、それらやりますと、ある程度流木等の流れてくるものが抑えられると思います。そうした場合、やはり本当に、結局そちらも農地でございますし、必要な財産でございます。ですから、何とかそういう掘削等、降った場合にやるという形を考えない方法で対処していくよう県等に要望していきたいと思しますので、ご理解のほどお願いします。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ただいまの海老沼橋の決壊の原因でございましたけれども、私が一般質問でやったときの答弁といたしまして、まず下海老沼橋が増水をして越流しそうになったと、そこで放流を停止した、1時間停止したと。そうしたら上流の煙山ダムがあふれて、いわゆる越流をして、そこから流木が流出が始まったと、こういうふうな経過だと説明を受けております。ですので、その海老沼橋に流木が詰まったのが第一の状況ではなく、あそこが越流しそうになったために放流を中止したと、その後越流があって、流木が流れてきたと

ということで確認をしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの件でございますが、越流の開始が流木が挟まったのが原因でございます。ですから、確かに流れてきましたけれども、ダムから越流して流木が流れたというのではなく、盛岡和賀線より下流に自然河川がございます。そこが結局護岸等がないために木が倒されまして、その木が直接岩崎川橋、その前には下海老沼橋にかかったという形で、それまでの関係で結局堤防が決壊したという形になっております。それまでは、まずぎりぎりでも流れておりましたので、それらについては余り、答弁でもそうでしたけれども、やはり流木がひっかかったのが一番の原因となっているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 最終的にはそういうことでございますが、下海老沼橋があふれそうになったということで放流を中止したと、1時間中止したという事実はございますが、この点はこれでよろしいのでしょうか、そこの確認だけさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問でございますが、あふれそうになったというのは、流木がひっかかってあふれそうになったから、そこでダムのほうに連絡をしまして、それでとめていただいたということで、2時30分に、14時30分が決壊という格好でしたので、それ前の時点であふれそうだとということで1時半ごろとめていただいたという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第3問目は、駅前に建設予定の複合施設についてお伺いをいたします。

来年1月には、複合施設の基本構想を示すとしておりますけれども、以下伺います。

1、駐車場がなく、利用しづらい点をどう解消するのか。

2、図書室は移転ではなく、将来的には町立図書館の建設につなげるほうがよいのではないか。

3、子育て支援センターの一時預かりは、駅西のこずかた保育園で対応可能と思われる。また、子どもにとっては、ビルの3階ではなく、土や砂や緑と触れ合える場所がふさわしいのではないかについて伺います。

4、消費税8%分は想定していると思うが、2015年に10%の値上げ予定の影響をどう見ているかについて伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 駅前に建設予定の複合施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の駐車場がなく、利用しづらい点をどう解消するのかについてですが、複合施設利用者の駐車については、複合施設の隣接地に町が設置予定の857平方メートルの駐車場を利用させていただくことで計画しております。また、複合施設の東側にある町有地については、商工会が中心となって計画しております新商業集積事業で整備される駐車場の一部を複合施設利用者も利用可能と考えております。

2点目の図書室は移転ではなく、将来的には町立図書館の建設につなげるほうがよいのではないかについてですが、本町の公民館に設置しております図書室は、床面積が195平方メートル、閲覧席が8席で現在の蔵書数は約4万冊、利用登録者数約5,800人、年間約1万4,000人にご利用をいただいているところであります。現在の図書室は、蔵書数や利用者数の増加により狭隘になっており、各世代に対応した図書の充実、学習スペース等の確保が困難であることから、矢幅駅前地区土地整理事業地内で建設予定の複合施設への総合移転を検討しているものであります。

図書室の複合施設への総合移転については、中心市街地という立地条件や利用者へのサービスという観点から一般の利用者はもとより、近隣の学生も含め多くの方々の利便性が期待されること、さらに各世代に対応した蔵書の充実、閲覧席や学習スペースの確保など、現在の公民館図書室では解決できない課題を解消できるものと考えております。

なお、町立図書館の建設については、第6次矢巾町総合計画後期基本計画にも位置づけられておらず、単独での建設には多額の費用が見込まれることから、現在考えておらないところであります。

3点目の子育て支援センターの一時預かりは、駅西のこずかた保育園で対応可能ではないかについてですが、こずかた保育園では、町の一時的保育事業実施要綱に基づき、保育事業を実施しており、具体的には保護者の疾病等の事由により、緊急の児童の保育を必要とする場合や保護者の就労形態の多様化等により、家庭における児童の保育が断続的に困難となる

など、一時的に保育欠格要件に該当する場合に限り保育園への入所を認めているところであり
ります。

一方、矢幅駅前建設を予定している複合施設での一時預かり事業は、子育て世代活動支
援センターとして乳幼児や小児を抱えた世代を対象に保護者等が買い物やサークル活動等
の際に子どもを一時的に預かるもので、子育て世代のさまざまな活動を支援するための施設
設置であり、このことにより矢幅駅周辺の活性化、にぎわいのあるまちづくりにつなげるこ
とを目的としております。

このようにこずかた保育園が実施している一時的保育事業と子育て世代活動支援センター
が実施計画している一時預かり事業とは、受け入れの際の要件と目的が異なることから、そ
れぞれの施設が持っている機能を促進することにより、子育て支援の充実が図られるものと
考えております。

4点目の消費税8%分は想定していると思うが、2015年に10%の値上げ予定の影響をどう
見ているかについてですが、工事や製造などの請負契約では、消費税の引き上げに伴い施行
日以後に引き渡した場合は、原則として増税後の税率が適用されますが、平成25年9月30日
までに契約した場合には、引き渡しが行われても、これまでの税率が適用される
経過措置が受けられることになっております。複合施設につきましては、町と矢幅駅前開発
株式会社で平成22年9月30日に契約しておりますことから、この経過措置の対象となってお
ります。

なお、維持管理運営費、事務費及び備品購入費については、経過措置の対象とならないこ
とから、消費税は10%の税率が適用され、これらに伴い維持管理運営費等は増額となります
が、事業内容を精査し、矢幅駅前開発株式会社と協議しながら経費の節減を図り、ご可決い
ただいている事業費を堅持してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） まず1問目は、駐車場の件でございます。隣接したところに駐車場
があるという説明でございますが、その隣接箇所には大きな道路を隔てていかなければなり
ません。しかも、メートル数にしておよそ50メートルほどはあるかと思えます。そこに複合
施設に達する前に大きいわゆる車が通る道路ですから、恐らくその十字路あたりに信号機
ができなければ危険で渡ることはできないと思えますので、信号機設置の場所を通過して複合

施設に行くことになると、かなり直進では行けません。まっすぐ駅の交差点前、今の徳田屋さんのあたりまで上ってきて、その信号から行くということになりますと、隣接と言えるのかどうか、ちょっと遠いという感じでございます。しかも、ここは1時間は無料だと思いますが、料金が発生いたします。それに対する、料金が発生するということが大変遠いということと、それが使いづらいということでございます。

もう一つは、東側の商業施設の駐車場も利用可能ということでございますが、何台ぐらいできる予定で、そのうちの何台分ぐらいをいわゆる複合施設の来館者が使えるものなのかに ついてもお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず距離50メートル、遠いか近いかあれですが、いずれ換地の状況は、権利者第一に考えましたので、町の駐車場の位置は2番目ということで、ちょっと離れたところにあります。これもすぐそばにあれば一番利用は便利なわけでございますが、そこは少し歩いてもらうということになるかと思っております。信号は、今の徳田屋さんのところの十字路には公安協議で要望をいたしてございます。したがって、大きな道路を渡るのが危険な場合には、その十字路まで来て信号を渡ってもらうということになるかと思っております。

料金につきましては、まだ当初の提案では、月極めということで検討してございましたが、複合施設のほうに図書室ということもありましたので、その辺は今一般の時間貸しということも考えながら今検討してございます。

しかも駅西のほうの駐車場は、2時間まで無料ということにしておりましたので、その時間帯の料金設定につきましても、余りかけ離れた料金設定にしないようなことで歩調を合わせながら考えていかなければならないのかなと思っております。商業施設のほうは、商工会のほうで今委託事業として出しておりますが、今のところ素案では32台とめられるスペース、いわゆる1階、2階といいますか、センター方式をとっております。そういったことで素案が出てきておりますので、お買い物をする方々の駐車場でございますので、それを全部使えるということにはならないかと思っておりますが、3分の1程度は使えるのではないかなと、それをすることによって商業集積のほうのお買い物にも影響が出てくると、いわゆる買っただけなのではないかなと、相乗効果があるのではないかなと思っております。

それ以上の混んでいる場合は、少し駅の自由通路を渡ってもらいますが、駅西の駐車場もありますので、そんなに1キロ、2キロということではなく、100メートル、200メートルの

世界でございますので、そこは足を使って移動してもらおうということになろうかと思えます。そういったことが想定されます。以上のような駐車場の体系になろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 図書室の移転ということでございますが、当初図書ルームということでございましたので、図書室の移転ということになりますと、耐震、強度の問題とか、いろいろ出てくると思われますが、当初4階建てを想定しているということでございましたが、図書室を移転することによるその変化はあるのかについてまずお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 提案では4階建て、おおむね述べ床面積3,500平方メートルということで出てきておりました。図書室を移転することによって、当然強度が変更になってきますので、その辺は強化することによって当然お金がふえるということにもなりますので、全体的な予算を堅持するためにもその辺ちょっと工夫をしながら、例えば今の基本設計の途中でございますが、4階建てを3階建てということも考慮しながら検討をいたしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 私は、あえて駅前の狭いところに図書室を移転する必要はないと考えるものです。6次計画の中に図書館はないということでございますが、7次計画の中に入れていいのであって、図書館がやはりこれからの矢巾町の次世代を育てていくと。それからまた、高齢者が集える自由な空間としても図書館の持つ意味は大きいものと思えます。ですので、駐車場の何も心配のない矢巾中学校跡地に図書館を将来構想として私は建てていくべきではないかと考えるものでございます。

そういうこともあわせまして、やはり図書室というようなちまちまとしたものではなく、図書館をぜひ建てる方向で、これからのまちづくりの大きな柱にしてやっていくほうがいいのではないかとということをまず、これは意見の相違かもしれませんが、お話しさせていただきます。

次に、子育てコーナーでございますけれども、この子育て、子育てでなくて子どもの一時

預かりの部分でございますが、定員5名、そして完全予約でございます。6カ月未満のいわゆる乳幼児は対象外でございます。それで、お母さんが買い物あるいはサークル等で一時的に利用できるということでございますが、買い物とか、サークル等であれば、子どもを連れて十分行けるかと思えます。一番はやはり急に何かあったときに預けたいときに預かってもらえるのが一時保育の一番のところではないかなと思えますが、例えばこずかた保育園で、いわゆる職業安定所には子どもを連れていけないということがございますが、職安に行きたいために子どもを一時的にこずかた保育園に預けたいというときには、この保育に欠けるという対象になるのでしょうか。一時保育に入れるのか、預かってもらえるのかどうか、そこら辺と、その6カ月未満の子の場合はどうするのかという対応をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず2点ほどございましたけれども、一時保育の関係の対応でございますけれども、職安に行く、いわゆる緊急的に発生した事案によって子どもを預けることができるかというようなご質問だったと思うのですけれども、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、こずかた保育園の場合、一時的保育実施要綱というのに基づきまして、そちらによりまして一時預かり実施しているところでございますけれども、緊急性というこの一つのうたい文句は当然あるわけですけれども、想定している部分の中には、確かに緊急性ということでは書いているわけですけれども、疾病とか、何か冠婚葬祭的なもの、ここら辺の部分というふうな捉え方、認識でおりますので、ただその他必要に応じて認めるものという認識がございますけれども、そこら辺はなかなか線引きと申しますか、ここら辺の対応はなかなか難しいかなというふうにご考えているところでございますし、現状とすれば、実施要綱に基づいて実施しているという状況でございます。

それから、2点目、6カ月の子どもさんの預かりの関係になりますけれども、こずかた保育園の実施している一時預かりの利用年齢は1歳以上ということで実施してございますので、そここのところはお理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第4問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第4問目に移らせていただきます。

子どもの医療費の無料化の拡大についてです。子育て支援の中で子どもの医療費の支援は、多くの父母の願いであります。県内はもとより、全国で子どもの医療費の無料化が拡大していき、小学校卒業まで、あるいは中学校卒業まで無料化が進んでいます。本町は極めておこなっていると言わざるを得ません。来年度こそ拡大をする考えはないかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 子どもの医療費無料化の拡大についてのご質問にお答えいたします。

子どもの医療費無料化を拡大する考えはないかについてですが、子どもの医療費助成対象者について、岩手県基準である就学前児童を拡大している県内市町村は、盛岡市と二戸市、滝沢村、西和賀町、山田町、岩泉町、洋野町、矢巾町の8市町村を除く25市町村で、拡大の範囲は、紫波町の小学校1年生まで、最大は普代村と野田村、一戸町の高校卒業までとなっております。また、保護者等の所得制限を撤廃し、支給対象を拡大している市町村は、矢巾町を含め21市町村で、それぞれ市町村が独自に医療費助成事業を展開しております。

本町では、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に設置されました子ども・子育て育成会議において、子育て支援に対するさまざまなご意見を賜うることとしております。その中で、町として総合的及び計画的な施策を平成26年度中に定めることとしており、それを踏まえた上で医療費助成の対象年齢の拡大もあわせ、総体的な支援策を検討してまいりたいと存じます。また、本町ではより一層の子育て環境の充実を目指し、岩手県を初め岩手県町村会を通じて国に対し、医療費助成の拡大を要望しているところであり、今後も引き続き国や県に対して必要な財政支援を要請しつつ、本町といたしましても子育て支援の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 答弁にもありますように、今は矢巾町を含む8自治体以外の自治体は何らかの上乗せをしているという現状にあります。ぜひ矢巾町もその一歩でも二歩でも進めていただきたいと思います。

それで、26年度中にその計画を策定するというございですが、ぜひその策定に当たりまして、いろいろな意見を取り入れる、公募をするなり、この策定に当たりまして町民の意見を聞く場を設けていただきたいと思います。そのお考えがあるかどうかお伺いをいたし

たいと思います。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議の関係で支援策策定には町民の声をと、そこら辺の対応についてというふうな考え方でございますけれども、条例制定の際にもご説明、答弁申し上げさせていただいたわけでございますけれども、子ども・子育て会議委員、こちらの選任につきましては15名以内という形で実施する予定でございますし、既に委員にお願いしようとする方々につきましては、それぞれ町のほうから確認と申しますか、お願い、まだ会議は来月中ごろ、一番最初予定してございまして、現在はニーズ調査等の準備を進めている状況でございまして、会議の部分の設置に当たりましては、13名、委員、選定する予定でございますけれども、それぞれそれぞれ条例制定申し上げましたそれぞれ代表組織の部分の代表の方によりまして、それぞれ広くわたってございますので、意見を反映させるべく会議実施しながら支援計画の取りまとめを進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） その委員の中に子育て中の当事者の方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 子育て中というのは、まさに現役というふうな考え方だと思いますけれども、現在委嘱をご任命したいなと考えている部分につきましては、学識経験者、それから事業に従事する者、それから保護者の代表、これはまさに保育に現場に携わっているご家族というふうに捉えますし、その他ということで、それぞれコミュニティ関係、民生児童委員関係、商工会関係等の組織の方もお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。ご苦勞さまでした。

午後 4時03分 散会

平成25年第4回矢巾町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月11日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会 高橋義幸君
会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田 徹 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 昨日に引き続き、日程第1、一般質問を行います。

1番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

○1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。1点目の質問は、第6次総合計画についてでございます。

第6次総合計画後期基本計画は、町の資料によると、総事業費はおよそ288億7,000万円の事業計画であり、23年、24年の2年間累計では126億2,700万円の43.7%の事業実績であり、今年度25年度の事業予算額57億7,500万円を加えると、累計で184億200万円の63.7%の事業が完了となる予定であります。事業費ベースで検証すれば、計画は順調に推移しているものと判断できますが、今年度は5カ年計画の中間年となっており、現時点までの進捗状況と今後の計画遂行について以下伺います。

1つ、8.9大雨災害により甚大な被害を受け、復旧工事を実施及び計画をしておりますが、総合計画後期計画の中で影響の出てくる事業や変更しなければならない事業はあるのか。

2つ、計画を策定した時点に比べて、社会経済情勢や町民ニーズが変わってくるが、計画の見直しはあったのか。

3、TPP交渉で農産物の市場開放を3カ国から求められており、構造改革に取り組み、競争力強化を図る必要があるとして、米の生産調整に参加した農家の定額補助金を廃止す

る方向で見直されております。本町の総合計画策定時より農業政策がこのように大きく変わった状況を踏まえて、26年度は農業関連事業をどのように計画しているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 1番、齊藤正範議員の第6次総合計画基本計画の計画遂行についてのご質問にお答えいたします。

1点目の8月9日の大雨災害により、甚大な被害を受け、復旧工事を実施及び計画しているが、総合計画後期基本計画の中で影響のある事業や変更しなければならない事業はあるかについてですが、8月9日の大雨・洪水により、公共施設である町道、橋梁、国民保養センター、マレットゴルフ場など、かつてない大規模な被害が生じ、今後におきましても復旧事業を最優先に取り組むこととしております。しかし、これに係る財源につきましては、災害復旧費国庫負担金、災害復旧債及び財政調整基金繰入金で措置することとし、国民保養センターにつきましては、当該財源構成に加え、建物共済金及び矢巾町福祉基金繰入金を充当する予定であります。

ご質問の第6次総合計画後期基本計画への影響につきましては、災害復旧事業に係る財源は、基本的には別に確保することで災害復旧事業と並行して総合計画後期基本計画に係る事業に取り組むこととしており、可能な限り事業費の抑制に努め、計画どおり事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の計画を策定した時点に比べ、社会情勢や町民ニーズが変わってくるが、計画の見直しがあったのかについてですが、後期基本計画が平成23年度に始まり、その後における社会情勢の変化などにより、事業の効果が低下したまま事業が継続されることが生じることのないように、これまで各年度の間時点と終了後において、それぞれ事業ごとに事業指標や成果指標をもとに目標達成状況や課題についての検証を行い、この検証結果を踏まえ、事業の廃止や中止も含め、今後の方向性を判断し、翌年度の予算要求へ反映させているところであります。

3点目のT P P交渉や米の生産調整の見直し等により農業政策が大きく変わったが、これを受けて平成26年度は、農業関連事業をどのように計画するのかについてですが、今回の生産調整の見直しについては、生産者や集荷業者及び団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需給に見合った米生産の実現を図る環境整備のもとに行われる産業政策であ

り、農業の構造上の政策であります農地の集積、経営規模の拡大と集落営農の推進、担い手の育成などの構造政策については、基本的に変更を伴うものではありません。

人・農地プランについても将来の地域が抱える問題解決のためのもので、地域の特性を生かした集落営農を進めるものであり、また来年度に設置予定の農地中間管理機構による耕作放棄地の解消及び中心経営体への農地集積に対する国の取り組みは継続されます。

しかしながら、産業として成り立つための農業所得の確保をどのようにするかという視点での時代に合った環境をいかにつくるかということは、従来にも増して、行政はもとより、関係団体及び農業者個々が危機感を持って取り組まなければならないと痛感しております。

このことから、集落営農組織の自立を図る観点での法人化の推進も視野に第6次矢巾町総合計画に基づき実施しております農業関連事業は、計画最終年度での目標達成に向けて引き続き取り組んでいくものでありますが、岩手中央農業協同組合等との関係団体とも十分協議し、必要に応じた関連事業を計画してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 災害復旧費には、災害復旧債など、新たな借金の財政措置がされるわけですから、答弁のとおり後期計画、実施計画の事業であっても事業内容と効果の検証がさらに重要だと思いますが、各年度それぞれの事業ごとの各指標を使いながら検証しているとの答弁をいただきましたが、後期計画の中で廃止や中止など、または見直した事業があったら、主なもので結構ですので、内容と理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

総合計画には、219事業が計画されてございます。現在までに完了いたしました事業につきましては、16事業がございます。これには矢巾中学校の建設事業等がありますし、私立保育園整備事業等が掲げられるところがございます。それから、見直し、改善等を行った事業につきましては、39事業がございます。これらにつきましては、事業費等の見直し等を行っているものでございますが、保育の委託事業あるいは史跡等の買い上げ事業、私立保育園の運営事業費、農政対策事業、各種競技大会の出場の補助事業等ありますが、そういったもので39事業ほど見直し等が行われております。

それから、同じく見直しでございますけれども、事業の実施時期の見直しあるいは先送り等しておるものがありまして、町立の煙山保育園の改修事業等がそういった開設といえますか、事業実施時期等を見直したりしているものでございます。それから、廃止もしくは中止といたしましたものとしては、現在2件ほどございますが、観光振興対策事業に関するものについて、ちょっと見直し等、中止等のものが出ているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 後期計画は、残る2年間で、その中においても事業は順調に実施されるものと思いますが、事業の検証については、今以上に力を入れて遂行することが大切と思い、そのことを要望するとともに、見直しや廃止した事業については、内容について報告をできないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 質問にお答えをいたします。

資料等の提供につきましては、できるだけ提供に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

徳丹城史跡の保存と活用についてお伺いいたします。史跡徳丹城は、史跡指定地面積16万2,303平方メートルのうち買い上げ済み面積は8万5,161平米の52.4%となっており、残地面積は、国道1万1,703平米、町有地3万1,209平米、徳田神社、鹿妻堰を含む私有地が3万4,326平米となっており、個人所有の指定地は全体の2割程度となっており、買い上げがかなり進んできております。この状況を受けて、今後の史跡保存整備と活用について、以下伺います。

1点目、総務常任委員会において、調査訪問した国特別史跡吉野ケ里遺跡は、1982年の調査開始より、ことしの3月までの31年間で発掘調査と遺跡の復元整備が行われ、展示施設、見学施設、体験学習施設のほか、レクリエーション広場や駐車場などを整備しております。その保存方法は、生活している住宅地は保存対象から外し、指定外としております。徳丹城史跡は、史跡指定されてから長年経過しており、現在買い上げになっていない住宅

地においては、生活に多大な影響があるので、買い上げ時期に時間を長年要するのであれば、除外したほうがよいのではないのか。

2点目、全国的に知名度の高い吉野ケ里遺跡であっても開園した2001年の入場者は68万人であったが、徐々に減少し、2005年には45万人となっております。そのため入場者誘致対策として遺跡を広場観光レクリエーションネットワークの拠点として地域の活性化に寄与する公園と位置づけ、史跡指定外敷地に駐車場やイベント広場などの用地を設け、春、秋のお祭り、バルーンフェスタ、体験学習、軽トラ市など、年間27回のイベントを開催した中で、昨年は69万人の入場者の誘致ができたとしております。

徳丹城史跡でも史跡のPRや多くの人に周知を図るため、新たなイベントやレクリエーションの開催など、多くの利用者があっても対応できる施設外に駐車場の配備などの考えはないのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 徳丹城史跡の保存と活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の徳丹城史跡地内の住宅地において、買い上げに長年時間を要するのであれば、除外したほうがよいのではないかについてですが、史跡徳丹城跡の現状変更や土地買い上げ等に係る方針は、史跡徳丹城跡保存管理計画に基づき進めております。保存管理計画は、基本的に国内の国指定史跡や特別史跡では策定しているものでありますが、個々の史跡が持つ歴史性、遺跡としての遺存状況あるいは史跡が置かれている社会環境や保存と指定に至る経緯などにより、保存管理に対する考え方や方針は異なってまいります。史跡徳丹城跡の保存管理計画では、基本的には全域の買い上げを方針としておりますので、申し出があった場合には、宅地、農地の地目の別を問わず、できるだけ早い段階で買い上げの対応をしております。なお、現在史跡内には2軒の住家が残っておりますが、保存管理計画により、今後改築等の現状変更申請が起きない限り、引き続き居住の継続を認めるものでありますが、史跡からの指定除外という方針は持っておらないところであります。

2点目の新たなイベントやレクリエーションの開催と史跡外に駐車場配備の考えはないかについてですが、現在徳丹城では、史跡の周知の一環として徳丹城春まつりを毎年開催しております。おかげさまで今年度第9回の春まつりを開催し、ようやく広く周知され、根づいてきたと感じております。しかしながら、年数の浅い祭りでもありますので、引き続きこの春まつりを核に徳丹城らしさを発信する古代平安行列の再現や昔遊びなどの文化

財体験型メニューなどを充実させ、町民と一体となった春まつりにしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、徳丹城跡公園では、日常的にレクリエーションスポーツや散策などを楽しんでおられる方も多く、岩手県ペタンク協会と矢巾町ペタンク協会による大会がそれぞれ開催されるなど、レクリエーションや憩いの空間として活用されており、今後ともこのような活用を広げてまいる所存であります。

なお、史跡外での駐車場の配備については、今後の史跡整備計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 徳丹城史跡の保存と活用については、何回か質問させていただき、史跡整備は第7次総合計画の中で行っていくとの答弁を伺っております。町の財政問題と事業の緊急性が低いということは理解できますが、国の史跡指定を受けてから既に46年も経過しており、生活基盤である住宅地保有者についての買い上げが可能であるとの答弁をいただいておりますので、申し出があった場合ということの答弁であります。町としてこの方々がどういう意向を持っているのか調査して、買い取りを希望するならば、計画的に組み込み時期を明確にすることができないのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 現在2軒のお宅が指定地内に残っているわけですが、現在のところ、まだご両人からの意向調査ということは実施はしておりませんが、買い上げを希望される場合は、こちらのほうでは国等に要望しながら、その要望に対応できるように努力をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 前向きな答弁をいただき、ありがたくは思っておりますが、当事者としてもなかなか買い取りとか、そういう部分は言い出せない面もあるのではないかなと予測できます。ですから、町のほうとして買い取ってほしいのか、現在のままでいいのかという調査は行ったほうがいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 機会を見て、そういった調査は行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 最近のイベントやレクリエーションスポーツの開催で史跡PRについては、関係者の努力を評価いたしますが、史跡整備前の徳丹城地域は、商店や住宅などが多くあり、にぎわっていた地域であったことは、皆さんもご承知のことと存じます。したがって、最低でも当時のにぎわいを取り戻すような史跡整備が必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かにあそこの区域につきましては、徳田の中心地ということで昔のにぎわいはあったわけですが、今ほぼ商店につきましてはなくなっている状況でございます。今後予定をしております整備に当たっては、町の東側の地域での観光地というか、そういった形を目指しながら整備を考えていきたいというふうに思っておりますので、多くの方々が訪れていただけるような、そういう内容を今後検証してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 町の安全、安心についてお伺いいたします。

当町に甚大な被害をもたらした8・9の大雨災害の経験を踏まえ、以下お伺いします。

1、過去に経験したことのない大雨による災害であったが、新たに対応として必要と思われることはあるのかどうか。

2、多くの町民は、防災についての知識が少ない上、異常気象によりゲリラ豪雨など、多くの災害が発生する現在、防災専門家である消防、警察、自衛隊などのOBを採用し、住民に自主防災組織などを通じて防災知識の普及や町の安全、安心対策にかかわってもらうことが必要でないのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 町の安全、安心についてのご質問にお答えいたします。

1点目の過去に経験したことがない大雨による災害であったが、新たに対応として必要と思われたことはあるかについてですが、このたびの災害により、最初に行うべきことは、災害がどの地域でどのような災害が起きているのかをより早く把握することと認識したところであります。

この状況に対応するため、株式会社ゼンリンからの地図情報の協力を得ることを目的に12月17日に地図情報提供に関する協定を行い、収集した情報を地図上に集約することで町内の災害状況を把握するように対応してまいります。

また、矢巾町で今後も予想される災害としては、地球温暖化の影響からも8月9日のような大雨による水害が考えられることから、今回の水害地域を網羅したハザードマップの新たな作成を検討しているところであります。

このほかには、住民に災害に対する情報をいち早く広範囲に発信することが必要であることから、岩手中央農業協同組合が各自治公民館に設置している屋外放送スピーカーと矢巾町役場との接続を行い、さらには同報系防災無線の整備を検討してまいります。また、12月1日からは、登録制の携帯メール、わたまるメールを使用し、警報発令情報や避難準備情報などを事前に発信できるよう整備したところであります。

このわたまるメールは、携帯電話各社の緊急速報メールではできなかった内容が送信できるとともに、矢巾町外のエリアにも送信でき、登録することにより、誰でも配信を受けることができるものです。矢巾町にいるときはもちろんのこと、矢巾町外で働いているときでも防災情報を受信できることにより、町内での災害状況を知ることができるものであります。住民に災害の情報を提供するために、町内の主要河川に水位計などを設置し、常時水位を監視できるよう整備を検討してまいります。

2点目の防災専門家である消防、警察、自衛隊などのOBを採用し、町の安心、安全対策にかかわってもらうことが必要ではないかについてですが、平成22年より盛岡地区広域消防組合のOBである防災専門員を嘱託員として雇用しており、地域防災計画の策定や町の防災活動などについてさまざまなご指導をいただいているところであります。今後も防災において豊富な知識と経験をもとにご指導、ご助言をいただきながら町の安心、安全対策に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 災害の新たな対応として、ゼンリンの地図情報で状況を把握するという答弁でありましたが、このシステムはどのようなシステムになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今度の来週12月17日に災害協定を結ぼうとしているものでございますが、皆さんご存じのように住宅地図を扱っておりますゼンリンでございます。そして、その内容でございますが、まず最新の情報を網羅した地図を無料で提供いただけるというのがまず一つでございます。そして、災害時には、基本的にはそれはコピーとかしてはいけないと、当然特許といいますが、ゼンリンのほうに権利があるわけでございますので、コピー等してはいけないということになっておりますが、災害時は、どんどんコピーして活用していいですよというふうなことになってございます。

それから、内容をコンピューターで扱える、処理できるデータもいただけるというふうなことになっておりますので、災害時にどこでどういった状況、どこの世帯が床上、床下浸水になっているとか、そういった情報を瞬時にそこに入れて活用できるというふうなことで活用していただきたいというふうなことでございます。

それから、全町の住宅地図、大きいものをパネル的なものを、これも無料でいただけるというふうなことで、大いに災害時には活用してくださいというふうなことで協力をいただけるというふうなことになってございます。そういった内容でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） このシステムは、非常に役立つのではないかなと思いますけれども、現在は登録しておいても、受けた電話番号でその住所が把握できるというようなシステムも開発されており、当町においても電話対応での地域限定で非常に混乱したというお話も聞いておる関係から、それらのシステムとあわせた活用まで発展を考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず今聞いているところでは、そこまで発展した内容のものではございませんが、確かにそのような形で入力をスピーディーにできるというふうなことであれば、なおよろしいかなというふうに思いますので、その辺のところはさらに会社のほうと詰めていきたいと、お話をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 岩手中央農協の屋外スピーカーと防災無線を接続して整備、検討していくということでありますけれども、この設置、整備していく箇所はどの程度の範囲と、この箇所を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

先ほど町長が答弁いたしました接続に関しましては、今現在農協さんが設置しました各自治公民館にスピーカーがついているわけですが、そのスピーカーから放送するためには、役場から直接は今はできない状況になっております。有線放送をお願いして、原稿文をお願いして、そして放送していただくというふうなことで、ワンアクション多くかかるわけでございますので、それを直接矢巾町役場にその機械を設置して、それで直接役場のほうから放送できると。ページング放送ということで家の中にあるスピーカーには流せるようにはなっているのですが、屋外スピーカーには流せるようになっておりませんので、これについては、9月の補正予算で一応機器の設置につきましては、予算を可決していただいておりますので、今年度中に設置はしたいというふうに思っておりますが、そういった役場のほうから直接放送できるというふうな意味合いのことでございます。ですので、どこの地区云々ということではなくて、直接スピーカーのほうに放送できるという、そういうシステムでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 屋内放送は、避難に非常に有効な手段であると思っておりますけれども、現在配置されている有線放送の屋外スピーカーでは傍受できない地域もあると聞いており

ますけれども、その辺の対応についてはどのように考えているかと、もう一点でございます。河川の水位計を設置、整備を検討してまいるという答弁でありましたけれども、これについては、整備方法について検討し、設置について行うという捉え方でいいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず有線放送のスピーカーの件でございますが、今各自治公民館についておりますが、新しい公民館を建てた場合に、農協さんのほうからちょっと聞きましたが、スピーカー必要ですかというふうな話をしたときに、必要ないというふうなお話もされたところもあったというふうに聞きましたが、ただいろいろ役に立ちますと、防災等に役に立ちますというふうなことの話もしたところ、それではつけますというふうなことで大体はついているというふうなことで伺っております。

ただ、ちょっとふぐあいがあるところも何カ所かあるようでございますので、その辺の整備につきましては、農協さんのほうに申し入れをしているところでございますので、あとは農協さんのほうのご判断になりますが、整備していただければというふうに思っております。

それから、水位計につきましては、これにつきましては、設置し、それから整備を検討してまいりますというふうな答弁をいたしました。これはあわせて検討していくというふうなことで、この前8・9の災害のときに、やはり河川の水位状況、これを監視、これを把握するということは、非常に大切だなというふうに思いまして、9月と10月には主要河川4河川の主要な橋、これを監視するために職員の配置を考えたところでありますが、やはり災害時に職員を危険な状態にさらすということも、これも2次災害を生むことにもなりますので、今後機械等で水位計等で監視をしてまいりたいと。

当然道路都市課とか、担当事業課のほうでは監視に車で歩くわけですが、常時そこにいるわけにもいきませんので、そういったことで水位計等の設置と、それから活用につきまして検討していくというふうなことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 農協所有の屋外スピーカー装置のふぐあいの箇所の手直しと水位

計の設置につきましては、前向きなご答弁とこちらのほうは解釈しておりますので、ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

2点目の再質問でございます。消防OBの方々の指導をもう一步進めて自主防災組織の活用についても指導してもらうことは考えられないのかお伺いいたしたいと思います。

なぜなら地域の組織は、行政が背後で応援、後押しをしているとわかれば、活動に自信が持てるからではないかと予測されるためであります。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

自主防災組織の組織の結成のためにご協力をというふうなことでございますが、今現在25までいっております。今年度今のところ3行政区ふえまして、3月にはもう1行政区ふえる予定で、今年度4行政区ということで大変うれしく思っておりますが、まだまだ25です、残り十五、六でございます。そういったことでまだ結成になっておらないところもでございます。それで、そういったところにつきましては、町のほうにもお話しをしていただければ、担当者が行っていろいろ説明をいたしますし、それから分署のほうでも当然対応いたしますので、それからおととい新聞掲載になりましたが、そういった自主防災組織で自主的に活動している、自主的にといっても分署の方を呼んで、結成はされているのですが、さらに分署の方等を呼んで研修を行ったというふうなところもございますので、そういった事例も交えながら、当然町の職員も行っておりますので、そういった事例も交えながら、まだ未結成のところでお話等させていただきたいというふうに思っておりますので、そういったところにつきましては、どしどし申し出していただければ、こちらのほうではお手伝いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 最近の町の自主防災組織結成に向けてのいろんな広報や手法は、いろいろ以前と違って随分出していただき、機運を高めてもらっていると思っておりますが、自主防災組織は、結成された後の行動も大切なことではないかなと思う次第であります。今回総務常任委員会で九州福岡の飯塚市を視察したわけなのですけれども、飯塚市もたび重なる災害を受けて、自衛隊、警察、消防OBの方々を採用した中で自主防災組織に

定期的にいろんな研修を行っており、当初は余り要望がないのではないかなというように思っていたけれども、今はその研修の申し込みや参加者が非常にふえており、防災意識高揚につながっているというお話をお聞きしているところであります。

当町においては、今のところ結成までの分については、かなり後押しをしていただいておりますわけなのですが、結成後の活動についても組織からの要請があったからという対応でなく、町のほうで結成した組織や指導者に対する研修を都度開催してもらったほうがいいのではないかなと思っております。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

確かに今お話しされましたように、その後の、結成した後のフォローもそれは大事だというふうに考えております。一応先ほどある地区でというふうに申し上げましたが、そういったところは、自主的にやられましたが、確かにこちらのほうから働きかけてどうですかということも大事なというふうに思いますので、そういったところは今後検討していきたいというふうに思っております。

ただ、各地域の中にこうした消防のOBの方々とか、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、各地域で自主防災組織が組織されていないとしても、このような今8・9で災害を受けて、皆さん防災については大事だなというふうに思っている方々もいると思いますので、行政区でもいいですので、そういった方々を活用して研修を受けるということもよろしいのではないかなというふうに思いますので、そういったところを抱き合わせながら今後進めていければいいのかなというふうに思っておりましたので、一応検討というふうなことで申し受けておきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で1番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。2点についてご質問いたしますが、1点目は、川村町長に所見をお伺いをいたしたいと思っております。

近年地球的な異常気象により、世界各地で大災害が発生していますが、私どもが住むこの矢巾町においても、去る8月9日、過去に経験したことのないような大雨により多くの町民が被災をいたしました。たった1日の雨で、しかも5時間足らずの短時間の雨でこれほどの被害が発生するとは誰一人予想していなかったのではないかと思います。しかし、今回の集中豪雨は想定外という表現ができるとしても、次からはこの言葉を使うわけにはいかないと思います。しかもこうした事象による災害は、短いサイクルで発生することが予想されます。したがって、今後防災や減災を進め災害に強いまちづくりに取り組む観点から、以下質問をさせていただきます。

早いもので8月9日の大雨被害発生から約4カ月が経過をいたしました。岩崎川流域を初め浸水等の被害を受けた被災地周辺は、一見して落ちつきを取り戻したかに見えますが、しかし予想もしなかった川の増水により浸水被害を受けられた町民の皆さんの精神的、経済的負担は想像以上のものがあると思います。また、激流と流木等により、橋が落ちた岩崎川橋や山王茶屋前橋の周辺に居住する町民や日常的に橋を利用している方々、さらには通学路として利用している小中学校の生徒は、いまだ大変な不便を強いられている状況にあります。

被災後、約4カ月が経過した今日、ようやく復旧に向け、一步一步歩み出した感じは受けておりますが、多くの町民が望んでいる1日も早い復旧と災害に強い地域づくり、そしてまちづくりが強く求められている状況の中、次の点について町長にお伺いをいたします。

1点目であります。現在までの復旧状況についてお示しをしていただきたいと思います。

2点目であります。いまだ復旧整備がされていない箇所の見通しとスケジュールを示していただきたいと思います。

3点目であります。今回の災害は、多くの教訓を残したと思いますが、今後災害に強いまちづくりと地域づくりにどう生かしていく考えなのか明らかにしていただきたいと思います。

4点目であります。防災教育の充実が強く求められていると思いますが、今後どのような方法で防災教育を進めていくのか考えをお示しいただきたいと思います。

5点目であります。被災された方々への支援状況について明らかにしていただきたいと思います。

6点目でございます。今回の災害に対する国、県の支援はどの程度期待できるのか見通しをお示しいただきたいと思います。

以上、1点目の質問にさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の8月9日の大雨被害の復旧状況と今後の対応策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在までの復旧状況についてですが、道路、橋梁、河川については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国庫負担申請を行い、10月下旬に査定を受け、現在22カ所のうち3カ所については、復旧工事が完了しておりますが、そのほかについては、順次工事を発注する予定となっております。マレットゴルフ場、水辺の里、弊懸の滝、城内山、南昌山の5合目までの登山道など、町内西部地区については、復旧がなされておりませんが、弊懸の滝から煙山ダムまでの流木撤去を行い、2次災害の防止に努めたところであります。

農林関係においては、10月27日に町内全地区にて農家説明会を開催したほか、被災農家や自治会、岩手中央農業協同組合等からの復旧要望をとりまとめ、排水路やその周辺農地の畦畔崩れ等に係る復旧について約8割を対応済みであります。また、農地に流入した土砂撤去や農業施設の復旧については、町単独に小規模災害復旧事業費補助金の交付措置にて対応しております。いずれも年内中に復旧を行うとともに、遅くとも来春の作付に支障がないよう進めてまいっているものであります。

町内の11地区については、農地・水保全管理組織が災害復旧を行っております。

上水道については、岩崎川の山王茶屋前橋水管橋、六助橋下流水管橋、岩崎川橋添架管の3カ所で応急復旧工事を実施し、断水は8月11日で全て解消しております。

公共下水道は、1件が復旧を完了し、農業集落排水は、矢次処理場が応急本工事を完了し、通常運転を行っております。下赤林浄化センターは、応急対応により通常運転を行っております。

教育施設関連については、煙山小学校の運動場のフェンス、矢巾北中学校のグラウンドの整地、矢巾中学校の全天候型ハンドボールコートゴムチップの補充及び整地、文化財関係の伝法寺館跡の復旧工事は完了しております。

2点目のいまだ復旧整備がなされていない箇所の今後の見通しとスケジュールについてですが、南昌山線、城内山線、山王茶屋前橋及び煙山ダム上流の岩崎川については、平成26年度初旬から工事着手できるよう準備を進めております。また、岩崎川橋については、

県で予定しております河川改修事業と調整を図りながらできるだけ早期に復旧するよう協議をしております。そのほか護岸の決壊や道路のり面の崩壊箇所につきましては、本年度内に復旧する予定で進めております。

国民保養センターについては、再建計画案に基づき、本議会に補正予算を計上し、土砂災害を受ける前から老朽化が目立つ管理棟は、建てかえを視野に入れた計画としながら、本年度中に設計を行い、平成26年中には建設を行うよう検討を進めております。

マレットゴルフ場、水辺の里については、岩崎川の災害復旧が平成26年度になることから、河川の復旧状況を勘案しながら復旧方法や時期について検討を進めております。

弊懸の滝については、管理している盛岡森林管理署に対し、再度にわたり復旧整備を要望したところ、町道南昌山線の災害復旧に合わせて要望に応じていく旨の回答をいただいております。城内山については、平成26年4月以降に通行どめを解除する予定であります。

農業用施設の災害復旧については、町と鹿妻穴堰土地改良区とで管理区分により実施しておりますが、町で行う煙山ダムの土砂しゅんせつ及び水位計設置、下金平堤の斜樋、宮手川の護岸などの大規模復旧工事については、災害査定等の結果を踏まえ、年度内復旧をめどに進める予定であります。

上水道については、岩崎川の六助橋下流水管橋、岩崎川橋添架管、芋沢川の大沼1号橋添架管は、平成25年度中に復旧を予定しております。岩崎川の山王茶屋前橋水管橋については、橋梁、河川の復旧の進捗に影響を受けるため、平成26年度中に復旧を予定しております。この4カ所においては、国庫補助金を導入して復旧するものであります。

その他の箇所については、他の事業とあわせ順次実施するものです。農業集落排水の矢次処理場及び下赤林浄化センターについては、現在応急対応しておりますので、年内に本復旧工事に着手し、平成25年度中に完了する予定であります。町指定史跡煙山館跡及び町指定天然記念物小白沢のヤマクワ群については、民地であるため、着手は未定となっております。

3点目の今回の災害は、多くの教訓を残したと思いますが、今後災害に強いまちづくりにどう生かしていくのかについてですが、1番、齊藤正範議員にお答えしたとおり、地球温暖化の関係から、今後も矢巾町において水害が発生しないとも限らないことから、町内の主要な河川に水位計などを設置し、常時監視できるような仕組みづくりを行うとともに、既に12月1日から運用しておりますが、登録制メールの導入により、矢巾町外においても町内の状況を知ることができる整備を行ったところであります。

また、災害時にいち早く避難所へ食料を供給できるよう12月3日には、株式会社グリーンデリカと災害時の緊急食材等の供給に関する協定の締結を交わしたところであります。また、災害情報を地図上に集約し、地域の情報を把握するため、12月17日には、株式会社ゼンリンと地図製品等の供給に関する協定を締結するものであります。

災害時には、町民への広報も重要であることから、岩手中央農業協同組合の有線放送と矢巾町役場を接続することにより、いち早く各自治公民館に設置してある屋外スピーカーからも放送を行い、より多くの方々へ迅速に現在の状況を伝えられるよう整備していくところであります。

4点目の今後どのような方法で防災教育を進めていくのかについてですが、今回の災害における浸水地域を網羅した新しいハザードマップを作成し、学校での防災教育や全世帯への配布を行うなど、防災情報の周知に努めてまいります。町内各小中学校では、これまでの火災や地震などに対する備えに加え、今回の大雨・洪水被害を教訓として自然災害への理解をより一層深め、防災の重要性を学ぶことを重点的に取り組むこととしており、地域や校内の安全点検を初め、避難訓練等により、大雨等の自然災害が地域に与える影響や震災経験をもとにした地震が発生した場合の対応の仕方など、被害に遭わないような取り組みを進めております。

今後も学校における危機管理マニュアルの見直しを行いながら危機管理能力の向上に努めてまいります。また、岩手医科大学の協力により、災害に対するふだんからの心構えや災害への備え等について、各小中学校において講話を開催していただくなど、指導内容を充実させながら学校や地域が置かれている状況や環境及びニーズを踏まえた防災教育を行ってまいります。

5点目の被災された方々への支援状況についてですが、災害発生時のごみの回収は、盛岡・紫波地区環境施設組合で処理可能な廃棄物は565トン、処理できない廃家電等は9トンであり、全て無料として回収したものであります。し尿処理におきましても、くみ取り量96キロリットルを無料で対応しております。健康面については、岩手県県央保健所より保健師の協力をいただき、保健師、看護師とともに、床上浸水した98世帯を対象に衛生状況、生活環境、健康被害を家庭訪問により9月から10月にかけて調査を行ったところであります。8月13日からは、罹災証明書の受け付けを開始し、申請のあった世帯を訪問調査の上、罹災証明書の交付を行っております。現在罹災証明書等の交付件数は370件となっております。

減免等についてですが、保育料については、8月から10月分について、床上浸水世帯園児5名を対象に行い、国民健康保険については、医療費の一部負担の減免を5世帯11名に、後期高齢者医療については、同じく一部負担の減免を1名に、水道料金については、上水道、下水道ともに床上、床下浸水と認定された方もしくは罹災証明書が発行された方の9月及び10月分の請求額において、前年度使用水量以上の分について減免を実施しております。

町税等の減免については、8月19日の区長配布により全戸にチラシを配布し、制度周知をさせていただいており、罹災調査の結果、被害の状況が減免の対象であると思慮される納税義務者等に対し、個別に減免申請のご案内を送付しているものであります。現在の減免の状況は、個人住民税4件、固定資産税42件、国民健康保険税5件、後期高齢者医療保険料2件、介護保険料7件となっております。11月29日現在の災害見舞金の申請状況は316世帯であり、給付額は1,093万円であります。

6点目の今回の災害に対する国、県の支援の見通しについてですが、道路を初めとする公共土木事業の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害復旧事業費に対し、3分の2の国庫負担となっております。町内西部地区にあるマレットゴルフ場については、県に働きかけて支援をお願いしているところであり、水辺の里については、盛岡広域振興局農政部と調整中であります。農林業関係については、県において、今回の大雨被害に伴う復旧に際し、市町村及び土地改良区等関係団体との連絡調整を初め、災害査定事務への事務支援等、昼夜を問わない全面的なバックアップをいただいているところであります。また、国においては、煙山ダムの復旧に際し、土砂しゅんせつ工事上の技術支援及び網場設置に係る調査研究等について、東北農政局北上土地改良調査管理事務所を窓口とした総合的な支援策を検討いただいているところであります。

上水道事業の災害復旧については、給水装置は対象外となりますが、補助率2分の1となる厚生労働省所管水道施設災害復旧費を活用するものであります。

農業集落排水事業については、矢次処理場は、国庫負担率2分の1である災害関連農村生活環境施設復旧事業を導入し、下赤林浄化センターは、町単独費による復旧となるものであります。

なお、今後さらに床上浸水の方への再建を支援するために被災者生活再建支援金に準じた支援金について、県の被災者生活再建支援金支給補助金を見込んで実施をしていく予定であります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ただいまは、災害復旧のスケジュールや災害に強いまちづくり、防災教育の推進、被災された方々に対する支援策まで、多岐にわたるご答弁をいただきましてありがとうございます。まずもって8月9日の災害発生以降被害調査や消毒作業、関係機関との連絡調整、罹災証明書の発行、上下水道使用料の減免、納税の減免、健康調査、保育料の減免、災害見舞金の申請など、さらには災害発生査定事務等、数え上げればきりのないほどの大変な業務をこなしてきた町長初め全職員の皆様のご努力に心から感謝と敬意を申し上げるものであります。まだまだ復旧には時間を要すると思いますが、なお一層のご努力をお願いするものであります。

そこで私は、9月議会の一般質問で岩崎川の河川改修について、今後も予想される集中豪雨に十分に対応できる災害に強い川づくりを進めていくことが急務である。したがって、煙山ダムまでの河川改修を早急に進めるべきではないかとして町長に見解をお伺いをいたしました。町長答弁は、上流部分までの改修が必要との思いを強くしていると。今後県や関係機関に強く働きかけていくという答弁をいただきました。その後、町長は関係機関に対し、大変力強い働きかけを行ったように聞いております。その結果でありますけれども、当初予定しておりました岩崎川の河川改修については、事業を抜本的に見直す方針が決定されることになりました。それによりますと、当初JRから900メートルの矢次公民館付近までの改修計画だったわけでありまして、さらに600メートル上流の岩崎川1号橋付近まで延伸をし、さらに7月30日の矢次公民館の説明会では、8年の工事期間を要するという説明でございましたが、同じような災害を防ぐという観点から5年間で改修を完了するという事も同時に決定していただきました。

そこで1点目についてお聞きをいたしますが、岩崎川についての今後の改修のスケジュール、現在橋が崩落をしている箇所が2カ所あるわけでありまして、山王茶屋前橋の復旧と岩崎川橋の復旧について、山王茶屋前橋の復旧は、今の現況の復旧、そのままの復旧になるのか。それとも、さらに改修の計画があるのか。例えば道路の傾斜がかなり下ってきたところに橋があるわけですが、それをいわゆるかさ上げをして、新たにその橋をつくる計画はないのか。

それから、矢次の岩崎川橋については、全く手がついていないわけですが、ご存

じのように、あそこは通学路にもなっています。中学生、小学生の通学路になっておりますし、それから矢次公民館の玄関口であります。ごみ捨てには大変苦勞しながら行政区の皆さんは不便な状況でも我慢をして今生活をしている状況にあります。したがって、岩崎川橋についての河川改修事業は、5年かかるという事業でありますけれども、車が歩ける程度のいわゆる仮復旧の橋にさせていただきたいというのが地元の強い思いでありますので、そうした計画が現状の中であるのかどうか、その1点目については2つについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

山王茶屋前橋につきましては、一応災害復旧ということで現況の場所に現況の断面で若干河床関係の橋台関係が長くなるものですから、橋長が若干長くなりますけれども、現在のままでの復旧ということで申請をして認められております。上げるとか、そういう形では今のところ予定ではありません。

それと、2点目の岩崎川の関係で岩崎川橋の関係でございますが、一応今車が歩ける状態という形なのですけれども、あそこ幅員がというより、住宅地が密集している関係で、そこに仮設をつくりますと、今度橋梁がかけられない状況になります。そういうことから、今回は車道はちょっと河川の復旧、岩崎川橋の復旧やるまでは車道は設置する予定ではなく、仮設歩道橋を今回災害を受けた東側のほうに、結局橋梁等に支障がないところに仮設歩道橋を今考えているところでございます。何とか1月中に歩行者、自転車等が通れるようにしたいということで考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 山王茶屋前橋は、そうすると若干高くなるというか、長くなるという、橋の状況は長くなるけれども、現況の復旧だと。あそのの上流部の湾曲したカーブの堤防がありますが、そこについての改修は、計画はどうなっているのでしょうか。

それから、今ご説明をいただきました岩崎川橋の仮設の歩道橋でありますけれども、歩道橋だけの仮設で1月の末までかかるというのもちょっといわゆるスピード感がないなどというふうに思いますが、今の話でいきますと、5年間かかる可能性もあるということなのでしょうか。そのスケジュールはどういうふうになっているのかお聞きをしたいと思いま

す。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず山王茶屋前橋のカーブのところの町のほうでも河川というより道路が、護岸等が被災しまして、そこについては、護岸工をやりますし、あとカーブの部分につきましては、これ県河川で県のほうで一部災害復旧をやっておりますけれども、うちのほうといたしましては、護岸等がありますので、そこについては護岸工で処理するという形で応急復旧を一応年度内に全てうちのほうの場合の護岸はやるし、県のほうでもやっていただくという形になっております。

2点目の岩崎川のスケジュールでございますが、本年の11月12日から11月16日にかけて今回の被災関係によりまして岩崎川と芋沢川の河川計画の事業の説明会を地域ごとにやっております。その中での県のほうのスケジュールですけれども、J R東北本線から岩崎川1号橋までは平成25年度に設計関係をして、平成26年春に概略のルートが決定したならば、工事の説明会を開催して皆さんにご同意をいただくと。その後用地の測量関係に入りまして、26年の秋ごろに用地の説明会を実施すると。そして、用地の説明会でご了承等をいただきますと、用地買収関係、補償関係に入っていきたいと。できれば、工事については、平成27年度から工事に入っていきたいという形になっております。

ただ、岩崎川橋につきまして、もし用地関係、協力得られれば、その部分について早目に橋梁仮設というのができるという形で先ほど町長答弁にもありましたけれども、県の改修計画に合わせて早期に岩崎川橋のかけかえを行いたいというような形で考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） そうすると、県の改修計画に沿ってということではありますが、26年の秋ごろから用地買収の説明会ということになると、早くても27年の工事ということになるわけです。そうすると、今平成25年ですから、あと2年間できるまではそれ以上かかる可能性もありますが、あそこの橋そのものは、もう断面不足でもありますので、流量断面も小さいわけですが、あの橋のけたはその前に撤去するのでしょうか。そして、その用地の買収の了解が得られれば、できるだけ早目に着工したいということなのではないでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えします。

先ほどちょっと答弁の中で歩道橋の関係もありましたので、それと関連いたしますので、お答えいたします。

今の岩崎川橋につきましては、先ほどちょっと舌足らずでしたけれども、仮設歩道橋等をやる段階、年度内に今の岩崎川橋の橋は撤去すると。というのは、洪水きた場合に断面見合いがかなりないものですから、これについては撤去するという形でやっております。それと、仮設歩道橋に対しましては、一応鉄骨関係で考えておりまして、それらで今リース関係を今検討、調べているところがございます、どうしてもリース関係、今鋼材関係がちょっと調達が難しいということでいろんな方面を模索しているところがございます。

いずれにしても、1月中とは言いますけれども、早くできれば、早目に完成したいということを考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） できるだけこれはもう早く取り組んでいただくようお願いしたいわけですが、それとこれは学校関係の話になりますので、松尾教育委員長でもよろしいですが、今下海老沼橋を通過して煙山小学校に通学しているわけですが、あるいは矢巾北中に。その状況というのは、300人を超えているわけですが、朝晩。それで、もうすぐに雪が降るといような状況になってくるわけですが、この前高橋校長先生ともお話をしたのですが、大変な込み合いだと、雪が降った場合、交通事故が非常に心配だということは何回も口を酸っぱくして言われました。それで、たまたま議会もあるからということでそういう話ができる機会があるだろうということでお話ししてきたのですが、矢次地区を通過して岩崎川橋を歩いている子どもたちが約120人ぐらいいるといことですので、それから従来から新田、南矢幅地区から通学している子どもたち、中学生も入れると250人近いのではないかという話でしたけれども、あるいはそれ以上になるかもしれませんが、その安全対策について、今後どのように考えていくのか、今の状況、きょうのすぐの話ではございますが、あしたにでも雪が降るといことは当然考えられますので、そういう子どもたちの通学に関しての安全対策、安全施策について今の段階でのお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまの山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

通学路の安全対策ということでございますが、岩崎川橋の仮設歩道橋ができるまでの間は、みんな児童生徒は、今おっしゃられた下海老沼橋を渡って歩道を北進して来ることになっておりますが、その間につきましては、スクールガードさん、あるいは先生たちが立つということになりますし、小学校につきましては、そこを過ぎたところから例年西側のほうに入る道路がございますので、その道路を入れていただきまして、スキー山あるほうに門が一つありますので、そちらのほうから入っていただくような形で学校のほうと今協議しております。

なお、海老沼橋のところの歩道につきまして狭いところではございますが、何とか地域の方々とかスクールガードさんにご協力いただきながら仮橋ができるまでの間、何とか安全に通学させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 岩崎川橋に仮設歩道橋ができない限りは、この問題はずっとついて回るわけですが、やっぱり状況が前年とももちろん違いますし、災害がこういう状況をもたらしたのですが、やっぱりそれに対する対応策は、スクールガードあるいは先生方という話もありましたが、やっぱりそれ以上の部分で考えていかなければならないのではないかな。もちろん仮設歩道橋ができれば、大分それは混雑は解消されますので、ここ1カ月あるいは1カ月半ぐらいのところかもしれないけれども、その間の安全対策には、やっぱり万全を期していただきたいというふうに思います。これは要望でございますが、したがって、仮設歩道橋については、一日も早く設置をしていただくようお願いをしたいと思っております。

次の質問に移っていいですか。

○議長（藤原義一議員） ちょっと待ってください。1問目は終わりですか。

○4番（山崎道夫議員） 再質問はありますが。

○議長（藤原義一議員） それでは、どうぞ。

○4番（山崎道夫議員） 先ほど齊藤議員の質問にもお答えがりましたが、水害発生を防止する観点から町内の重要河川、4河川ということですが、4河川の水位計を設置すると。これは、水位計だけの考えなのか。ライブカメラで監視するというのは考えていないので

しょうか。

実は、齊藤さんもお話ししておりましたが、福岡県の飯塚市に行ってきましたが、遠賀川という大変大きな1級河川があったのですが、そこにはライブカメラが飯塚市だけで7カ所設置をされておりました。それから、国交省関係で飯塚市以外でも6カ所、それから県が設置したのは2カ所ということで、合わせて15カ所のライブカメラが設置をされ、常に市庁舎にいて監視ができる体制をとっているというような、そういう災害防止対策に万全を期しているというような状況も私たちは研修してきました。

今回の水害の発生は、特に岩崎川系が大変だったわけですが、その他においても300ミリぐらいの雨が降れば、また同じような増水が起きるといことが考えられますので、この際でございますので、ライブカメラの設置についても災害対策の観点から設置をして、いつでも川の状況を監視できるような体制を組んでいくという考えはないのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

町長答弁におきましては水位計などというふうな表現をしてございまして、今考えているのは、水位計のほかに今お話がありました、ライブカメラといひますか、常に動画であれば、かなりの高額なものになるというふうにも聞いておりますので、一応今のところ考えているのは静止画でございます。ただ、それは何分に1回になるか、10分に1回になるか、5分に1回になるか、それはこれから検討ですが、一応動画ではなくて、今考えているのは、何分かおきの静止画ということで、それでも十分対応できるのではないのかなというふうに考えておりますので、水位計とあわせてそういった形で考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今回の答弁に関連しますが、どこの川のどこの橋に設置を考えているのか、考えがあると思えますので、お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えいたします。

設置をする川につきましては、今後検討ということになります。この前の8.9のとき

は、町内主要河川4カ所ということで先ほど齊藤議員さんのときにお答えいたしました職員等配置を考えたりもしましたが、一応余り、この前のような雨でも余り水位が上がらなかったところもあります。そういったところを考えながら、勘案しながら今後、岩崎川はあのような形ですので、これにつきましてははつけなければならないというふうに思っておりますが、そのほかの河川につきましては、今後検討しながら設置をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 先ほどの齊藤議員とまた同じ質問みたいになりますが、町内の自治公民館にJAの有線放送の野外塔が、いわゆるスピーカーが31カ所あるということを有線放送に確かめました。しかし、その13カ所がふぐあいなそうであります。先ほどページング放送でしたか、これについては、予算が9月補正でついたということで、それはページング放送は役場からはできるわけですが、しかし13カ所のふぐあい箇所は、全く放送したとしても届かないという状況になると思います。したがって、その分の整備費用、それから整備をして、恐らく行政、デジタル無線との接続を考えているだろうというふうに思いますが、その費用面というのは、まだ出ていないかもしれませんが、そのふぐあい箇所を直して、そしていつころから使えるのかという見通しというのは、今のところどういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今山崎議員さんがお話しされましたように、私もそのような形で件数は聞いてございます。ということで、やはり町内全体に同じ情報が行き渡らないというふうなことにもなりますので、農協さんのほうに何とか改修をお願いしたいというような形で申し入れはしているところでございます。今現在はそういった状況でございますので、こちらのほうで多少幾らか補助をすとか、そういったことの考えまではまだ及んでいないところでございます。あくまでもお願いをしている状況でございます。

近々その会議があるというふうな話も聞いておりますので、そのような形でどうなるかというふうな状況でございます。ですので、いつまでに全て整備されるとか、そういうふうな情報は今のところはない状況であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ということは、ほとんどJAにお任せをしていると。いわゆる広報は非常に大事だと、情報を早く発信をしなければならないという、今回の教訓もそういうことだったと思いますが、やっぱり私は屋外放送塔はJAが設置をして、役場も若干の補助はしたようでありませけれども、一緒になって、費用は当然費用はかかるわけですから、その辺については、やっぱり話し合いをしながら役場もやっぱりJA任せではなく、費用の面についてもともにやっぱり負担をしていくというような方向性で考えるべきだというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

そういった考えも大事だというふうに思います。ただ、農協さんといたしましても、やはりいろんな形で農協として利用できるというふうにも思いますので、まずは農協さんのほうでご努力をいただくというふうに考えておりますが、何としても整備に難しいというふうなことになるれば、また次の段階でいろいろ考えていかなければならないかなというふうに思います。来年またこのような水害が起きないとも限りませんので、その辺のところはやはり急ぐ形で一応検討は必要かなというふうには思っております。

それから、それとあわせてこれは検討段階なわけですが、有線放送で設置しているスピーカーにつきましては、電源が必要でございます。ですので、もし大震災のような形で、あのときは東北地方が全部停電というふうなことになりましたが、停電時の場合に、ではどうするかというふうなこともあります。これについては、かなり多額な費用がかかるというふうにも聞いておりますので、ただ停電時の場合、どうするかというふうなことで充電機能付のものを考えてみなければならないのかなというふうな形にも思っておりますので、その辺のところもあわせながら今後考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ともに使えるような方向で考えていくということも必要かもしれないという話でしたので、そこについては早く使用できるような方向で努力をしていただ

くようにお願いをしたいと思います。

ただし、屋外放送塔が31カ所あるわけですが、これは矢巾町だけなようですが、どの程度のいわゆる町内をカバーできるのか、そういう検証は恐らくまだされていないと思いますが、例えばこの前行ってきた飯塚市は、防災行政無線は、市内の98%をカバーしているという大変な防災に関しては力を入れている自治体だったわけですが、残り2%についてもファクスでカバーをすると。それで、一斉にファクスを送るシステムを使って、放送設備、いわゆる行政無線でカバーできないところは全部ファクスでやっているというようなこともお聞きをしてきました。そこまではなかなか難しいかもしれませんが、できるだけ31カ所を使って、広報をできるような体制をやっぱりつくってもらいたいというふうに思います。これは、要望でございますので、ひとつよろしく願いをして、この件に関しての質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原義一議員） それでは、山崎議員の質問の途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を11時45分といたします。

午前11時37分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き山崎道夫議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目は、中学生のインターネット使用実態と依存防止対策について松尾教育委員長にお伺いをいたします。

ことしの8月、全国の中高生10万人近くが回答したインターネット使用実態に関する厚生労働省の調査で病的な使用と判定され、ネット依存の生徒が約51万8,000人いると推計されるという調査結果が出されました。その中で病的な使用状態に陥っている生徒が8.1%もあり、男子6.4%、女子9.9%と、女子の割合が高いという実態が明らかになりました。このような実態の中、問題点として挙げられているのは、ネット依存が強いと、昼夜が逆転し、睡眠障害などにつながる恐れがあり、精神面への悪影響が懸念されるということです。適切な使い方に関する教育が必要である。相談診療体制も速やかに整えるべきだと調査メンバーが訴えておりました。また、同時にネット依存の予備軍は、相当いると見

られると指摘しており、依存症に陥れば、食事の時間を削ったり、睡眠時間を削ったりして深刻な健康被害や不登校にもつながる恐れがあるということも同時に指摘しております。したがって、本町における実態と対応策について以下お聞きをいたします。

1点目であります。中学生のインターネット使用実態についてどのように把握しておられるのか。

2点目であります。インターネットの使い過ぎで生活に支障を来している生徒はいるのか。

3点目であります。依存対策や悪影響の防止について、どのような対策をとっているのか。また、今後の課題は何だと捉えているのか、以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 中学生のインターネット使用実態と依存防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の中学生のインターネット使用実態について、どのように把握しているのかについてですが、今年度各中学校において、インターネット及び携帯電話等の所持や利用状況について、全生徒を対象としてアンケートによる実態調査を実施しております。その結果、本町中学生の実態といたしましては、携帯電話及びスマートフォンの所持率は約23%となっており、インターネットに接続可能なパソコンやゲーム機等の所持を含めると約90%の生徒がインターネットが利用できる環境となっております。

2点目のインターネットの使い過ぎで生活に支障を来している生徒はいるのかについてですが、現在のところ生活に大きな問題を抱える状況であると判断できる生徒はいない状況であります。

3点目の依存対策や悪影響の防止について、どのような対策をとっているのか。また、今後の課題は何かについてですが、各中学校において適切なインターネットの利用及び危険性について、各学級や学年集会等で全校生徒に指導を行うとともに、実態調査の結果を踏まえて、担任や生徒指導担当教師による生徒への個別指導を行っております。また、保護者に対しましても、警察等と連携した研修会を開催しており、家庭における指導にも協力を得ながら依存対策や悪影響の防止を図っているところであります。

現在大きな問題を抱える状態とはなっていないところでありますが、今後ますますインターネットが多種多様化し、進化していくと予想されることから、引き続きインターネットの適切な利用及び危険性について指導を行うとともに、教師も流れにおくれないよう勉

強し、保護者との研修会等を開催しながら生徒の健全育成に向けた取り組みを家庭と連携しながら行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 再質問1点目ではありますが、ネット依存に陥っている生徒は、幸いにも現在は町内にはいないということではありますが、中学生の部分でありますけれども、ネット依存の相談が多いという東京都世田谷区の神経内科クリニックの墨岡院長によると、ネット依存に陥る生徒は、現実生活で友だちが少なく、うまく自己表現ができない生徒になりやすいと指摘しております。つまり現実の社会ではなく、バーチャルの世界で褒められ、自分の存在が認められたような気になってネットにはまるケースが多いと分析をしています。ネット社会は、個人と社会を直結し、瞬時に多くの情報を得ることができるということができますし、さらにはコミュニケーションを無限に広げることができるというすばらしさがありますが、一方で私的興味などがエスカレートし、逆に自分の世界に閉じこもりやすいという負の部分もあります。厚労省の調査で面識のない人とメールなどをしたことのある中学生は、携帯電話の所有者で40.2%、スマホ所有者で58.1%に上るという結果が出ておりますが、中には性犯罪などに巻き込まれるケースも現実起きております。

そこでお聞きしますが、本町における中学生の携帯電話とスマートフォンの所持率、約23%とのことではありますけれども、インターネットに接続可能なパソコンやゲーム機等の所持を含めると約90%の生徒がインターネットができる環境になっているということの答弁がございました。このことは、社会の現状からいっても当然考えられる状況だと思っておりますが、問題はどのような使い方をしているのかが問題だと思っております。したがって、生徒へのアンケート調査の結果についてお聞きをいたしますけれども、本町における中学生の生徒の利用状況についてどのような結果が出ているのかお聞きをしたいと思います。これは、使用時間の関係と、それから何にどのようにインターネットを使っているかもあわせてであります。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アンケート調査によりますと、使用時間につきましては、1時間から3時間というところが多いところでございます。何に使っているかといいますと、主にはゲームというのが

主でございますが、そのほかにもやっぱりラインとかツイッターとかフェイスブック等で他の友だちとか、学校以外の友だちとも知り合いになっているというケースもございます。そういう場合につきましては、個別指導等々行っている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） インターネットのネット中毒といえますか、依存症に陥っている子どもたちの中には、平日で5時間を超えてインターネットに没頭しているという生徒が平日で9%、休日では13.9%が5時間を超えるインターネット使用をしていると。このことがやっぱり最終的には依存症につながっているという調査結果が出ております。本町は幸いにも1時間から3時間ということでございますので、まだそこまではいっていないにしても、予備軍的な生徒は、かなりとは言いませんけれども、いるのではないかと。大船渡市の調査では、インターネットの使い過ぎで市内全中学校の3.3%、36人が生活に支障が出ているということが市議会の一般質問で明らかにされております。したがって、使い方を間違わないように、いわゆる今スマホがかなり普及をしております。無料通信のアプリの使用というのが問題になっておりますけれども、知らない人とつながりを持ちたいということでもつながりができると。したがって、ラインの使い方が問題だということも指摘されておりますので、そういったことをしっかりと今後学校段階においても目を光らせるといえますか、注意をしながら学校における教育あるいは保護者といえますか、家庭におけるそういったしつけ、教育というのに生かしていく必要があるのではないかと。ふうに思っておるところであります。

幸いにも……

○議長（藤原義一議員） 山崎議員、時間過ぎておりますので、終わりにしてください。

○4番（山崎道夫議員） ひとつそういうことでインターネットの依存に陥らないように指導よろしく願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

昼食のため休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。

町の農業政策についてお伺いします。和食、日本人の伝統的な食文化がユネスコの無形文化遺産に登録されました。そういう中で和食文化が健康にかけがえのない食事と見直されてきております。情報紙等マスコミ等を見ても、なかなか和食文化のよさが報道されないのに懸念を感じております。若い世代には和食で過ごすことが失われてきているようにも危惧しているのは私ばかりでしょうか。

さて、政府主導で進められてきている米の生産調整制度、減反廃止方針は、減反に参加した農家に10アール当たり1万5,000円を支給していた転作定額補助金や米価暴落時の米価変動交付金などを2014年度から減額し、5年後廃止し、浮いた財源で山間部の農地を維持する交付金を創設すると発表されました。農林水産業、地域の活力創造本部は11月26日、農業基本政策の抜本改革を決定し、米の減反、転作を廃止するという大転換をし、農家の方々は、また今議会でも数人の方が農業政策について質問しております。

そこでお伺いします。1番、減反廃止は、矢巾町が進めてきた集落営農組織にどのような影響が見込まれるのかお伺いします。

2点目、農水省は、飼料用米の生産拡大については、地域の主食用米の標準的単収をもとに支払額が現行の10アール当たり8万円から数量に応じて変動する仕組みを了承し、10アール当たり生産量によって10万5,000円まで作付補助金を引き上げることを決定しました。飼料米の生産についての当町の取り組み、また考え方をお伺いします。

3点目、水田、農業、米政策見直しの発端になったのは、財界代表が主導する産業競争力会議、議長は安倍首相です。同会議農業分科会の主宰に大手コンビニエンスストアローソン社長が提案したのが反映されております。減反廃止政策、これはTPPで外国産農産物を自由流通させるためには、国による米の生産調整は廃止せよ、離農の農地を企業に渡せとの主張です。減反廃止政策と大企業応援とアメリカ主導のTPP参加との関連を当町はどのように考えているのかお伺いします。

4点目、農業生産は、安全な食料の生産、供給とともに、地域経済と集落の維持や環境の保全など、経済効率だけでは図れない大事な役割を担っています。第1次産業、基幹産業の農業を守るためには、所得補償、農産物の価格保障、後継者担い手育成、そして食料自給率を現在の39%から上げることが必要と考えております。生産者みずから経営している産直直売所の支援を積極的に行い、生産者が元気よく、そして消費者との交流をし、消費者が食について学べるよう産直の支援を考えるべきではないかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の町の農業政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の減反廃止は、集落営農組織にどのような影響があるのかについてですが、今回の生産調整の見直しは、制度の詳細が不明な部分もあることから、各集落営農組織や個々の農家において大変不安を感じていることと思います。今回の改正は、これまでの生産数量目標の配分にとらわれず、個々の生産者の経営判断に委ねられる形となることから、生産拡大を図れるというメリットと補助金等の減額または削減による所得の減少につながるというデメリットがあります。農林水産省の経営所得安定対策見直し後の所得試算は、東北地方では、約10%程度の所得増加が見込まれておりますが、試算に基づく所得を上げるためには、ある程度の経営規模が必要になります。また、農地を維持する地域の取り組みを支援する地域政策として日本型直接支払制度も導入されますことから、集落営農組織による営農計画の作成と、農作業の実施及び農地集積化は引き続き推進していかなければならないものと考えております。

2点目の飼料用米についての当町の取り組みの考えについてですが、8番、廣田光男議員及び2番、藤原由巳議員の質問にお答えしたとおり、さらなる販路の確保と畜産農家との連携も視野に入れ、岩手中央農業協同組合等の関係団体と協力してまいります。

3点目の減反廃止政策と大企業応援及びアメリカ主導のTPP参加との関連をどのように考えるかについてですが、国においては、今回の戸別所得補償制度や米政策の見直しについては、農業従事者の減少及び高齢化の状況に際して、農政改革を通じて国内農業の活性化を図ることは、TPP交渉いかにかわらない課題であることを述べておりますことから、必ずしもTPP交渉に参加したことにより、急遽制度変更を行ったものとは考えておりません。

4点目の第1次産業、基幹産業を守るためには、所得補償、農産物の価格保障、担い手育成が必要と考えるが、生産者みずから経営している産直直売所の支援を積極的に行うべきではないかということですが、所得補償と農産物価格保障については、所得確保という点では、重要なことと思いますが、新制度のもとでは経営所得安定対策における従来からの畑作物の直接支払交付金は、一部数量払いの単価見直しは行いますが、継続されることとなります。

同じく米、畑作物の収入減少影響緩和対策についても、支給対象者の特定と農業者からの拠出を伴うものでありますが、セーフティーネットの構築もなされ、基本的には従来と変わらない仕組みとなります。

担い手の育成については、人・農地プランの策定の際に、中心となる経営体を定めることとなっております。また、これまでも担い手に対し、各種補助事業を実施しておりますことから、引き続き担い手育成にも取り組んでまいります。

産直直売所の支援については、7番、谷上哲議員からの質問にお答えしたとおり、各産直が抱える問題点と課題を踏まえ、今後の産直組織をどのように運営していくのか意向を確認しつつ必要な支援を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） それぞれについて4点質問させていただきます。

まずは、考え方をお話ししてから質問に入らせていただきます。TPP交渉において、アメリカから関税撤廃、自由化100%、例外なき関税撤廃が原則のTPP交渉に参加すべきではないと私たち日本共産党は考えております。これは、農業者、そして消費者が広範な国民から要望があって取り上げて参加すべきではないと主張してきているところです。安倍政権は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖、5品目は関税を撤廃しない、聖域として国益を守ると主張してきましたが、そして今月7日から昨日までシンガポールで交渉を続けてきました。しかし、そのアメリカでは5品目の関税撤廃を強く主張してきました。物別れに終わりましたが、次回は、来年の1月22日から始まるという報道がされています。今後もアメリカは、全品目関税撤廃を協議を迫ってくるでしょう。アメリカの耕作現場は、日本の100倍、豪州は1,500倍、地形からいっても日本とは比較になりません。関税が撤廃されれば、食料自給率は、今の39%から27%に落ち込むことは、政府も答弁しています。TPPの影響は、

農業や食品産業にとどまらず、全国の地域経済が打撃を受けることも基幹産業、第1次産業である農業、はっきりしております。交渉自体が国益に反する以上、自民党が公約したように脱退するべきと考えます。日本共産党は、11月12、13日、党第9回中央委員会総会を開いて、その中でTPPは、アメリカ型の貿易と投資の自由化と市場原理主義を国際ルールとして日本に押しつけるもの、それは農林水産業、食の安全、医療など、国民生活と日本経済のあらゆる分野に多大な犠牲をもたらし、日本の経済主権を放棄し、アメリカに日本を丸ごと売り渡すような協定であると主張し、交渉から脱退するべきと主張してきているところです。

参議院議員の紙智子氏は、11月25日、参議院決算委員会でTPPは例外なき関税撤廃が原則で例外を認めても10年後、20年後に経過措置を経て、いずれ関税ゼロになるでしょうと指摘し、国民に取り返しのつかない不利益をもたらすと強調しております。直ちに撤退することが国益を守る道と迫っています。そこで質問します。

1点目、個々の生産者の経営判断に委ねられる形から生産拡大を図られるメリットと答弁されましたが、平成23年度あるいは平成24年度の集落営農組織収入所得はどう把握しているのかお聞きします。具体的な金額で構いません、お願いいたします。

それから、平成26年度は1万5,000円から7,500円、そして平成27年度はどうなるか、今のところはわかりませんが、5年後にはゼロになります。そのときにはどのように耕地面積がなっていて、農家の収入、集落営農の収入を見込んでいるのかお伺いします。

2点目、飼料用米については、20日以降、具体的な収穫、保管対策や販売拡大や収入見込額関連の情報資料を提供されると思いますが、集落営農組織に話し合う段取りや細かな対策をどのように支援するべきと考えているのかお伺いします。

3点目、減反政策とTPP交渉参加に町は、国はTPP交渉いかにかわらない課題と述べていることから必ずしもTPP交渉参加したことにより、急遽制度変更を行ったと考えていないと答弁されましたが、7月の参議院選挙で自民党が圧勝し、TPP交渉参加し、減反廃止が出されたのではないのでしょうか。そのことについてお伺いします。それとも、それ以前に減反廃止論がささやかれていたのかどうかお伺いします。

4点目、産直支援については、今後の産直組織をどのように運営していくのか、意向を確認しつつ支援を行っていくと前向きな答弁です。しかし、町内5カ所ありますが、開店している日数や規模など、それぞれ異なる、そして問題もたくさん難題もあります。そういう各産直の問題、難題などをどのようにして情報を集めていて、主なものはどのようなことなのかお伺いします。

また、産直が主ですが、産直には農家の女性部の方などから農産物を使い、加工している第6次産業の一步を踏み出している、そしてやる気と夢を伝えるような形で並んでおります。このような方々の後継者育成はどのように考えているのかお伺いします。

以上です。お願いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず第1点目の各集落の23、24年度の所得状況ということで具体的にということですが、町のほうでは個々の部分につきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、逆に個々の積み重ねで、それで集落の状況はということでは把握はしておりません。しかしながら、全体的な流れとした場合には、各集落組織の取り扱い収入額等々の部分の中では差があります。まず6,000万円、7,000万円、億の部分も扱っている部分があります。そういったふうな状況でございますので、ただそれが個々の収入なり、所得というふうになりますと、かなり千差万別の状況にまずありますので、そういう観点でここには把握しておらない状況というのがそういうゆえんでございます。しかしながら、交付金絡みでは、全体の支払いの分では、町全体では6億1,000万円、2,000万円ぐらいの総体の金額につきましては、このように生産調整の額では、町全体としてそういったふうな金額は各集落には支払われているという状況でございます。

次に、2つ目の直接払い、今回の制度改正によりまして、その制度が廃止されると。4年後、5年後には関税撤廃ということで廃止されるということになりますけれども、その際の耕地面積をどのような状況なり、あるいは収入をどのように確保するかということなわけでございますけれども、まず農地の関係につきましては、基本的に農地として利用されますので、それでこのことによって農地としては減るということは捉えておりませんし、そういう考えではございません。逆に、ただ懸念事項としましては、端的に農業をやってももうからないと、やめたといったふうな心情的な個々の農家の方の考え方は発生し得る危険性はあるかもしれません。でも、この部分につきましては、集落営農等の形の中で農地は農地としてやっぱり利用して行って、それを所得を上げる部分につきましては、常にそれはそういう方向でいかなければならないなというふうに思っております。

そして、今度出されました農地中間管理機構のその部分につきましても、耕作放棄地のそういったふうな解消という部分もございます。そういう意味では、捉え方はいろいろあると思いますけれども、農地として利用するための新たな予算を持った機関ということになりま

すので、その活用、利活用によっては、うまく利活用することによりまして、集積なり、農地の有効利用が図られるという点もあろうかなというふうに思っております。

次に、飼料米の関係、新たな国が打ち出した目玉として出しました飼料米の関係につきまして、集落への説明というお話だったわけですが、この分につきましては、さきにご質問ありました議員さん方にお答えしているとおりのわけですが、まだ詳細の部分につきましては、その詳細の説明の部分につきましては、今後詰めなければならない部分がありますが、いずれスケジュール的には、今月の20日に全県を対象といたしました生産量の配分目標の提示がなされますから、それを受けましてきちんと組織の会議を経まして、各集落、早目にはそれを出したいと思っています。

ただ、配分、こういう状況にありましたよというだけでは、当然ながら余りにもちょっと無責任過ぎるという部分があると思います。それで、きのうの部分の中でも経営指標的なものの部分も示しながらという話があったわけですが、一つのシミュレーションといたしまして、そういったふうな点をまず何とかそういったふうな資料を入手しながらお示ししますという話はしたわけですが、そういったふうな点を作成しながらお示ししてまいりたいと思います。

ところで、この細部の部分につきましては、いずれ今後詰めますけれども、今現在農協、これは全農のほうも含めてなのですけれども、今言った飼料米の出口のほうの部分につきまして鋭意調整しているところですので、その辺が方向性が固まれば、ある程度お示しできるのかなというふうに思っておりました。

あと、T P Pとの関係でございます。T P Pとの今回の生産調整の見直しとの話だったわけですが、町長の答弁の部分で直接的な意味合いでは、関係ないということではないのですけれども、直接的なものではないというふうな捉え方の話をしたわけですが、その部分につきましては、そもそも論としまして、今現在本町もそうなのですけれども、全国、そして本町もそうなのですけれども、農業問題につきましては、高齢あるいは高齢化の部分あるいは担い手の問題、その部分につきましては、全体的な大きな課題となっております。そこで、そういう意味でT P Pと関係はあるのでしょうかけれども、でも直接的なものというよりは、身近な集落をどのようにするかという点では、そちらの担い手なり、それを存続させるためのものの担い手の育成なりをどうするかというのが非常に大切な分野であるという点から、T P Pが始まったから今急遽そういったふうな課題になったということではないという意味合いでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

いと思います。

産直支援の部分でございますけれども、この分につきましてもさきに谷上議員さんのほうにお答えしたとおりのわけでございますけれども、当然ながら個々の課題はあります。特にそれぞれ皆さんからのご質問で核となり得るような施設の設置、建設というふうな話もあったわけでございますけれども、まずはそれぞれ今やっている課題の部分を克服した形、何が課題かといいますと、当然ながら後継者の問題がありますし、それで町のほうでも全く将来に向かっての話はしないわけでもございませんでした。それで、賛否両論があります。当然ながらこれを一つにして大きくしていこうという方もいらっしゃいます。しかしながら、各集落で個々に今の部分を続けながら、そして後継者的なものがまだ育成されていないという部分があって、その辺のところの方向性が定まっていない部分もございしますので、それでその辺をきちんと産直のみに限らず、将来どうやっていくかという大きな視点で協議しながら今後継続しながら進めていきたいということでございますので、そこは続けながら進めてまいりたいと思っております。

あと後継者問題のお話があったわけですが、この部分につきましては、当然ながら進めていかなければならないわけございまして、この部分の特効薬的なものにつきましては、正直ながら持つてはおらないのですけれども、ただ端的に言った形の中では、若い農業者、若いというのは言い過ぎかもしれませんが、いずれ後継者の方が農業をやっていききたいというふうなもののやっぱり現実的に所得がある程度確保できるというのをやっぱり実現しなければ、それは駄目だろうなと思っております、口で言うほど簡単ではないかもしれませんが、でもその点を基盤をつくるように努力しなければならないというふうに考えております。それがおのずと後継者育成につながってくるだろうというふうに確信しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 私もなかなか実際の農業に携わっていないので、なかなかわからないのですけれども、この統計書を見ると、農業の分野でやはり農家が年々少なくなっている、そして兼業農家も少なくなってきました。それから、農地もこれを見ると少なくなってきたのです。それで、先日産業建設常任委員会で四国に行ってきました。愛媛に行ってきましたけれども、そこでも同じような状況です。農業をやっている方は、70歳以上が50%

以上いるということなのですからけれども、矢巾もそういう状況ではないかなと思っているのですけれども、その対策として後継者づくりということが今課長から言われたのですけれども、その後継者の所得で新規就農を今現在5人がやっているわけですからけれども、その国の対策だけではなく、町としてどう考えているのか。町としてこういうのはやろうという、そういうところがなかなか見えないのですけれども、どうなのでしょう。そこをお伺いしたいです。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 行政としての新規就農の支援ということの細部的なお話のご質問だったわけでございますけれども、町といたしましては、いずれ本当に新たにできた方を大切に育てていきたいというのがあります。そこでちょっと何もしていないという話のように聞こえたわけでございますけれども、まずは自分が何で就農していくかというのがやっぱり夢があるわけです。計画がありますので、それを尊重させるような、していただくような形で支援をしております。

具体的には、まず本当に新規なものですから、例えば現実、今やっているのは、野菜なり、水稻の複合の方が多いのですが、それで水稻関係については、歴史がありますから、そんなに詳細言わなくてもわかるわけですが、野菜の特に特定したものにおきますと、それぞれの技術的なものがやっぱりあります。そういう意味では、技術支援なり、実際にあとは生産現場、市場のほうにも行って、やっぱり自分のものがこのように売れているのだよというふうな、やっぱり視覚の形の中でも実感を得るような、そういったふうな研修的なものもやりましたし、計画しております。

また、これはちょっと直接的なものではないのですけれども、こちらのほうの会場ではなくして、あるいは別会場でもって、飲酒を伴うところでなくして、本当に産地の部分の現場で懇談をできるような、そういう雰囲気も変えてそういったふうな場面をできるような体制も組んでいるところでございます。いずれ今やっている方々に何を望んでいるか、何をやりたいかということにつきまして、まずそこを聞いた形の中でできる限りそういったふうな支援につきましてはやっていきたいと思っております。あとはハード面になる部分につきましては、今後その方々の意欲なり、方向性を持っていただいた中でいろんなメニューなりを出しながら、ここは一緒に相談をしながら支援していければというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今のことなのですけれども、私は産直のことを質問したのであって、その後継者の中の産直という部分で、やはり産直にも支援して後継者の方たちが生き生きと産直に物を出せるようにする、その一つの方法を聞いたのですけれども、聞いて、広報に載せたり、それからスタンプラリーみたいなものとか、そういうところのチラシをつくるのに応援するとか、それから産業まつりのテントを張るとか、そういうのを支援するとかではなくて、所得を上げるための支援、そこをなかなか町としての姿勢というかが見えないのですけれども。ということで、ちょっと産業まつりのテントの話では、ちょっと情報を得て、びっくりしたことがあるのですけれども、ことしは1万5,000円、テント1張1万5,000円いただくような方法にしたとかというような話してびっくりしましたけれども、そういう何か積極的に夢を持ってやろうとしているところを少しずつ削るようなやり方をしていると思ったのですけれども、やはり産直のところも積極的にこのくらいは支援しますから頑張ってくださいねとか、何に使ってもいいですから、そういうふうな支援というのが必要ではないかということなのですけれども、そういう考えはないですか。皆さんから聞いて、そしてあればということですか。こっちから後継者育成したいからこうなのですよというお金を出す、でも口を出さないというようなそういう方法はできないのですか。

それから、もう一つ、先ほどの課長の答弁の中に、機構の問題が、県の今度の議会で決まるのだらうと思えますけれども、廣田光男議員さんが聞いた機構、県の機構で農地を保持するための中間機構を設置することなののですけれども、このことは今まで地元の農業委員さんたちがやってきたことと同じ仕事をするということで、農業委員会潰しとか、それから農協潰しにつながらないでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点あったわけですが、大変先ほどは失礼しました。産直に係る後継者ということだったわけですが、この分につきましても産直の部分の協議会の中で課題提起をした形の中でお互いに今後の方向、いずれ前向きな形の中でどうあるべきかということは議論しております。それで、では町のほうでは、今の現状でいいのだという話は毛頭しておりません。しかしながら、やっぱり受けるほうの形の中でのそれぞれの場面、場面、環境がございますので、そういったふうな部分の課題の部分も当然聞きますけれども、そういったふうな部分を私どものほうで支援しながらそういう提起をしながらやっています。

また、行政のほうからこのようにしますと、法的な規定みたいなそういう形の中で進むと

ということでは、なかなか、なかなかというよりもこれは不可能だと思っておりますので、その部分につきましては、ご理解いただきたいと思っております。特にもこれからの6次産業化の形の中では、独自に長期的な研修を今進めておりまして、カリキュラムを組みながらやっております、そういうふうなリーダーの方を育成する、やはり何だかんだいっても、やる気もそうなのですけれども、技術的なものもリーダーを育成した形の中で、その方々がいろんな地域に入って情報発信しながら、そして全体のつながりが広がっていくということ念頭にやっている部分がございますので、その部分につきましては、今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

あとは、農地の中間管理機構の関係で、今ある委員会等のそういったふうな部分にバッティングした形の中で組織を壊すのではないかという話だったわけでございますけれども、いずれ事務体系の部分につきましては、いろいろ言われておりますけれども、それは県のほうには1カ所置くというふうな形の中で、それは法的になっているわけございまして、今後県のほうでそういったふうな要綱なり基準を定めて、それに基づいてどのようになるかというのであります。

ただ、現実的には、今の農地の関係については、末端の自治体のほうが一番精通しておりますので、その関連につきましては、関係してくると思えます。ですから、事務のお互いに協働した形の中でそういったふうな委託的なものが発生し得るかもしれませんけれども、そのことによって今やっている業務の部分が無くなるか、潰すとか、そういうふうな捉え方はしておりません。むしろいろんな国のほうの施策の形の中で煩雑になってくるのかなというふうな部分はございます。しかしながら、大きな目的とした場合には、その農地の有効な利用を図れるという点では、どちらも委員会、仮に委員会のほうをとった場合にも、これは共通する事項でございますから、メリットを生かしながら、そこは利用していければなど思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 高齢者の医療・福祉対策についてお伺いします。

厚生労働省は、世論に押されて介護保険で要支援と認定された人への保険給付を全部廃止する方針を転換する案を提出してきました。去る11月14日、社会保障審議会介護保険部会は、

訪問看護やリハビリ、訪問入浴介護などはこれまでどおり保険給付で行うことを提案し、しかし訪問介護、在宅ヘルパーと通所介護、デイサービスについては、市町村事業に全部任せの方針を打ち出してきましたので、以下3点についてお伺いします。

1点目、訪問介護、通所介護利用者は、年々増加傾向で要支援者も喜んで利用しております。訪問介護、通所介護継続は必要不可欠と考えますが、町の方針をお伺いします。

2点目、認知症やひとり暮らし、ふたり暮らし高齢者世帯が年々増加傾向ですが、町の取り組みと今後の方針をお伺いします。

3点目、収入が少なくても終の住処として入所できる特別養護老人ホーム待機者は、民間事業者に一時入所し、待機している方々も含めどのように把握しているのか。そして、どう改善しようとしているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 高齢者の医療・福祉対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の要支援者への訪問介護、通所介護継続に関する町の方針についてですが、この2つのサービスについては、予防給付費の約6割を占めており、サービス利用者が多いことから、在宅で安心した生活を送るために必要不可欠なものと考えられるため、第6期介護保険事業計画策定の際に、やはば型の通所型事業及び訪問型事業として実施することを検討してまいります。

2点目の認知症高齢者、独居高齢者等に対する町の取り組みと今後の方針についてですが、認知症高齢者については、昨年度から取り組んでおります矢巾町認知症施策推進事業において、ネットワーク連絡会を立ち上げ、認知症の方や家族への支援について認知症サポーター養成講座、矢巾わんわんパトロール隊の結成等により、見守り事業や相談事業として電話による対応や同じ悩みを持つ家族が定期的に集まる家族会を開催しております。

また、独居高齢者については、介護・福祉サービスの利用が見られない世帯及び家族との関係が希薄になっている世帯を中心に保健師や看護師による家庭訪問を年2回ほど実施しております。さらに、自治会におきましては、民生児童委員や自治会関係者、そして近所の方々の協力のもとでふだんから見守り支援が行われており、事故防止、孤独死を防ぐ地域づくりを行っているところであります。

今後の方針といたしましては、従来の取り組みを継続するとともに、高齢化社会の進展による新たな問題点やニーズを把握し、医療・福祉・地域・行政の連携により、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう新たな取り組みを検討してまいります。

3点目の特別養護老人ホームの待機者の把握と改善策についてですが、待機者の把握については、毎年県が実施している調査において、県内の特別養護老人ホームにおける本町の被保険者の入所申し込み者について、待機場所や入所の緊急性についての把握を行っております。最新の調査結果では、在宅及び民間事業者での待機者は、合わせて27名、そのうち1年以内の入所の必要性があるとされている方は8名となっております。

その待機状態を改善するため、今年度は特別養護老人ホーム志和荘の短期入所者向けの部屋10室を通常の入所者向けに転換しておりますが、今後も待機者はますます増加していくことが想定されますので、在宅サービスの拡充により、地域全体で高齢者を支えていきながら来年度の第6期介護保険事業計画策定の際に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 再質問は3点行います。

まずは、1点目は、国は市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みなどを積極的に活用しながら柔軟かつ効果的に要支援1、2の方々、そこには補助しますよということですが、介護保険と同等の支援が受けられると考えておられますか、その事をお伺いします。それが1点目です。その柔軟かつ効果的という言葉ですが、柔軟ということは、人員配備とか、そういうのも基準が今まではあったわけですが、それが基準が柔軟になるわけです。効果的、安上がりということのように思うのですが、財政的などところは町としてはどうなるのか、その辺もお伺いします。それから、中に住民相互の取り組みとありますが、そのところの具体的なところをお願いします。

それから、2点目は、事例でお伺いします。要支援2の78歳の女性で58歳の息子さんと2人暮らしですが、その息子さんは長距離の運転手で週5日は家を留守にします。そして、訪問介護と通所介護を利用していますが、2015年4月からは、その通所介護、訪問介護が廃止されるわけですが、これは継続、先ほどの答弁では継続されると認識してよろしいでしょうか。継続するべきと思いますが、どうなるのかお伺いします。

それから、3点目、国は2015年度以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけて各種の取り組みを進めていくべきと市町村に聞いていますが、第6期介護保険計画、介護事業計画を立てるわけですが、矢巾町としての今の問題をどのように考えているのか、大きな問題は何なのかお伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

3点と言いましたが、細かく言えば5点ぐらいだったのかなと思って解釈をしておりますが、1つは、今と同等のサービスが得られるかということなわけですが、町長の答弁にもありましたとおり、要支援1、2の方々の訪問介護あるいは通所介護、約6割の利用ですよということになっておりますけれども、それらについては、昨日も申し上げましたが、非常に要支援は、要介護の一手前みたいなのなわけですが、要介護にならない状態の方々にそこでとどめておくためには、非常に効果的なサービスだなと、このように考えておりますので、それぞれ町の地域包括、町のそれこそ資質という話になりましても、それなりの同等のようなサービスを提供してまいるように検討してまいりたいなど。というのは、総括的に申し上げますと、今5期の2年目なわけですが、来年で3年目、来年に今度27年から29年までの第6期の計画をつくるわけですが、基本的に国で話しているのは、27年度からそれぞれ要支援の方々のサービスの見直し、そして完全移行が29年度ですよというようなお話をされております。ということになりますと、当然来年度策定されます第6期の計画の中に、それぞれ今話をされている部分がどのように網羅されていくのか、サービスを提供されていくのかというのを、それぞれの方々のご意見あるいは国の動向を見ながら考えていきたいなど、このように考えておりますので、総括的には来年度のその中でもろもろ話し合っていくのが筋だろうなということで考えております。それが6期の介護保険料にも当然ながら反映されるだろうなと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、住民相互の取り組み、具体的にということですが、このことにつきましても、それぞれ今年度からそれこそ要援護者台帳等々、各自治会のほうにもご提示を申し上げて、この方々が実際的には、その地域でいろいろとお手伝いをしなければならない、希望がある人たちですよというようなご提示の仕方をしているわけですが、そういうのを含めた相互の見守りということで考えております。

それから、要支援2の方の訪問、通所という話ですが、先ほど申し上げましたとおり、今と変わらないような状態でするように検討してまいりたいと考えております。

それから、最後の5点目の地域包括ケアの今の問題点ということでございますが、今最終的には問題と思われる部分につきましては、訪問医療、結局お医者さんの訪問の先生が今のところ矢巾町にはいませんよということになっておりますので、これも今後、きのうも

お話を申し上げましたが、紫波郡医師会等々といろいろと協議を重ねて解消できればなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 再質問というよりも考え方なのですけれども、ちょっときょうの私どもの赤旗の第1面に長野県では健康長寿のまちがたくさんありまして、平均寿命が一番長くなって、それがずっと続いているということで、その中心にもなっている長野県諏訪中央病院の名誉院長の鎌田實さんがこういうことを言っています。この10年間で雇用が医療と介護の領域で拡大してきていると。230万人以上ふえていると。働いて収入を得て、税金を払い、消費をし、結婚して子どもを産み、育てることで社会は成り立っていますということで39年間長野県で健康づくり運動を進めてきましたが、医療費が安いのも県民の平均寿命も日本一、最大の要因は、高齢者の就業率の高さです。小さな農業を営むことが張り合いを生んでいる。そして、ラーメンを食べに行こうと転んだ、そして脊椎骨折をして死にたいとふさぎ込んでしまったおばあちゃんをケアマネジャーがマニュアル的なケアプランでは駄目だと、これは要支援1の方なそうすけれども、ラーメンをもう一回食べさせに行くプランをつくったと。リハビリに意味が生まれ、おばあちゃんに笑顔が戻ったというような書き出しで、つまりお年寄りを預かるデイケア、デイサービス、それからヘルパーさんは、かけがえのない、社会の資産であるということで効率化を生むには、やっぱり要支援1、2の、認知症も含めて専門的な知識を持つ若い方々が働ける場を確保すること、こういうことにお金を使うことが大切だと、そして一方で国を強靱化するとかといって200兆円も使う、湯水のようにコンクリートの固まりをつくる、国民を幸せにするというような方法は間違っているということを書いています。ですので、やはり矢巾町としても健康寿命を縮めるためにもこの介護、医療とかにお金を使って、そして若い人たちを雇用を拡大していくということが必要ではないかと考えますので、最後に意見で述べさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 3点目、矢巾温泉郷活性化についてお伺いします。

地域活性化対策交付金で矢巾町国民保養センター宿泊施設整備など行われてきましたが、さきの8月9日、甚大な豪雨被害により、矢巾町保養センターやまゆりハウスの休業が余儀なくされました。町民からは早期の再開を望む声が多く聞かれ、地域懇談会にも煙山地域、

流通センターなどからも早期の開業を望む声が聞かれております。そこで、お伺いします。
どのような計画になっているのかお伺いします。

2点目、国民保養センターは、指定管理を矢巾観光開発株式会社に運営を任せておりますが、同株式会社とどのような話し合いが行われ、雇用体制はどうなっているのかお伺いします。

3点目、今後どのように観光振興対策を行おうとしているのかお伺いします。

4点目、矢巾町の観光資源の一つである南昌山線の早期整備を望むが、計画はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾温泉郷活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の矢巾町国民保養センター・やまゆりハウスの早期の再開を望む声が多く聞かれるが、どのような計画になっているかについてですが、施設の災害復旧計画には、多大な資金を要し、施設の利用目的の特徴から老人福祉施設並びに介護予防関係施設及び観光振興施設に係る災害復旧資金の利用目的と事業対象としての可能性について、県及び国、そして各関係団体等と協議を重ねてきているところであり、その経過を経て、本議会の補正予算に国民保養センター災害復旧事業予算を計上するに至ったところであります。

復旧計画案の主な点についてですが、国民保養センターは、既に建築から40年以上経過し、被災前から老朽化が目立つ、管理棟を現在の建築基準に適合する建物に建てかえを考えており、構造計算適合性判定手数料、設計監理委託料及び工事請負費を予算計上しております。補正予算ご可決後は、すみやかに設計監理委託の必要手続に入り、現段階の計画予定案では、年度内の設計の完成、その後新年度には工事施工の準備の手続を進め、来年中の完成に向けて整備を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、復旧事業を進めていくに当たりまして、周辺の災害対策につきましても関係する県などと連携を密にしながら今後の大雨、土砂災害への対応に万全を期してまいります。

2点目の指定管理を矢巾観光開発株式会社に運営を任せているが、同株式会社とどのような話し合いが行われ、雇用体制がどのようになっているかについてですが、矢巾観光開発株式会社は、建物の維持管理と周辺の屋内外のゲートボール場の貸し出し、町内の観光イベントへの出店等を現在も通常どおり継続しております。また、建物が被災した際は、建物内の土砂の撤去や清掃、屋外周辺の災害の後片づけ等に対応したところあります。

今後の雇用体制の対応につきましては、11月に指定管理者と話し合いを持っており、引き

続き施設管理維持と周辺施設の貸し出しを継続していくため、必要な人員配置を行いながら適正に対応してまいります。

矢巾観光開発株式会社の雇用につきましては、国民保養センターの営業ができないことから、宿泊及び食堂部門の臨時従業員とパート従業員、計6人を自宅待機としているところであります。

3点目の今後どのように観光振興対策を行おうとしているのかについてですが、8月9日の大雨洪水被害により、立ち入り禁止となっている弊懸の滝周辺の復旧について、管理している盛岡森林管理署に対し、早期復旧を要望しております。また、マレットゴルフ場、水辺の里については、岩崎川の災害復旧が平成26年度になることから、河川の復旧状況を勘案しながら復旧方法や時期について検討を進めてまいります。

矢巾温泉郷の観光振興対策については、矢巾町観光協会や矢巾町西部活性化委員会、盛岡・矢巾・紫波広域観光推進協議会などの各関係機関のご協力をいただき、観光PRもあわせて次期総合計画において観光名所となる滞在型の温泉郷として検討し、長期的な見通しを踏まえ、誘客に努めてまいります。

4点目の矢巾町の観光資源の一つでもある南昌山線の早期整備を望むが、計画はどのようになっているのかについてであります。8月9日の大雨、洪水により弊懸の滝入り口から南昌山へ向かう町道南昌山線については、道路施設の損壊やのり面の崩壊によって約2キロメートルにわたり被災している状況であり、町では公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国庫負担申請を行い、10月下旬に査定を受けたところであります。

復旧工事については、今年度中は工事発注に向けた業務を行い、平成26年度早々には復旧工事に着手する予定としております。南昌山線の今回被災した区間は、雫石町まで一本道となっていることから、弊懸の滝入り口付近から順次復旧工事を行わなければならないため、平成27年度までの期間を要する見通しとなっております。

南昌山への登山や山菜採りなど、四季折々で観光を楽しめるスポットとなっておりますが、今回の甚大な被害により、当面の間通行できない状態となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員に申し上げますが、事前に答弁書が配付されているわけですので、時間の配分を勘案しながら質問してください。

以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

14番、川村よし子議員より発言の申し出がありますので、これを許します。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 先ほどの一般質問の中で健康寿命を短くという発言を訂正をしていただきたいと思えます。健康寿命を長くと訂正させていただきたいです。

以上、お願いします。

○議長（藤原義一議員） それでは、そのように修正をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一です。図らずも最後の番になってしまいましたが、もう少し我慢していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず最初に、できるだけ介護にならない健康な心身づくりについてお伺いいたします。

厚生労働省は、介護予防給付を全廃し、市町村の地域支援事業に移行するとしていましたが、ヘルパーとデイサービスについてのみ移管するということになりました。いずれにしろ、ただコストを下げるために地域支援事業としても介護の担い手となる人材を育成しなければ何も変わることはないでしょう。現在高齢者がどのような生活を送れば、健康な一生を全うできるのかという研究がさまざまな方面からなされております。これらの研究結果から、加齢変化は、必ずしもマイナス面ばかりではなく、過ごし方によっては、生涯の最後の終わりまで自立した生活が送れる可能性があることがわかってきています。

特に、言語性能力においては、むしろ加齢によって上昇しているという結果も出ております。そういう能力を生かして相互扶助やボランティア活動、家事などができることは、社会的にも有意義であり、病気に対する抵抗力があることです。今後も元気な高齢者の労働力を活用していくべきです。介護にならないためには、よりよい食事の仕方が大変重要

であり、よくかんで食べることや交流の場としての食事などをより一層推進していくべきです。味覚に対しても深く味わう力は加齢とともに鋭さを増しているそうです。

一方、運動においては、加齢とともに下降するところから、特に転倒に注意し、安全に運動できる場所の確保が必要になってきます。これらできるだけ介護にならない健康な心身づくりにおいて、今後地域支援事業に移行後、町としてどのように介護予防に対して取り組み、進めていこうと考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員のできるだけ介護にならない健康な心身づくりについてのご質問にお答えいたします。

今後地域支援事業に移行後、町としてどのように介護予防に対して取り組みを進めていこうと考えているのかについてですが、3番、村松信一議員にもお答えしておりますが、現在町では活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握するため、2次予防事業対象者把握事業を実施し、毎年4月に65歳以上の介護認定を受けていない高齢者の方に基本チェックリストを郵送しており、返送された内容に基づき、個々の状況に合わせて2次予防通所型事業として運動器の機能向上を目的としたおたっしや教室、口腔機能の向上及び栄養改善を目的とした健口栄養教室をそれぞれ実施してまいりましたが、今年度からは運動、口腔機能の向上、栄養改善をより効果的に行うため、これらを複合的に組み合わせ、げんきはつらつ教室として実施しております。

さらに、認知症対策が大きな問題となっている中、認知症予防を目的とした脳いきいき教室も新たに開催しているところであります。また、活動的な高齢者の方を対象に生活機能の維持、向上を目的として介護予防教室やおでんせ広場を開催し、転倒予防、栄養改善、認知症予防等について支援を行っております。これらの事業の実施に当たっては、保健推進員や食生活改善推進員の方々にボランティアでご協力をいただいております。介護予防の重要性をご理解いただくよい機会となっております。また、議員ご指摘のとおり、介護の担い手となる人材の育成が重要な課題であることから、介護予防ボランティア育成事業も実施しており、人材の確保にも力を入れているところであります。

今後、これまでの予防給付が地域支援事業に移行することにより、従来の対象者に加え、要支援認定者に対しても訪問介護、通所介護にかわる介護予防事業を実施することとなり、対象者の拡大に伴い、必要とされる支援の内容もさらに多様化するものと考えられます。

そのため、第6期介護保険事業計画策定の際に実施するニーズ調査により、住民のニーズを把握し、高齢者それぞれの状態に合わせた支援内容を検討した上で、やはば型の通所型事業及び訪問型事業を立案し、より効率的かつ効果的な介護予防事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） まず介護予防に対しての私の考えを述べたいと思うのですが、要支援のホームヘルプ、デイサービスを地域支援事業に移管するのは、ある面願ったりかなったりであると思うのです。なぜなら、移管後は、市町村の裁量によってサービスの種類や価格を決められるわけです。すなわち町としての介護予防に対して力を入れることが可能になったとも言えるのです。ほかの市町村から一目置かれるような介護予防利用を考えることができるのです。介護予防が進むということは、将来的に介護に係る費用を抑えることにつながっていくことになるのです。そして、介護職員の育成などにも力を入れることが将来的にも有効であるということは明らかです。

まず答弁にあった介護予防ボランティア育成事業というのはどういうものなのか、まだはっきりしないところもあるとは思いますが、それと包括で要支援を見ているケアマネジャーさんがいると思うのですが、今後そのような要支援者を包括で見っていくことになるのか。そして、今後将来を見据えての町としての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ボランティア事業とはどういうものかということになりますが、これにつきましては、最初は、介護とはどういうことかというようなひとつの勉強会といいますか、研修会みたいなことを講演、お話を聞いたりしてやっておりますが、その後実際問題、実際的に教室、介護要支援の方々の行っているそれぞれの教室があるわけですが、そこに一緒に講習を受けた方々が実際にいろんな部分でお手伝いを願うと。ここでことしから脳いきいき教室という、これは要は例えば1足す1は2なわけですが、そういう部分の簡単なそういうふうなものをやって、それを一緒に採点をしたりしてやるという前頭葉をそれぞれ活性化させるというふうなそういう部分もあるわけですが、そういうふうなのをお手伝いをさせていただいたりという、とりあえずは介護とは何かという部分を知っていけないと、介護の

ボランティアというのは当然できないわけですので、そういうふうな初歩的な道から入っていくよ、そして徐々に徐々にそのようにならないためには自分たちもどうするかという、それを一石二鳥みたいな形でやっているのがそういう事業でございます。

それから、包括支援センターがそういうふうな要支援の方々という話がありますが、包括支援センター自体は、そういうふうな要支援の方々を見るというよりも、いろんな相談を聞くという機関ですので、それぞれの要支援の方あるいは要介護の方々というのは、それぞれ各事業所のケアマネさんがそれぞれ担当しておりますので、包括支援センター自体は、そういうふうな対象の方々のお話を聞いたり、それからケアマネさんのお話を聞いたりという、そういうふうな交通整理をするようなところが包括支援センターということになっておりますので、包括支援センター自体がそれぞれ要支援の方々を個別に見るといような形にはなっておらないところをご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。大変ボランティア育成事業というのは、大変いいものだと思いますので、今後続けていっていただければと思います。

それから、答弁にありましたやはば型の通所型事業所についてなのですが、現在介護や介護予防としてデイサービスは利用されている方がいらっしゃるのですが、それが果たして本来の意味での介護予防に結びついているのかということが疑問にあります。というのは、まず第一にデイサービスの利用は、本人の意向もちろんあるのですが、多くは家族の意向が大変強いサービスでもあります。家族の負担を減らすためにお家でお風呂に入れられないので、そういうのも必要ではあります。ですが、本来、一番重要なのは、本人のための介護予防のデイサービスになっているのかということにあるのだと思います。これらはほとんど議論されていないことではないでしょうか。一番大事なのは本人の意思です。デイサービスを利用している方にお話を聞くと、一日、丸一日いるのは疲れるのだよという声を耳にします。そのような方には、例えば半日くらいの機能訓練型の重視をしたデイサービスの利用を勧めるとか、例えば短時間のヘルパーを使って外出することで生活リハビリをするとか、方法はあると思います。

まず私が提案したいのは、規模も小さく、家庭的で利用しやすい、しかも数時間機能訓練もできるデイサービスの利用の促進であります。このようなデイサービスは、利用者中

心の本来の役目を果たすものであります。一方、そこで働く側も、デイサービスで働くと、午前と午後と分かれることができ、パート職員としてや主婦や元気な高齢者の働く場としての受け皿にもなれるのです。ぜひやはば型の通所型事業として、このようなデイサービスをふやしていただきたいですが、今町内においては、このようなデイサービスはあるのか、まず。近隣市町村ではどうなのか。加えて、このような意識づけを各利用者にケアプランを立てるケアマネさん方に意識づけていただけるようお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

通所型のデイサービス、行っている方は2通りあるなど私は考えております。1つは、やはり今昆議員おっしゃいましたとおり、家のほうでそれぞれ一日見るのが大変なので、施設のほうに短期でもいいからお預かりをしてほしいというのがやはりそれはあると思います。それは、そればかりでなく結局は短期で入所をお願いしたいというもろもろの家庭の事情の場所もあるわけですので、それはそれで利用の仕方としては間違っていないと私は思っております。

それから、もう一つは、やはり私もそれぞれのデイサービス拝見をして、毎年行っているわけですが、やはりそういうふうには嫌々来ている人ばかりではなく、やはり仲間とお話をするとか、それぞれいろんな手作業なりなんかするというのを楽しみにしている方々もいらっしゃいますので、そういう部分では、それなりの利用の仕方をされているし、またそれなりの運営の仕方をされているのかなど、このように解釈をいたしております。

2点目の町内での家庭的な雰囲気の小さいそのようなサービス提供できる場所というお話ですが、はっきり言って、今町内でそのような小さい施設というのは、今実際的にやられていないところが実情でございます。ある程度、それこそデイサービスを実施している事業者さんは、マイクロバス等でそれぞれのご家庭等を回りながら各事業所のほうにお連れするというふうな形を組んでおりますので、やはり今の状態では小さいところというのは難しいのかなというように考えております。

ただ、先ほどから話ありましたとおり、今度のそれこそ地域支援事業ということでそれぞれの市町村の特徴ある事業というのが展開される、それはそのとおりなわけですので、それぞれそういうふうなニーズあるいはそういうふうなことをやりたいという方々もいらっしゃるのか、その辺も含めながら来年度策定されます6期の計画の中でそれぞれご意見

をいただいきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 次に、障がい福祉サービスの行動援護の理解と推進についてお伺いいたします。

知的障がい者または精神障がいにより、行動上著しい困難を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、当該障がい者が行動する際に、生じ得る危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを行動援護と規定しております。人は生まれ、育ち、大人になり、地域民として自分の暮らしを展開していきます。その際に、必要十分な生活基盤が損なわれたり、ライフステージに応じて必要となる社会集団に参画していくなれば、各種サービスにアクセスでき、不足する社会資源を適切に掘り起こす必要があります。行動援護とは外出支援ですが、保護者の都合でもなく、事業者の都合でもなく、利用者中心の支援を地域社会の中で実現していくことが行動援護の大きな役割です。個別支援計画の中の行動援護の位置づけ、行動援護を行う事業所や職員への支援、今後の取り組みや周知、理解の深め方や利用促進について、どのように町として考えているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 障がい福祉サービスの行動援護の理解と推進についてのご質問にお答えいたします。

障がい福祉サービスにおける行動援護の主なサービス内容は、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

また、サービスを提供する事業所にあっては、特別な研修を受け、居宅介護等の実務経験豊かなヘルパーがそれぞれの障がいの特性を理解した上で行動障がいが発生する原因や適切な対応を検討し、行動するときの危険を回避するための援助や外出時の移動の介護等を計画的にサービスを行っていくものであります。

サービスの利用に当たっては、障がい程度の区分認定が3以上ある方で、かつ障がい認

定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が8点以上必要となります。なお、町内の知的及び精神障がい者の方で区分3をお持ちの方は52名おります。平成18年からスタートしている障がい者総合支援法ですが、独立行政法人における障がい者施設がまとめた行動援護の利用状況アンケートによりますと、利用希望者がいる反面、サービスを提供する事業者の数が足りないことや知的障がい者や精神障がい者に対する理解度、障がいの程度が重くなるほど介護の方法に細やかな配慮等が必要とのことから、サービスを提供する事業者側とサービスを利用したい障がい者にミスマッチが生じており、全国的に行動援護サービス利用者数が伸び悩んでいるという報告があります。

今後の取り組みや周知、理解の深め方や利用促進について、どのように町として考えているのかについてですが、行動援護を行う事業者や職員の支援としては、岩手県が年1回従業者養成研修を行っており、今年度も10月にふれあいらんど岩手において開催されたところであります。

現在町内の障がい者における行動援護のサービス利用実績はありませんが、知的障がい者や精神障がい者の社会参加支援の観点から、さらなる利用促進を図る必要があると考えられますので、個別の計画相談立案時もしくは障がい福祉サービス利用更新時等を活用して、障がい者地域相談支援センターしんせいと連携を図り、相談を通じたサービス提供の案内や利用へ結びつく取り組みを進めてまいります。また、盛岡広域圏障がい者自立支援協議会及び町障がい者自立支援協議会、紫波郡管内の障がい福祉事業者と行政関係者で構成している紫波郡障がい者ネットワーク会議つき一会においても、制度の周知を図ることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） まず一つ最初に確認したいのですが、答弁でありました平成18年度からスタートしている障がい者総合支援法とあるのですが、障がい者総合支援法は25年から始まったので、これは行動援護の制度が開始されたということでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

その当時は、障がい者自立支援法がこの時期になって、今が障がい者総合支援法という

形になっておりますが、事業そのものはそのままそれを継続しておりますので、今の法律名の記載ということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その行動援護が中心であるサービスというのは、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対して外出時及び外出前後に予防的対応、制御的対応、身体的対応のサービスを行うものです。

なお、事前に利用者の行動特徴や日常的な生活パターン等についてアセスメントを行い、情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要があります。このようなサービスを提供する事業者は、町内に存在するのか。また、提供できる可能性がある事業所をつくろうとしているのか。

それから、近隣市町村で対応できる事業所はあるのか。そして、ガイドブック、矢巾町障がい者福祉ガイドブックには、しっかりと明記されているということは、利用者は利用できると思っていると思うのですが、近隣の市町村においても行動援護利用者の数は把握されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内で行動援護をできる業者がいるのかというお話ですが、今のところ行動援護を実施できる業者、したいという業者は、今のところいないところがございます。近隣、盛岡のほうにはありますが、それぞれ今昆議員がおっしゃったとおり、いろいろと行動援護するための事前準備等々、そして実際的に援護をする側、される側の意思疎通がかなり親密でなければ、乗車中等々にいろんな行動に対する危険性が伴うというようなことでありまして、事業者さんのほうから聞きますと、通常の移送サービスというのは一人で行うわけですが、ひょっとすると2人あるいは3人いないとできない可能性もあるというような部分がありまして、非常に今の場合、そこまでやれる人員の確保ができないということで今話したとおり、実施できる事業者はいないということになっております。

また、今この答弁の中でも話をしておりますが、実際的に障がい程度区分が3以上の方で、それを希望している方も今のところないわけですが、あくまでもこれは申請主義なわけですので、それで事業者もないので申請もされないという部分があるかもしれませんが、

それぞれそのような、しかしニーズはあるわけですので、いろいろと長い目で見て、そのように実施できる事業者さんが出てくれればなというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 行動援護ばかりではないのですが、対象者の基準は、現在障がい程度区分の3以上を対象にしているわけですが、障がい程度区分が障がい者総合支援法で来年改正になりまして、障がいの多様な特性、その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援度合いを総合的に示す障がい支援区分と改めることになるそうです。そうすると、現在の区分とどう違ってくるかと把握しているのか。それから、障がい支援区分の認定が知的障がい者、精神障がい者の特性に応じて行われるように配慮され、現行の2次判定結果より近い1次判定、これはコンピューター判定なのですが、を可能とする新たな判定式を構築して、調査項目の106項目から80項目程度になるようですが、現在障がい者サービスを利用している方にどのように影響してくるのか。そして、行動援護に対してはどのように影響してくると考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今昆議員がおっしゃったとおり、来年度から制度が変わりまして、今の程度区分が変わることになっております。それで、今の区分あるいは今度の区分、それぞれ考え方はどうか、やり方は同じなわけですので、コンピューターに調査した部分を組み込んで、それで判定されるという部分については、変わらないというように思っております。ただ、その詳細な部分について、まだこちらのほうに来ておりませんので、どのように変更になるか、あるいは調査区分が少なくなったことによってどうなるかというところまで判断はしておりませんが、いずれ今の先ほどから申し上げております障がい程度区分が3以上あるいは行動の点数が8点以上というのが今一つの基準なわけですが、それぞれそれらも変わってくるのだらうなというように考えております。

ただ、それが変わったとしても、実際に行う事業者さんがまだ町内にはいないということですので、変わったことによってどうのこうのという形には、残念ながらまだ使えないのだらうなというように考えております。ですので、できればそのような事業者さんが手挙げしていただければなと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者には、本来一人の人間としての高い能力が備わっているのであります。問題は、社会的に抑圧されているものをどのように引き出して開花させるかにあるのです。つまり社会的抑圧のもとで人間としての生き方が保障されてこなかった障がい者自身に力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるという観点から行動援護に限らず、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていく必要があります。ぜひこの矢巾町においても、今も職員の方たちも頑張って町民の福祉のために働いております。それが全町民に伝わっていくような、実感できるような福祉政策を実践していただきたいと考えます。その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全くそのとおりだと思います。全ての方が、やはり住んでよかった、生きてよかった、生まれてよかったというように思えるような社会というのが当然いいというふうに私どもも考えております。しかし、それぞれあくまでもそれぞれの今の段階では、制度の中で役場、うちらというのは事業を展開しておりますので、そういう部分の制約というのは当然あるわけですので、一人一人それが100%満足度を与えられるかということになりますと、なかなかちょっと難しいのだろうなというふうに考えております。

通常の、普通の障がいがない人間でも、それぞれ制度等々で生きているわけですので、障がいのある方もそれなりの不自由さは感じるかもしれませんが、その制度の中でそれぞれうまく制度を利用していただければと、このように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） よくわかりました。よろしく願いいたします。

あと関連してなのですが、同じような障がいサービスで視覚障がい者への移動援護として同行援護というのが同じようにあるのですが、そちらのほうの利用者とか、事業所とかはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたしますが、目の不自由な方々が利用する同行援護、当然ながらありますし、それから一緒に病院等に行く場合に通訳さん、結局は手話通訳さんになるわけですが、一緒に行って病院の先生のお話を聞くというようなこともあります。それは、町内ではちょっとそこまでやっていただける方がいなくて、希望がある方に対しましては、盛岡市のほうからお願いをして年に何回か同行援護していただいている例がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 移動、送迎支援に対しての周知等についてでございます。移動、送迎サービスは、何らかの制約によって一般の公共機関の利用が困難もしくは不可能である高齢者、障がいのある人といった方々に対して提供される外出支援サービスのことであります。移動、送迎支援に対しては、各種サービスがあり、非常にわかりにくいのが現状であります。専門家でも理解している人は少ないと言えます。そこで、もう少しわかりやすく利用者に示すべきではないか。例えばその一つに市町村やNPO法人などによる自家用有償旅客運送という運送方法があります。このような大変有効だと思えるものを検証し、利用してもらえるようにしてはどうか。ほかにも現在障がい者自身の活動でランプアップといってお店などにスロープを寄贈してバリアフリーに取り組んでいる方がいらっしゃいます。誰もがいつでもどこへでも自分の意思で移動できる公平な社会システムの創造を目指すべきと考えますが、町としての所感をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 移動、送迎支援に対しての周知等についてのご質問にお答えいたします。

移動、送迎支援に対し、各種サービスが非常にわかりにくい現状からもう少しわかりやすく利用者に示すべきではないかについてですが、現在町が行っている障がいのある方への移動、送迎支援事業は、一般の交通機関の利用がままならない障がい重度の方に対し、障がいの程度と利用目的や条件等から福祉タクシー助成事業と移動支援事業の2つの支援があり、いずれか1つを利用いただいているところであります。

また、公共福祉を確保する観点からNPO法人等によるボランティア有償運送が認められており、議員がご指摘している福祉有償運送が町内においてもNPO法人により運営されており、既に団体に登録し、利用されている方がおります。福祉有償運送サービスは、盛岡広域管内において、当町も市町村共同運営協議会に所属し、その有効性については、他の2つの移動、送迎支援より対象者枠が広がることなどを理解しております。しかしながら、サービス提供者側の事情から団体側と利用者側と相互に連携しながら進めていくことが必要であり、個別に相談しながら対応している状況にありますが、今後さらに理解していただけるよう努めてまいります。

また、さきに紹介した2つの移動、送迎支援事業の周知につきましては、年1度の利用申請のときに対象者へ個別周知を行いますが、地域のつながりを促していくことを考慮し、民生児童委員を通じた方法、個別郵送の方法、さらに新規に障がい者手帳を取得した方には、窓口で個々に説明して、即事にサービスが提供できる体制を整えております。

次に、誰もがいつでもどこへでも自分の意思で移動できる公平なシステムの創造を目指すことに関する町としての所感についてですが、人間として暮らしと自己実現のためには、議員ご指摘のとおり誰もがいつでもどこへでも自分の意思で移動できる公平な社会システムが必要とは思いますが、当町における支援につきましては、県内の地域実情の中で決して劣る状況ではないものと考えております。今後もサービスを提供する公的機関の役割を果たしながらもあわせてその支援には家族、地域、友人、職場等社会システムを構成する一人一人の意識と相互理解のもとで達成できるものであり、今後とも地域と社会の理解と協力もあわせてお願いしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 答弁にありました福祉有償運送、これが町内のNPO法人より運営されている、既に団体に登録して利用されている方がおりますということなのですが、多分私が調べた中でこのNPO法人だとは思うのですが、この24年度の事業報告書が県のホームページにあるわけなのですが、この24年度実績として福祉有償運送、これが何名だと思えますか。2名です。2名でこれで利用がされているというところがちょっとよくわからないのですけれども、もうちょっとこれ利用できるような形に持っていくことはできなかったのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内に福祉有償運送をやっている事業者、そのとおりNPO法人で1事業者があります。この事業者につきましても、有償運送をやっている事業者自体の大体の傾向をお話をしますと、それぞれ社会福祉協議会がやっている事業者、NPO法人がやっている事業者と2つに分かれます。それで、大体その登録をなさっている方々というのは、それぞれの社会福祉協議会で開所しているそれぞれの障がいのある方々の事業者を利用している方という形がほぼそのとおりになっております。それから、NPO法人がやっている福祉有償運送にしても、やはりそれぞれの同じように障がいのある事業所を利用している、自分たちのところを利用している方々がその登録というような形になっておりますので、それぞれあくまでも登録制になっておりますので、なかなか多くの方の利用に結びつかないということになっております。しかし、私は2名利用するということにつきましては、今まで利用が全くなかったわけですので、それは前に進んでいるのかなというふうに考えております。それから、それぞれの有償運送の区間のとり方というのは、東北運輸局のほうにそれぞれのいろんな手続をして許可をとるという形になりまして、そしてこれはバッティングする部分がタクシー業界さんとバッティングしてきますので、その方々の協議会、うちの市町村も参画しているわけですが、その中で承認を得て初めて運行ができるというような形になっておりますので、なかなかあれもこれも多く広めるというのは、なかなか難しい部分があります。そういう中で、この方々はこういうふうなサービスを利用して、少しでも自分の行動範囲を広げられるのだというふうなお話の中でサービス提供につなげているという部分もありますので、いろんな移送サービスのやり方はあるわけですが、いろんな制約もあるというのをご理解を願いながらそれこそ使ってほしいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 別な角度からなのですけれども、先日教育長にお話ししたことばの教室の件でお話をさせていただいたのですけれども、ことばの教室への児童の移動方法について問題が出たのですけれども、ほかの問題に対しては、いろいろと対処していただいているとお聞きしておりますが、児童の移動に対してはまだ検討段階なのか、進展が見

られていないようなのですけれども、私もよくその後考えてなのですけれども、ボランティアなどの活用をして送迎とか、例えばこの福祉有償運送、市町村運営で有償運送の登録を行って、利用できることができないのか、そのところを今後少し検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 昆議員のただいまのご質問にお答えいたします。

昆議員さんもご一緒なさっておられましたので、おわかりかと思いますが、ことばの教室につきましては、開所する学校とか、あるいは指導者の巡回とか、それぞれご要望あった事項につきまして検討しておりますので、ただいまご提案いただいたことにつきましては、お受けいたしますけれども、今後の一つの選択肢ということで検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その点はわかりましたので、よろしく願いいたします。

次に、移動支援ということでそういう福祉有償ばかりではないのですけれども、公共交通機関に関してなのですけれども、バスで今車椅子利用は、ほとんどできないようなのが現状です。それから、駅においても立派な駅舎でエレベーターも完備しておりますけれども、ホームから電車への乗降には不便が伴い、利用したい時間帯に利用できないのが現状です。出かけたいときに出かけられないのは問題があると思うのですけれども、車椅子の駅の利用に対してはどのように把握しておられるのか。出かけたいときに出かけられるようにすべきなのは当然なのではないかと思うのですけれども、そこら辺に関してお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢幅駅、ご存じのとおりエレベーターがありまして、上までは行けるということになっておりますけれども、それぞれ今度ホームにということになれば、それぞれの駅員さんの手をお借りしていくというような形になっていると思います。それぞれホームまでおけるエレベーターを完備している、していないという、結局は今はできるだけバリアフリー化というのをどこの施設でも模索をしているのですが、それぞれなっていない部分が結構あ

ると思いますので、その辺の部分については、それこそ周りの人たちがやはり協働でお助けして、一緒にそのような電車なら電車に乗れるというふうな周りのご援助というのもやはり必要ではないのかなというふうに考えておりますので、それぞれのもしもありましたらお互いにお手伝いをしてほしいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 確かにそのとおり皆さんの意識づけが大変必要になってくると思います。それに関してなのですけれども、例えば障がい者用の駐車場ですけれども、公共の場の駐車場は、数も多くてちゃんと確保されていることが多いようですけれども、民間のスーパーやコンビニなどは、健常者の車が障がい者用駐車場に平気で駐車していることを多く目にします。このように健常者への教育や意識づけをしっかりと行うべきことだと考えます。町としては、これをどのように対処すべきと考えておりますか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全くそのとおりでうちらもいろんな駐車場を利用しますけれども、それぞれ障がい者の方々が利用する場所にとめているなというのを散見する機会があります。やはりそれはモラルという話になってくると思いますので、それぞれ例えば役場のところにも身障者用の駐車場あるわけですので、それらを含めながら広報等を利用しながら、やはりモラルの低下を防ぐというような方法、多分それしかないような気がしますので、そのようにやっていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） そのとおりだと思いますので、よろしく申し上げます。

ほかにも移動支援としてトイレの問題があります。これも健常者にとっては何でもないことかもしれないのですけれども、障がい者や要介護者などには、大変重要な問題であります。運送手段があっても、トイレが使えないことで外出を断念してしまうケースは多いようです。そのためにも障がい者用トイレの設置は大変重要であります。先ほど川村よし子議員が話された鎌田先生ですけれども、この間田園ホールで講演がありました。そのと

きに車椅子の方がいっぱい集まったのですけれども、そこでトイレに苦労したという声を複数聞きました。このようにたくさん人が集まる場所に対しては、もっと多くの障がい者用トイレを設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えします。

トイレの設置云々ということになりますと、それは多大なるそれぞれの施設、役場だけではない部分がありますので、あれですが、しかし今やはりある程度身障者用のトイレを設置していきましようという機運はありますので、徐々に徐々に広がっていくのかなと、このように考えております。それから、11月30日の鎌田先生が来た際のトイレの解消方法といたしましては、さわやかハウス、ちょっと離れますが、公民館あるいは田園ホール、そしてさわやかハウス、そして役場のほうのそれぞれの施設、ある範囲内の施設の利用を促進したということですが少しはご不便をかけているかもしれませんが、それぞれ一緒に来ていただいた方には、開放していただいて助かったという話も聞いておりますので、早急になかなか整備は難しいと思いますので、ある部分の範囲内をご利用していくというの、やはりそれぞれの考えでやらざるを得ないのかなと思いますので、ただ先ほどから言っているとおり、これからはやはりいろんな施設を新しくする場合には、そのように障がい者用のトイレの設置というようなのは、念頭の中に、頭の中に入れて事業を展開していくべきだなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） よろしく願いいたします。

障がい者や要介護者の外出については、単なる外出ではなく、生きがいづくりにも発展するものだと思います。女性であれば、ウインドーショッピングなどをしたいときにできる環境づくり、健常者なら誰でも気がねなくしたいときにできます。けれども、障がい者や要介護者の方々は、それを我慢したり断念してしまったりしている人が多いのです。そのためにももっと気がねなく外出できるようにすべきなのはもちろん必要でありますし、そういう環境づくりを行政も進めてほしいと思います。

そして、特に大事なものは、健常者への意識づけなのではないでしょうか。これは、たくさん障がい者や要介護者が町にあふれることによって、徐々に自然に根づいていくとこ

ろもあろうかと思えます。これらの方々にふれあい、手を貸したりすることにより、人にやさしい世界が構築されていくのだと思えます。ぜひ一人でも多くの障がい者や高齢者が外出し、町にあふれる矢巾町にしていくようまちづくりや人づくりを進めていただきたいと思います。これは要望になります。

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日は休会、13日は午前10時に会議を開きますので、本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時12分 散会

平成25年第4回矢巾町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年12月13日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

- 第 1 災害対策調査特別委員会報告について
（災害対策調査特別委員長報告）
- 第 2 報告第 8号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する専決処分について
- 第 3 議案第 74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 4 議案第 75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 5 議案第 76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 88号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 19 議案第 90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議案第 94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議案第 95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 25 議案第 96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 26 議案第 97号 平成 25 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 27 議案第 98号 平成 25 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 28 議案第 99号 平成 25 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 29 議案第 100号 平成 25 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 30 議案第 101号 平成 25 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 31 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
- 第 32 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 33 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 34 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について
- 第 35 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 36 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 37 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 38 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 39 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君
道路都市課長	藤原由徳	君	区画整理課長	細川賢一	君
商工観光課長	佐藤武	君	上下水道課長	藤原道明	君
教育委員長	松尾光則	君	教育長	越秀敏	君
学務課長	吉田孝	君	社会教育課長	立花常喜	君
代表監査委員	立花純幸	君	農業委員会 会長	高橋義幸	君

職務のために出席した職員

議会議務局長 菊池清美君 係 長 吉田 徹君
主 事 根澤のぞみ君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、これより本日の日程に入ります。

日程第1 災害対策調査特別委員会報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第1、災害対策調査特別委員会報告についてを付議事件とします。

災害対策調査特別委員会の閉会中の継続調査としておりました災害対策調査特別委員会の調査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

災害対策調査特別委員会委員長の報告を求めます。

長谷川和男災害対策調査特別委員会委員長。

（災害対策調査特別委員会委員長 長谷川和男議員 登壇）

○災害対策調査特別委員会委員長（長谷川和男議員） 平成25年第4回臨時会において、特別委員会を設置し、閉会中の調査として付託を受けていた災害対策に関する調査について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

詳細については、お手元に配付いたしておりますので、一部を割愛させていただきます。今年8月9日の集中豪雨は、本町に記録がないほどの大災害をもたらし、被災になられた住民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県中央部を中心にかつてない降水量で、特にも南昌山付近での雨量は、約5時間で272ミリを記録し、増水した濁流は町内の各地に多大な被害をもたらした。煙山ダムからの越流と県道と賀線交差部下流の立木等が橋げたに詰まり、河川の氾濫を引き起こし、濁流や土地が田畑の農作物に多大な被害をもたらし、橋の決壊、越流により水が矢幅駅周辺や町内各地の住宅に流れ込み、床上浸水102世帯、床下浸水306世帯が被災され、今なお被災住宅等補修に手をかけられず困っている被災者もいる状況であります。橋や道路の決壊、がけ崩れなどによ

る被害額は23億円余と試算され、今や地球の温暖化による環境変化に伴い、国内は無論のこと、世界各地で異常気象現象が起きており、今後も突発的な集中豪雨が起き、またいつ何どき危険にさらされるか予測がつかない状況であり、このたびの豪雨による被害状況を教訓に矢巾町議会災害対策調査特別委員会は、復旧に全力を上げるため、かつ住民の生命、財産を守るべき安全で安心の生活環境を確保できるよう、各常任委員会ごとに役割分担し、現地調査を行い、調査結果をまとめましたので、今後の対応策を含め次のとおり提言をいたします。

調査意見。このたびの水害から、今後も豪雨、地震、竜巻など天災が予想されることから、次の点について検討されたい。河川、ダム、斜面对策については、しっかり検証するとともに、国、県及び関係機関に対し、強くその対策を要望する最大限の努力が望まれる。特に現在開発中の駅周辺土地区画整理事業においては、災害対策を見直すことも必要であります。

また、河川やダム等の監視方法や住民に対する情報提供のあり方は、万全な対策が必要であります。自主防災組織の設立を促すとともに、その育成も考慮しなければならない。災害を未然に防ぐ手だてを最大限対処すべきであるが、自然が相手であることから、その対策には限界があることは理解するところであります。

しかしながら、親が子どもや孫の将来の身の安全を心配するように、いつの時代でも人間的な温かみのある思いが必要であります。未来の子どもたちに安全、安心に過ごすことのできる環境を残すため、ハード、ソフトあわせて、その仕組みづくりを構築してもらうよう強く要請を申し上げ、提言といたします。

以上をもって特別委員会の最終報告といたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

本案に対する質疑は、災害対策調査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより本案についての討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。災害対策調査特別委員会報告についてを起立により採決します。

お諮りします。災害対策調査特別委員会報告について、委員長の報告どおり賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、災害対策調査特別委員会報告については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 報告第8号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する
専決処分について

○議長（藤原義一議員） 日程第2、報告第8号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する専決処分についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 報告第8号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の変更に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

平成25年第3回議会臨時会でご可決を賜りました旧矢巾中学校校舎等解体工事につきましては、株式会社水清建設と工事請負契約を締結し、工事は順調に行われ、11月20日に完了したところであります。

変更の内容といたしましては、当初計画より建物内残留物処理費は減額となりましたが、校舎煙突構造内の断熱材にアスベストが含まれていたことから、その処理費により工事費が増額となったものであります。大型煙突の断熱材にアスベストが含まれていることは、当時の建物については、一般的なことであり、想定をしておりましたが、建築図面からはアスベスト使用の有無等の確証が得られず、また事前の一部破壊調査を行うと、アスベストが含まれていた場合に飛散を招く恐れがあることから、解体工事とあわせて調査を行い対応することとしていたものであります。

なお、吹きつけアスベストとは違い、煙突構造内にあるものであり、その煙突も長年使用されていないものであったことから、校舎使用中の際にも飛散等はなかったものと判断しております。

これらのことから、平成25年9月30日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分により、工事の変更契約を行い、このたび同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

工事費の変更については、変更前の契約金額1億4,994万円、変更後の請負契約は1億

5,472万1,700円となり、478万1,700円の増額となったものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第8号を終わります。

日程第3 議案第74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在教育委員会の委員であります関村昭子さんの任期がこの12月22日をもって任期満了となりますが、再任として教育委員会の委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

関村昭子さんは、平成25年1月から前委員の残任期間をお務めいただいております。人格、識見とも立派な方であり、引き続き教育委員会委員に任命いたしたいと存じます。よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第74号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成26年1月1日に滝沢村が滝沢市に移行することに伴い、構成団体である「雫石・滝沢環境組合」の名称が「滝沢・雫石環境組合」に変更になることから、所要の整備をしようとするについて、地方自治法第286条第1項の規定により、岩手県市町村総合組合から協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第75号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年6月21日に大規模災害からの復興に関する法律が公布され、8月20日から施行されたことに伴う災害派遣手当の支給対象の拡大について本町における一般職の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。本町で大規模な災害が発生した際、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて、その復興に向け、復興計画を作成する等の膨大な業務の発生等により、必要な人員が不足することが懸念されることから、国や他の地方公共団体からの職員派遣を要請することができるようになり、当該職員が住所を離れて本町に滞在することとなった場合に限り、当該職員に対し、災害派遣手当を支給するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町公民館は、各種講座の開設や視聴覚事業の自主事業を初め、町内の各種団体、自主学習サークルや町民の身近な学習の活動拠点として、幅広く利用いただいているところでありますが、さらなる利用者の利便性、施設の有効活用や学習ニーズに対応した生涯学習の推

進を図るため、使用時間を見直すとともに、消費税法の改正に伴い、施設の維持管理費が増額となることが見込まれることから、公民館使用料の一部改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。使用時間の見直しについては、これまで使用時間を各室ごとに9時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時30分までの3つに区分し、使用料を設定しておりましたが、利用者の利便性及び生涯学習の推進を図るため、各室の使用時間を9時から17時まで、17時から21時30分までの2つの区分に改め、それぞれ1時間単位で使用できるように設定するものであります。

また、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、利用者に応分の負担をお願いすべく使用料の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

まず1点目は、今の町長の説明では、1時間ごとに料金が設定ということなのですが、今まで使用されている団体の中で減免で行っている団体、どのくらいの数に上るのか、ここ5年間の推移をお聞かせいただけます。特にギャラリーの利用の点もお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、これから高齢者が多くなるわけですが、団塊の世代の高齢者が多くなるわけですが、これから趣味とか、いろいろなあと学習活動が盛んになるわけですが、その点をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） それでは、ただいまの質問、2点ありましたわけですが、こちらのほうにお答えをさせていただきますが、過去5年ということでございますので、ちょっと資料を見ながら説明させていただきますけれども、平成19年度からの数値を申し上げますが、平成19年では、公民館の利用件数が3,319件ということでございます。このうち3,239件が減免となっております。それから、平成20年につきましては、3,169件の使用に對しまして、減免が3,107件ということでございますし、平成21年度は3,068件に對しまして3,008件が減免ということでございます。22年度は、3,026件に對しまして2,934件の減免。そ

れから、23年度は、2,863件に対しまして2,801件の減免。そして、昨年、平成24年度は3,002件に対しまして2,959件の減免ということで減免の内容につきましては、大体ほぼ毎年九十七、八％が減免という内容で自主グループ等が公民館のほうを活用しているというような状況でございます。

あとギャラリーにつきましては、芸術祭等の利用というようなことで一般の活用については、年に1回か2回というような、そういう利用状況になっております。

それから、今後の利用についてですけれども、現在使っている自主グループ等については、やはり退職後の方々がグループを組んでいるサークル等が非常に多いわけで、高齢者の方々の活用というのも非常に多くなっている実態にあります。職を辞してからの再度の学習とか、生涯学習というか、そういった面でいろいろ活用されておりますので、そういった部分につきましても伸ばしていきたいというふうな形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今のお答えありがとうございます。ということは、高齢者の方というか、学習する方たちは町内の方たちが大体、利益を目的としない町内の方たちが90％以上が利用していたということで、利益を目的にするから、料金を払う方たちはその10％の方たちになるわけですけれども、今後消費税が上がったからという理由で今の半日単位をこれから1時間単位にするということで、今まで利用していた方たちは値上げになるわけですよ、消費税分も含めて。それで、今でさえ利用が年々少なくなっているのに、また値上げすると、年金も少なく、引き下げられていますので、利用者数が少なくなるのではないかと思います、その点はどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 今のご質問にお答えしますが、公民館の維持管理につきましても多大な予算を費やしているわけでもございまして、そちらのほうでもやはり消費税分負担をしなければならないという状況になってきますので、そういった部分で利用者の方のご負担もいただきたいという趣旨でございますが、ほぼ98％ぐらいの団体が減免で使っておりますので、残り2％ほどの例えば町外の会社とか、そういったところが有料というような形で使っているわけでもございまして、今使っている自主グループ等については、余り影響はないというふうに私は考えております。

また、この時間を変更したということは、今まで午前が3時間、午後が5時間というよう

なことで料金設定しておりますけれども、大体の利用時間というのが2時間程度の利用でございます。ですけれども、料金は3時間ないし5時間というような料金設定の徴収をすることになりますので、その利用時間に応じた適切な料金の負担をいただくということに今度はなるというふうに考えておりますので、必ずしも負担が超過するということではないというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 現行と改正案を比べた場合、9時から12時という時間帯を改正後使う場合には、これは料金が減ることになるわけですよね、ざざっと見た感じでは、ギャラリー以外は全部減っているような気がするのですけれども、この理由をお示してください。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 今の昆議員のご質問にお答えをいたします。

以前の設定は、時間単位ということを考えておりませんでしたので、日中の活用、午前と午後では現行の使用料から時間単位で割り出しますと、不均衡が生じる状況になってまいりましたので、今回時間単位ということを検討いたしまして、午前、午後を合算いたしまして、それで、時間単位の料金を設定して、それを基準にして新しい料金設定を設けたというような方式をとっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号 矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

- 日程第 7 議案第 78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 88号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第7、議案第78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部

を改正する条例について、日程第10、議案第81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第88号 矢巾町勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、この12の議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第78号から日程第18、議案第89号までについては、一括議題とすることに決定いたしました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例について、議案第81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、議案第83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について、議案第84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について、議案第85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について、議案第86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第88号 矢巾町勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、議案第89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例についての改正内容が同じことから一括して提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成26年4月1日から施行される消費税率の改正により、施設等の維持管理において負担が増加することから使用料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容であります。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ改正になることから、施設等の運営に関する諸経費に対し、消費税が加算されることから良好な運営を行うため、施設から応分のサービスを受ける利用者が納める使用料を見直しするものであります。多くの施設は、経済の変化や物価の上昇などもある中、また過去消費税率の改正の際に改正しないなど、長年使用料の見直しを行わずにまいりましたが、このたびは維持管理費も増加することから、見直しをするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 提案理由は、消費税ということで一括審議ということは理解しますが、この前に公民館条例が改正になりました。ということは、その中で時間当たりの料金設定という新しい手法を取り入れております。今回のこの例えば矢巾勤労者共同福祉センターとか、農業研修施設だとか、いろいろありますけれども、時間当たりの設定をされていない施設があります。その時間当たりの料金設定をする、しないのその判断基準といたしますか、この点についてお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど公民館の使用料の関係が出ました。それで、公民館につきましては、先ほど社会教育課長が申しあげましたとおり、使用する中で、やはり1時間当たり、2時間が多かったわけですが、そういった時間で、少ない時間で利用するという方々の希望が実際も多かったし、それから希望も多いというふうなことでそのような形で先ほどは時間ごとというふうな形でやりましたが、そうでない、今回、今提案しました施設につきましては、余りそういったことが出てこなかったというふうなこともありまして、時間ごとに設定していないところにつ

きましては、そういったことでしていないというふうなことでございます。ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 大まかでよろしいですので、この議案の12議案の中で使用状況とかをお知らせください。この5年間の使用状況、どうなっているのか変動を教えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） あれですか、全部ではなくどれとかということはないですか。全部聞くというのですか。ここは、どのくらい利用しているかということではなくて具体的に全部ということですか。質問。

○14番（川村よし子議員） はい、そうです。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、各施設あるわけですが、わかる範囲で後刻ご報告を申し上げたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 矢幅駅の東西自由通路等の設置及び管理に関する条例のところでございますが、あそこにコンビニの名前ちょっと忘れちゃったけれども、ニューデイズ、そこが入っておりますが、そのニューデイズが使用しておりますけれども、使用時間1時間ごとに10円とか、そういうふうな設定で契約をしていないように思いましたが、そのことについてお聞きをいたします。

また、多目的ホールの中に今後区画整理課が入るわけでございますが、料金設定はどのようにされるのか、この点も含めて。

しかも、多目的ホールの中に区画整理課が入りますと、町民が使えるスペースが実際に残るのかどうなのかについてもお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目のコンビニの関係ですけれども、これにつきましては、1時間当たりではなく、JRから敷地をお借りしておりましたので、そのお借りした対価分の貸借契約としていただいております。

それと、2点目の区画整理事務所の関係ですけれども、これにつきましては、町内施設ということで料金徴収ということはございません。

それと、3点目の多目的ホールのスペースの関係は、ちょうど真ん中しかちょっと今、通路部分としての利用しかできませんので、その間で若干のイベント等を行った場合、若干ちょっと難しいかなと思っております。ただ、あとはインフォメーション等もお貸ししながらミニコンサートとか、いろいろやった事例もございますので、そちらのほうをお貸しするというふうな形になろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。私は、議案第78号から議案第89号のこの12議案に反対討論いたします。

消費税増税による使用料値上げ、消費税に関しての見解を述べさせていただきます。1989年に増税された消費税、1997年に3%から5%に引き上げられ、そのうちの1%は地方消費税です。消費税の引き上げは村山内閣が消費税改定法を1994年に11月末に成立させたことが発端になりました。この消費税改正法の附則第25条は、消費税の税率については、平成8年、1996年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする規定されております。附則第25条は、消費税率を引き上げるとは一言も言っていなかったのですが、その後の橋本内閣が実施しました。そして、1997年4月1日から税率が引き上げられ、総合的に勘案して検討するという法的義務を尽くしておりません。憲法の租税法律主義第84条や第30条や適正手続第31条に反し、消費税増税は無効であると私たちは考えています。したがって、政府には消費税を直ちに3%に戻す義務があります。

しかし、5%、そして来年からは8%、消費税が値上げされることによってリストラ促進を進めることとなります。課税仕入れは正規雇用者に支払う給与は払えないからです。そして、外注費にしたら課税仕入れになります。消費税、自動車、電気などの巨大輸出造成業、他国籍企業ですが、法外利益をもたらします。これは、輸出売り上げについては、消費税法

第7条で消費税を免除しているからです。消費に対する課税方法には、全部一般消費税以外に個別消費税があります。個別消費税は、特定の商品に課税の対象にするものです。例えば酒を課税対象にする場合、高級品には応分の負担、低価格の酒には低負担など、負担能力に応じた課税が可能であります。日本国憲法の要請である応能負担原則の立場から考えますと、全部消費税を廃止して、個別消費税を採用するという消費税課税の改正が今求められていると考えます。

消費税地方税の納税額は、課税売り上げ引く課税仕入れ掛ける5%、これが来年4月からは8%になります。全国で巨大企業、外国籍企業の消費税分を調べた方がいます。それが全国の商工新聞に2012年12月2日に載りました。それを例を挙げますと、例えば2010年分のトヨタ自動車の消費税、地方消費税の概算計画が全国でどのようになっているかということをお調べしました。その年間売り上げが8兆2,428億円ですが、消費税、輸出をしていますので、輸出売り上げはゼロです。売り上げの消費税はゼロです。こういうことが普通にまかり通っているのが今の政治です。外国籍企業が外国に進出すればするほどもうけが、売り上げが出される、こういう消費税には私たち日本共産党は反対しております。

ですので、これは巨大企業がもうけるような手法であると判断して反対します。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号 南昌グリーンハイツ設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号 矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号 矢巾町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号 矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 矢巾町勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第88号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第89号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第19 議案第90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第19、議案第90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町民総合体育館は、町民はもとより町内のスポーツ団体等幅広く利用いただいているところでありますが、競技スポーツ並びに生涯スポーツのさらなる推進及び施設の有効活用を目的として、これまでの使用区分を見直し、さらに消費税法及び電気料金の改正に伴い、施設の維持管理費が増額となることを見込まれることから、体育館使用料の一部改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。使用区分の見直しについては、これまで柔道室、剣道室にその他の催しに使用する場合の区分がなかったこと、物品保管庫として利用していた場所をヨガやダンス教室を開催できるよう多目的室として整備したことから、新たに使用区分及び使用料を設定するものであります。

また、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されること、電灯使用料についても東北電力株式会社が本年9月1日から電気料金の改正を行ったことにより1.2%値上げされたことから、利用者に応分の負担をお願いすべく使用料の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 体育館の中の入場料を徴収しない場合の区分使用が新しく入ってきたのですけれども、これはどのような理由からでしょう。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 体育室の利用での入場料を徴収しない場合の個人使用のご質問というふうに受けとめましたが、従前の条例におきましても個人使用につきましても、設定をしているところがございますけれども。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これの公共施設等の使用料の改正についての矢巾町総合体育館条例新旧対照表では、体育室の入場料を徴収しない場合、その他の催しに使用する場合の区分使用のところは、使用料は空欄になっています。それで、新しいほうは使用料が1,100円となっておりますのですけれども、それを知りたかったのですけれども。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまの質問にお答えをいたします。

質問の趣旨を理解していなくて大変申しわけございませんでした。その他の催しということで大きくは、大体が全面使用ということのほうが多いわけでございますけれども、区分使用の設定もあらかじめしておいたほうがよいのではないかとということで今回新たに設定をさせていただいたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） であるならば、ほかの入場料徴収する場合も、そういう設定したらいいのではないかなと思うのですけれども、電灯使用料とか、そこをなぜそこだけなのかなと思って、その理由をお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど若干お話しはいたしました。入場料を徴収するような事業につきましては、半面での使用ということは、まずほぼございませんので、そちらのほうにつきましては抜かせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第20、議案第91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町屋外運動場照明施設は、野球、ソフトボール、サッカー等、町民に幅広く利用いただいているところでありますが、このたびの消費税法及び電気料金の改正に伴い、施設の維持管理費が増額となることが見込まれることから、屋外運動場照明施設使用料の一部改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されること、さらには東北電力株式会社が本年9月1日から電気料金の改正を行ったことにより照明施設として1.2%電気料が値上げされたことから、利用者に応分の負担をお願いすべく使用料の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第21、議案第92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、国民保養センター及び高齢者活動センターの使用料につきまして、平成26年4月1日から消費税率の改正に伴い、施設の維持管理費が増額となることを見込まれることから使用料の見直しを行うとともに、その他所要の文言等の整理もあわせて条例の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容であります。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、利用者に応分の負担をお願いすべく使用料の改正を行うものであり、また持込料につきましては、新たに区分を見直し、料金設定をするものであります。

また、国民保養センターは、平成25年8月9日の大雨洪水被害により、大きな土砂災害を受け、休業を余儀なくされております。同施設は、その目的を町民の健康増進と介護予防増進施設として位置づけられておりますが、この災害で周辺の観光資源も甚大な被害を受けている状況の中で改めて町の観光の中核をなす施設であることの認識も高まったことから、施設の設置目的に観光振興の文言を入れ、観光振興の拠点施設として明確に位置づけるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたし

ます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 8月9日の災害以降は、保養センターは利用していないわけですが、それ以前のことをお聞きします。

この条例の中に持込料がありますけれども、その持込料の中で今回は消費税分値上げするという案になっているのですけれども、今までの持込料、どのくらいいただいていたのか、この5年間経過をいただきたいと思います。町民の方たち、老人クラブの方たちがおにぎりを持っていくとか、そういうのもあると思うのですけれども、どのようにその金額がなっているのかお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、ここでひとつ認識していただきたいことがございますが、持込料につきましては、今回消費税等加算をしておりません。分類だけを、今ちょっといろいろなアルコール類が今出てきておりますので、その部分をちょっと細かく分類したということでご理解を願いたいと思います。

それから、持込料につきまして、ちょっと5年間分どれくらい取っているかというのは、資料を持ち合わせておりませんが、当初は今老人クラブの方々、前にはやまゆりハウス等使っていたいただいておりますが、持ってきている部分がありましたが、それぞれやはりいろいろ食中毒等々の懸案もありましたりして、できるだけ持ち込まないようにというご協力をいただいている中で、今はかなり、全く持ってこないということではないと思いますが、少なくなっているというふうに認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 私自身は、老人クラブに入ると保養センターを利用する、そしてあそこで御飯を食べなければならないから老人クラブには入らないという方がおりました。老人クラブに入るとお金がかかるということなのです。それで、そういう方もいるので、この持込料は廃止するべきだと考えているのですけれども、そういう話し合いとかは、老人クラブの中からは出ないのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

あの施設自体は、やはり基本的に営利を目的としているというふうな施設でございます。それをあそこで販売をしていないというのであれば、それは持ち込みということも考えられると思いますが、やはりそれぞれある程度の食べ物あるいは飲食物等々販売をいたしておりますので、そちらのほうにご協力をいただきたいということになると思います。それでもやはり持ち込みをするということになれば、それなりのやはりこのような持込料というものが設定されてしかるべきと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

10番、芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） 入浴料のところのまず一般、今勘違いかもしれないけれども、確認です。町内の60歳以上の、私もそうですけれども、以前は100円だったのです。それで、去年でなかったか、200円になっていたと思うのですが、その確認と、それから、一般は今まで500円だったように記憶していますが、これ私の間違いかどうか確認をしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的にこれで間違っていないわけですが、今おっしゃいましたとおり高齢者の方々100円から200円に去年上げさせていただきました。それで、それというのは、やはりこれに計上するものではなくて、あれはそういうふうな特殊な料金設定というような形でうちのほうでは定義しておりますので、一般の方というのは、60歳以上の方も一般の方にはなるわけですが、その中で矢巾町の60歳、町内に居住する60歳以上の方につきましては、健康増進あるいはいろんな部分のサービスの提供ということで低料金にさせていただいているというようにご理解を願いたいと思います。

基本的に元来の100円というのは、その中に75円の入湯税が入っておりまして、俗に言う使用料というのが入場料というのが25円という設定になっております。それを200円に変更させていただきまして、入湯税が75円の入場料といいますか、それが125円に変更していただいたということになります。

それで、それらの部分につきましても、今回3%部分の消費税の部分、全ての部分に転嫁をしておりますが、そうすると今の200円から75円を引いた、入湯税を引いた125円に3%を担架してこれからの入場料としていただくというようなことになると思います。

それでは、前の200円に値上げする場合に、大体値上げした部分というのは、600万円ぐらいというような計算をしておりましたが、その部分につきましては、いろいろとトイレの改修等々、今回被災して使えなくなりましたけれども、それらに充てて、やはりもっともっと使いやすくして、できるだけバリアフリー化して高齢者の皆さんにも使い勝手のいい場所にしていきたいなということで、それを含めたお願いということになっておりました。

それで、繰り返しますが、あくまでもそれこそ200円の部分につきましては、今言いましたとおり125円分に対しましての消費税の転嫁というようなことでご理解を願いたいと思いません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） これは税抜きということ、実際には230円になるということなのか、払うのは。ちょっと理解できないのですが、私頭悪いからかどうかわからないけれども、もっとわかりやすく説明してくれないか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、繰り返しのなるかと思いますが、今までいただいておりました200円、これにつきましては、入湯税がその中に75円含まれております。それで、その部分につきましては、消費税とは何も関係がございませんので、そのほかの125円に対しまして3%の増を見込むということになります。ですので、単純に200円に3%掛けて230円というような、3かける2が6で210円になるとは思いますが、そういうふうな計算ではありませんよ。ただし、何円という端数が出てきますので、計算上は円を切り上げて10円単位で設定しているというような形になります。ですので、ほかのほうの施設の利用とか何かとはまたちょっと入湯税が入っていることによって計算が難しいといえますか、細かくなっておりますが、考え方としては、そういうふうな形になるので、ではそれが230円になるのかというと、またちょっと単純にそういうふうな計算ではないですよというお話です。

○議長（藤原義一議員） 芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） 私だけです、わからないのは。

（何事か声あり）

○10番（芦生健勝議員） 入場料が130円ではないのだね、これ。幾らになるかまだわからないということか。その75円、だからもっとわかりやすく、わかりやすく、これではわからない。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

結局、130円に75円を足すというような形になります。というのは、今話しておりますとおり、125円に消費税分を担架しておりますので、その部分がここでいう130円というような数字になります。それで、それプラス入湯税になりますよということになりますので、そうすると205円ですよということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第22、議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国における国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による一般職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、本町における一般職の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。平成18年度に行われた給与構造改革による給料水準の引き下げに伴う経過措置として現給保障制度を講じておりましたが、国家公務員においては、平成26年3月31日までの措置としたことから、本町におきましても国と同様に平成26年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第23、議案第94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、矢幅駅西口にある駐車場について利用者の利便性の向上を目的に月額駐車券の期間の変更と平成26年4月1日から施行される消費税率の改正に伴い、使用料の見直しによる条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容であります。月額駐車券は、現行で最長3カ月となっておりますが、利用者の要望から更新手続の回数の軽減を目的に、最長6カ月とするものであります。

また、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ改正になることから、施設等の運営に関する諸経費に対し、消費税が加算されていることから、良好な運営を行うため、応分の使用料に見直しをするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の
指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第24、議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾勤労者共同福祉センターの管理については、一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センターが平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間の指定を受けておりますが、引き続き平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、これまで平成16年から2期10年間行ってきた一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センターによる同施設の管理運営が良好であり、矢巾勤労者共同福祉センターに隣接する大ホールと体育館を所有し、同敷地内で一体的に管理されることが理想であることから、施設の内容も熟知し、経費の縮減に努め、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても効率的な管理運営が見込まれることから、矢巾町流通センター南一丁目2番7号、一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター、理事長、谷藤裕明を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体を選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定を受けるに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導に当たっていくものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで村松信一議員と村松輝夫議員が退出しております。

日程第25 議案第96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第25、議案第96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設の管理については、本年10月10日に特定非営利法人として認証された矢巾町体育協会が平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間の指定を受けておりますが、引き続き平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から2期8年間行ってきた矢巾町体育協会による同施設の管理運営が良好であり、特に本町との連携を図り、競技スポーツ及び生涯スポーツの推進と町民一人一人の心身の健康維持のため各種事業を行っております。また、経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第13地割118番地、特定非営利活動法人矢巾町体育協会、会長村松正夫を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体を選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定を受けるに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しも含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導に当たっていくものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

ただいまの説明の中で協定の見直しのことが言われましたけれども、今後の協定の見直しとかはどのように考えているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 今協定の見直しというふうなお話でしたが、もし何かあった場合、その指定管理を受けた団体が何か不都合なことを行ったとか、そういったことをした場合には、内容の見直し等もありますよという意味でございます。そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第96号 矢巾町民総合体育館及び矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで村松信一議員、村松輝夫議員が着席しております。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を午後1時10分といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

- 議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第26 議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）
について

- 議長（藤原義一議員） 日程第26、議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

- 議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

- 町長（川村光朗君） 議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、14款県支出金に被災者生活再建支援金補助金及び20款町債に民生施設災害復旧事業債を新設補正し、1款町税に個人町民税及び固定資産税、9款地方交付税に普通交付税、13款国庫支出金に地域の元気臨時交付金、14款県支出金に子育て支援対策臨時特例事業費補助金、17款繰入金に矢巾町福祉基金繰入金、19款諸収入に建物共済金及び20款町債の農林施設災害復旧事業債を増額補正し、13款国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金及び20款町債の公共土木施設災害復旧事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、8月9日の大雨・洪水被災者支援対策として3款民生費の社会福祉総務事業に、被災者生活再建支援金に準じた支援金を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の障がい者支援事業、同じく障がい児福祉事業、8款土木費の除雪事業、11款災害復旧費の農林施設及び国民保養センター災害復旧事業を増額補正し、職員の給与削減及び新陳代謝等による人件費の総額、2款総務費の豪雨災害対策事業及び公共土木施設災害査定額が確定したことに伴い、11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,840万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,761万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。第2表の債務負担行為補正でございます。限度額の変更でございます。町内情報ネットワークシステム整備事業につきまして補正前の限度額2,551万7,000円を補正後2,962万1,000円とするものでございます。

ページをお開き願います。続きまして、地方債補正でございます。変更のお願いでございます。限度額の変更でございます。起債の目的の臨時財政対策債の補正前の限度額4億9,260万円を補正後4億8,324万円に、同じく災害復旧事業の限度額4億1,460万円を4億5,370万円とするものでございます。

13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入からご説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額2,298万3,000円、節に参りまして現年課税分同

額で説明欄記載のとおりでございます。2項固定資産税、1目固定資産税4,451万4,000円、節に参りまして現年課税分同額で説明欄記載のとおりでございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税7,746万8,000円、節に参りまして地方交付税同額で説明欄のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,741万7,000円、節に参りまして障害者自立支援給付費負担金841万5,000円、障がい児施設措置費負担金900万2,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目災害復旧費国庫負担金△1億1,427万8,000円、節に参りまして公共土木施設災害復旧費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。災害査定によりまして減となっております。

続きまして、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金△500万9,000円、節に参りまして障がい福祉費補助金131万8,000円、児童福祉費補助金△632万7,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。5目教育費国庫補助金△50万円、節に参りまして遺跡緊急発掘調査補助金同額で説明欄のとおりでございます。6目総務費国庫補助金1,875万7,000円、節に参りまして地域の元気臨時交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金870万8,000円、節に参りまして障がい者福祉事業費負担金420万7,000円、障がい児施設措置費負担金450万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金3,029万6,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金260万3,000円、障がい者福祉事業費補助金57万5,000円、児童福祉費補助金1,554万3,000円、被災者生活再建支援金補助金1,157万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金△14万1,000円、節に参りまして農業振興費補助金同額でございます。6目土木費県補助金458万6,000円、節に参りまして住宅費補助金同額でございます。7目教育費県補助金△5万円で、節に参りまして教育振興費補助金同額で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金△5万5,000円、節に参りまして統計調査費委託金同額でございます。3目農林水産業費委託金△3万8,000円、節に参りまして農業費委託金同額でございます。いずれも説明欄のとおりでございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入612万4,000円、節に参りまして土地売払収入同額で説明欄のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、3目矢巾町福祉基金繰入金8,000万円、節に参りまして矢巾

町福祉基金繰入金同額でございます。この額を繰り入れますと、残高が1億2,000万円となります。5目東日本大震災復興基金繰入金24万6,000円、節に参りまして東日本大震災復興基金繰入金同額でございます。これの繰り入れ後の残高はゼロとなります。

続きまして、19款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額3,764万円、節に参りまして雑入同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

20款町債、1項町債、2目臨時財政対策債△936万円、節に参りまして臨時財政対策債同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。3目災害復旧費3,910万円、節に参りまして公共土木施設災害復旧事業債△5,700万円、農林施設災害復旧事業債8,110万円、その他公共施設災害復旧事業債1,500万円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

19ページをお開き願います。歳出に参ります。1款議会費、1項議会費、1目議会費補正額△229万円、節に参りまして報酬△119万3,000円、給料△31万2,000円、職員手当等△56万8,000円、共済費△21万7,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△3,475万3,000円、節に参りまして給料△194万7,000円、職員手当等189万9,000円、共済費△145万5,000円、旅費25万7,000円、需用費△149万6,000円、役務費3万8,000円、委託料△3,185万円、備品購入費△8万1,000円、負担金、補助及び交付金△11万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。続きまして、2目文書広報費81万7,000円、節に参りまして役務費4万円、委託料71万4,000円、使用料及び賃借料6万3,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。5目財産管理費19万2,000円、節に参りまして需用費△57万9,000円、委託料77万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。6目企画費20万円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。7目交通安全防犯対策費19万円、節に参りまして需用費13万8,000円、備品購入費5万2,000円でございます。説明欄記載のとおりでございます。8目財政調整基金費1億2,548万7,000円、節に参りまして積立金同額でございます。この額を積み立てますと、残高が18億3,428万6,000円となるものでございます。9目コミュニティ対策費△43万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。10目電子計算費△129万9,000円、節に参りまして需用費272万2,000円、役務費△37万6,000円、委託料△304万6,000円、使用料及び賃借料△59万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。11目諸費500万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額で説明欄記載のとおりでございます。

2項徴税費、1目税務総務費△81万6,000円、節に参りまして給料△49万6,000円、職員手当等24万円、共済費△56万円でございます。説明欄記載のとおりでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費△26万4,000円、節に参りまして給料△12万5,000円、職員手当等△10万7,000円、共済費△19万6,000円、賃金16万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費△8万1,000円、節に参りまして給料△2万8,000円、職員手当等△1万円、共済費△4万3,000円で、説明欄記載のとおりでございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費△4万5,000円、節に参りまして給料△1万6,000円、職員手当等△5,000円、共済費△2万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2 目指定統計費△5万3,000円、節に参りまして報酬△2万8,000円、旅費△4,000円、需用費△2万円、役務費△1,000円で、説明欄記載のとおりでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1,703万9,000円、節に参りまして給料△20万2,000円、職員手当等10万2,000円、共済費△35万2,000円、委託料70万円、負担金、補助及び交付金1,157万5,000円、扶助費517万円、償還金、利子及び割引料4万6,000円で説明欄記載のとおりでございますが、上段のほう、被災者生活再建支援金に準じた支援金1,157万5,000円につきましては、県の負担によります豪雨災害に対する支援金となっているものでございます。

ページをお開き願います。2 目障害福祉費3,729万5,000円、節に参りまして賃金15万3,000円、役務費3,000円、扶助費3,713万4,000円、償還金、利子及び割引料5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3 目老人福祉費△114万7,000円、節に参りまして給料△8万9,000円、職員手当等△3万3,000円、共済費△14万5,000円、委託料△200万円、負担金、補助及び交付金91万7,000円、償還金、利子及び割引料20万3,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4 目保健福祉交流センター費△33万6,000円、節に参りまして役務費△3万8,000円、委託料△29万8,000円で、説明欄記載のとおりでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費△215万3,000円、節に参りまして給料△88万8,000円、職員手当等△79万9,000円、共済費△51万4,000円、需用費4万8,000円で、説明欄記載のとおりでございます。3 目児童福祉施設費△694万円、節に参りまして給料△926万1,000円、職員手当等△387万8,000円、共済費△337万5,000円、需用費11万9,000円、役務費23万6,000円、委託料921万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4 目母子福祉費58万円、節に参りまして委託料6万4,000円、扶助費51万6,000円で、説明欄のとおりでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費△650万6,000円、節に参りまして給料△372万6,000円、職員手当等△132万円、共済費△134万1,000円、報償費△9万1,000円、需

用費△5,000円、役務費△2万2,000円、委託料△25万2,000円、工事請負費78万8,000円、負担金、補助及び交付金△53万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目予防費△833万1,000円、節に参りまして委託料166万9,000円、負担金、補助及び交付金△1,000万円でございます。説明欄のとおりでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費601万1,000円、節に参りまして給料△4万7,000円、職員手当等△1万8,000円、共済費△7万7,000円、需用費5万円、役務費51万3,000円、委託料557万6,000円、負担金、補助及び交付金1万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございますが、中段、豪雨災害対策事業の増608万9,000円につきましては、8月9日の大雨災害に係るし尿くみ取り手数料あるいは災害廃棄物の処理委託料となっているものでございます。2目環境保全費96万4,000円、節に参りまして役務費6万4,000円、負担金、補助及び交付金90万円で、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費△21万2,000円、節に参りまして給料△1万3,000円、職員手当等△5万2,000円、共済費△14万7,000円で、説明欄のとおりでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費△5万5,000円、節に参りまして給料△2万7,000円、職員手当等6万7,000円、共済費△9万5,000円で、説明欄のとおりでございます。2目農業総務費△79万7,000円、節に参りまして給料△22万円、職員手当等△27万円、共済費△30万7,000円で説明欄のとおりでございます。3目農業振興費1万円、節に参りまして需用費1万円で同額、説明欄のとおりでございます。4目畜産業費、これにつきましては補正額はゼロで財源更正となるものでございます。5目農地費180万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。8目ダム管理費△5万1,000円、節に参りまして給料△1万8,000円、職員手当等△5,000円、共済費△2万8,000円で説明欄のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費6万8,000円、節に参りまして給料△15万7,000円、職員手当等34万4,000円、共済費△11万9,000円で、説明欄のとおりでございます。観光費△68万4,000円、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりでございます。4目自然公園施設費△66万7,000円、節に参りまして需用費1万5,000円、委託料△68万2,000円で説明欄のとおりでございます。6目企業誘致推進費16万5,000円、節に参りまして旅費10万5,000円、需用費6万円で説明欄のとおりでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費48万6,000円、節に参りまして給料△34万

6,000円、職員手当等△118万円、共済費△34万8,000円で説明欄のとおりでございます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費5,019万1,000円、節に参りまして職員手当等200万円、賃金124万円、需用費171万8,000円、委託料4,450万円、使用料及び賃借料73万3,000円で、いずれも説明欄のとおりでございますが、除雪に係る歳出が主なものとなっているものでございます。3目道路新設改良費513万円、節に参りまして委託料153万円、工事請負費360万円で説明欄記載のとおりでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費41万7,000円、節に参りまして給料△18万6,000円、職員手当等6万6,000円、共済費△16万4,000円、需用費41万円、委託料29万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目土地区画整理費△110万6,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費42万5,000円、節に参りまして給料△223万7,000円、職員手当等△109万9,000円、共済費△82万5,000円、負担金、補助及び交付金458万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費△14万7,000円、節に参りまして給料△5万1,000円、職員手当等△1万7,000円、共済費△7万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費△269万8,000円、節に参りまして給料△80万4,000円、職員手当等△136万4,000円、共済費△97万9,000円、負担金、補助及び交付金44万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目教育振興費377万4,000円、節に参りまして需用費13万7,000円、委託料△38万9,000円、備品購入費18万3,000円、負担金、補助及び交付金384万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校管理費19万1,000円、節に参りまして給料△8万7,000円、職員手当等△3万円、共済費△13万4,000円、需用費40万6,000円、備品購入費3万6,000円で説明欄のとおりでございます。2目教育振興費△421万3,000円、節に参りまして使用料及び賃借料1万5,000円、備品購入費△372万8,000円、扶助費△50万円で説明欄のとおりでございます。

3項中学校費、1目学校管理費47万8,000円、節に参りまして給料△1万3,000円、職員手当等△15万4,000円、共済費△7万円、需用費71万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目教育振興費50万円、節に参りまして扶助費同額でございます、説明欄記載のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費△33万6,000円、節に参りまして給料△25万9,000円、

職員手当等17万5,000円、共済費△25万2,000円で説明欄のとおりでございます。2目公民館費△6万5,000円、節に参りまして給料△3万1,000円、共済費△3万4,000円で説明欄のとおりでございます。4目文化財保護費△50万円、節に参りまして賃金52万6,000円、使用料及び賃借料△77万6,000円、原材料費△25万円で説明欄のとおりでございます。5目史跡公園建設費△106万5,000円、節に参りまして報償費△19万3,000円、旅費△31万円、需用費△8,000円、委託料△55万4,000円で説明欄のとおりでございます。6目歴史民俗資料館費2,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費44万5,000円、節に参りまして備品購入費同額、説明欄記載のとおりでございますが、管理備品、バレーボールの支柱2組の購入予定となっているものでございます。3目学校給食費△38万8,000円、節に参りまして給料△13万円、職員手当等6万3,000円、共済費△32万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費1億1,440万8,000円、節に参りまして工事請負費6,961万7,000円、負担金、補助及び交付金4,479万1,000円でございます。工事費6,961万7,000円につきましては、煙山ダムの敷地内の復旧工事費、宮手川の復旧工事費、農業用排水路補修工事費が予定されているものでございます。小規模災害復旧事業費補助金、災害復旧費事業費補助金につきましては、鹿妻穴堰土地改良区に対する災害復旧に係る補助金となっているものでございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費△1億6,833万2,000円、節に参りまして委託料300万円、工事請負費△1億7,133万2,000円でございますが、説明欄記載のとおりでございますが、災害査定によりまして、減となっているものでございます。

3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費1億3,872万2,000円、節に参りまして役務費21万5,000円、委託料1,850万7,000円、工事請負費1億2,000万円で説明欄記載のとおりでございますが、国民保養センターの災害復旧に係る歳出となっております。

5項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費55万5,000円、節に参りまして工事請負費同額でございますが、煙山小学校の柵、グラウンドの復旧工事費となっているものでございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金17万2,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄のとおりでございます。2目利子△654万2,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、36ページの国民保養センター災害復旧費についてお尋ねします。

今回出た1億3,800万円は、やまゆりハウスの現地での再建と、それに伴う地質調査、設計料ということと認識しておりますけれども、全員協議会でも、あそこに再び再建をするという案が出されました。それで、いろいろな議論もされたわけですが、あそこが大変危険な場所であるという認識は、やはり拭えなかったのでございます。それで、あのとき私が施設ばかりでなく、恐らく大変細くて曲がりくねった急カーブの用水路でございましたので、用水路の整備並びに道路の整備、そして砂防ダムができるということでもございましたが、それに伴う、それで足りるかどうかという検証、そういうふうなことも含めて施設以外に係るお金はどれくらいかというときの質問に対しては、それはまだ計算されていないという答弁でございましたけれども、大ざっぱなところで施設以外に係る部分についての道路改修含めての部分の大体概算ができたのかどうかということと、それから私は林野庁が砂防ダムなりの必要を感じてつくるといことは、お知らせしていただきましたけれども、もう少し全体的にあそこに本当につくって安全なのかという、安全が担保されるのかという専門家の意見を聞くべきだというふうなことを申しましたけれども、その後専門家の意見を聞いたのかどうか、そういうことの2つについて質問をしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

砂防堤の関係につきましては、一応今まだ森林管理署及び県のほうで一応構想、計画しているという形でお聞きしておりますけれども、詳細な内容については、まだ把握しておらな

い状況でございます。まだ協議中でございます。

それと、流下する水路の整備というか、道路の脇に普通のU字溝等入っておりますけれども、これだとちょっと断面が小さいということで、西部の高区配水塔から保養センターの下までと旧県道、今町道南昌山線ございますが、これを弊懸の滝のほうに行く道路のところまで、清流橋のところまで、この間につきましては改修が必要だろうということで今現在検討しております。まだ、額等精査はしておらないところです。今断面等、流下能力関係ございますので、断面等の検討入っておりますし、あとやはり真っすぐに側溝をつけるとかなり急勾配でございますので、落差溝等をつけながらオープンではなく、自由勾配側溝といまして、勾配、ある程度できるような、調整できるようなものでたゞいま検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 専門家の意見とかは、聞いたかどうか。高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 大変失礼しました。先ほどのご質問の中で専門的な関係者の方からの助言なり、そういったふうな意見の聴取の関係についてのご質問でございますが、たゞいま道路都市課長のほうで話した分になるわけでございますが、それで県あるいは森林管理署のほうでも今回の災害の箇所につきましては、当然ながら下流部の今ある施設、保養センター等、温泉施設があるわけございまして、それに及ぼす影響というのは認知しておりまして、それでそれに伴っての対応はしなければならないということでは、前にもお話しした分ございまして、そういう状況になっております。

そこで、どういうふうな具体的な工法で整備をするかという部分でございますけれども、治山ダムの話の部分は聞いておりますけれども、先ほど藤原課長のほうから話がありましたとおり、具体的にはまだ来ておらないところでございます。いずれそれぞれの部署の部分では危険性の部分については理解していただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点についてお伺いします。

今小川議員の質問にも続くのですけれども、同じようなことなのですけれども、今回の予算は、保養センターの建設にかかわる経費ですけれども、そこを再建する場合、下水道、それから道路、それから上水道も含めて総額どのくらいを見込んでいるのか、その点をお伺い

します。

済みません、2点になります。それから、2点目は、保養センター、やまゆりハウスは指定管理者制度になっていますけれども、そこの働く従業員の体制ですけれども、全協でもお伺いしたのですけれども、その従業員の方々は、再建する期間までどのような状況でどのような仕事をしているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問の1点目についてお答えを申し上げます。

上水道、下水道等を含めたというお話ですが、これは建物の再建が結局は工事請負費ということになっておりますが、建物を再建することによりまして、上水道の改修あるいは下水道への接続等々、それら含めての今大体1億2,000万円ぐらいということで見ているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） それでは、私のほうから2点目につきまして答弁させていただきます。

従業員の体制はどのようになっているかということですが、まず8月9日のあのような状態になりまして、食堂部門また宿泊部門につきましては、今休業というか、そのような状態になっております。よって、その部門の臨時職員及びパートにつきましては、12月1日から自宅待機というふうなことになることになってございます。

なお、臨時職員及びパート職員につきましては、契約で4月1日から3月31日までの雇用になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 従業員の方々、臨時、パートの方々の雇用契約を結んでいるわけですけれども、3月までということですが、その賃金というか給与、そこら辺はどのようになっているのか。そして、その方たちのことも含めて早く保養センターが開所すると望まれるわけですが、やはりあそこの地形的に沢の状態です。ですので、専門的などころがやはり必要だと、専門家からの評価が必要だと思います。公共施設としてやはりどうなのかといったときに、もしこの災害が再度起きた場合に、町としてどのように対処するか

がこれから問われてくると思うのですけれども、その専門家の見解をちゃんとはっきりさせてからこういう工事費を出したほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、その辺はどのように話し合われたのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） 1点目の質問についてお答えいたします。

賃金はどのようになっているかというふうなことでございますが、12月1日からの自宅待機につきましては、6割で賃金を支払ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の専門家の意見を聞いてからというお話につきましてお答えを申し上げたいと思います。

ただいま道路都市課長あるいは農林課長がお話しをしましたが、それぞれの関係部署におきまして、今回のような災害が起きないような対策を今検討しているところでございます。それを検討しているのは、俗に言う専門家が検討しているわけですが、それと並行して、やはり前にもお話を申し上げましたが、並行しながら下のほうの国民保養センターの設計あるいはそれに基づいて、それから建築という話になっていくと思いますが、並行しながら安全性を保てるような状況を組みながら、やはりそれぞれの部署において検討をいたしているところでございますので、それらを一刻もできれば要望どおりに開所したいなというように考えておりますので、あくまでも安全性を担保にしながら計画を進めていきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 先ほど条例が改正されたわけで、町の観光振興並びに町民の健康増進ということで条例が改正されたわけですが、指定管理者制度で働く臨時、パートの方々、それから指定管理の職員の方たちも含めて、やはり今保養センターは使っていないけれども、観光振興の部分で自宅待機ではなくて、何かの観光振興にかかわることを、そういうのは話し合われているのかどうか。私は、話し合う必要があると思うのですけれども、その辺を1点お伺いします。

それから、専門家のことなのですけれども、昔の人、矢巾温泉ができる前の地形を知っている方はなかなか少なくなっているのですけれども、地形的にあそこは沢だったのです

よねという話をする方がいます。ですので、やはりここ20年間のうちに土砂崩れとか、そういうところが全国各地に何件も多くなってきています。異常気象の状況が続くからだと思いますけれども、やはり専門家を入れて、それで再建の方向性を出していったほうがいいと思うのですけれども、再度お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） 1点目の自宅待機の関係で話し合いを行ったのか。また、観光振興に対してどのように、自宅待機をしないでそっちのほうで仕事があるのではないかというふうなご質問でございます。従業員に対しては、うちのほうでお話し合いをしました。保養センター、営業ができないというふうなことで、従業員関係、要するに仕事ができないような状況でございまして、うちのほうでもやむを得ず、そのように自宅待機をお願いしたところでございます。通常であれば、激甚災害のときは、それこそ自宅待機でも即できるとか、いろいろそういうふうな制約なんかもありますが、ちゃんと従業員のほうにはこういうわけで自宅待機をお願いしたいと。また、会社の都合でお願いしたいというふうなことで6割を払う、平均賃金の6割を払うということを話しております。

なお、これにつきましては、労働基準局とかハローワークとか、いろいろご相談をしながらこのような措置をとった次第でございます。

それから、その自宅待機をしている臨時職員及びパートにつきましては、先ほど言いましたけれども、宿泊部門及び食堂部門の職員でございまして、そのほかに矢巾の観光、要するに特産品、そのものに対する従業員と申しますか臨時につきましては、今までどおり仕事をお願いしていると、そのような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の専門家を入れてというお話につきましてお答えを申し上げますが、あそこの国民保養センター全体、結局は宿泊施設、やまゆりハウス、そして浴室、そして管理棟と4つの部門からなっているのが国民保養センターでございますが、宿泊施設につきましては、全然無傷だと。それから、やまゆりハウスにつきましては、一部補修をかけて開業したいと。それから、浴室等につきましても、そのとおり一部を修理してやりたいと。それで、管理棟につきましては、築四十数年たっておりますので、今後のこともあって、あそこの部分については、新たな建築をしたいというのが計画なわけですが、それから先ほど言っております山のほうの災害、結局は山のほうから土砂災害が起きたわけで

すが、それを土砂災害を起さないようにするためにはどういうふうなことをすればいいかという、それこそ先ほど申し上げましたが、森林管理署あるいは県の専門家のほうで検討して、これから実施しようとしている段階でございます。

ですので、現況、元となる部分のほうをそうしないようにするためにということで安全性を管理する上で計画をいたしているところをご理解を願いたいなど、このように思っております。ですので、町のうちの職員だけが考えているわけではなくて、それなりの技術を持った方々が考えて、今計画をしているということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 31ページと37ページの2点についてお聞きをいたしますが、1点目の31ページの被災者住宅の再建支援の補助金なわけですけれども458万6,000円、これは恐らく大震災に絡んでの住宅再建の補助だと思えますが、具体的にはどういう中身なのかお知らせをいただきたいと思えます。

それから、37ページは煙山小学校のサブグラウンドということでございますが、どの部分を指すのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回補正をお願いしておりますのは、生活再建住宅支援事業の形ですけれども、これは震災関係でございます。これは、県の100%補助ですけれども、今回お願いいたしますのは、住宅補修が7件、耐震改修が1件、バリアフリー改修が3件、あと復興新築住宅1件で、これいずれも定額か2分の1補助というような形でやるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、2点目の煙山小学校のサブグラウンドの災害復旧工事の場所ということでございますが、煙山小学校の南側のほうにスキー山、それから児童館がございまして、そのスキー山と児童館の間にサブグラウンドというか、ドッチボール等々できるグラウンドがありまして、そちらのほうが被災しておりますので、そちらのほうに災害復旧工事をするということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、二、三お伺いします。

まず1点目は、14ページの地域の元気臨時交付金増ということで1,800万円ほどあるのですが、これも、この詳細等。

それから、15ページの土地売払収入の増600万円ほどです。あと16ページの建物共済金の3,500万円というのは、何かのバックだと思えるのですが、その辺の詳細をお願いします。

それから、歳出のほうで25ページ、この保育業務システム改修とありますが、具体的にはどういうシステム変更なのか。

それから、27ページ、この新エネルギーの導入事業補助金、これはソーラーパネルだと思うのですが、6万円だと15件分ぐらい。それで、ことはそれで終わりなのか。あとそれ以上に申し込みがきているのか。それから、来年度はどのように考えているのか、その辺をお知らせください。それから、それに絡んで、今のそれこそソーラーの推進状況、施設関係についているやつとか、あと民間で進めているやつとか、その辺の進捗状況、それもあわせてお願いしたいなと思います。

それから、30ページ、ここの除雪委託料、きょうも大分降っていますが、これは4,450万円と、これ大体何社ぐらいで請け負っているのか。

それから、33ページ、中学校の生徒各種大会の参加費補助ということで380万円ほど出ていますが、これの内訳、多分北中学校の合唱とか、その辺なのかと、おぼろげながらあるのですが、詳細をお願いします。

それから、35ページ、農林施設災害復旧事業の増ということで1億1,000万円ほどあるのですが、この辺の、これは今回の大雨災害の復旧なのかどうかということと、もしそうであれば、大雨災害の復旧の農地の復旧がどの程度進んでいるのか。それとも完了したのか。岩崎川の横のところは、道路は大分きれいになったようなのですが、その辺の全体像をちょっとお知らせください。

それから、あとさっきの保養センターの件については、今いろいろ議論ありましたので、くれぐれも安全ファーストと、セーフティーファーストということで進めていただければ、並行して進めるのは必要かなというふうに私は感じていますので、以上お願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君）　まず私のほうから1点目の地域の元気臨時交付金の件でございますが、これにつきましては、国の一次の補正予算でついた臨時交付金でございます、これは2回目といいますか、2次配分で配分になってきた分を今回補正させていただくものでございます。内容といたしましては、国庫補助のつかないような整備事業等に使う交付金ということでいただいております、例えば今回消防の購入費とか、あるいは生活用道路等の財源等に使っておりますし、今後來年度にも予定されておりますが、煙山保育園の整備事業等にも使っていきたいという思いの財源になるものでございまして、今回2次配分ということできたものを補正したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員）　星川総務課長。

○総務課長（星川範男君）　2点目の15ページの土地の売払収入ということでございます。それで612万4,000円ということで載っておりますが、どこそこが612万4,000円ということではございませんが、当初見込んでいたところ、それが売れないといいますか、まだ購入されていないというふうなところもありますし、当初見込んでいなかったところで土地が売れているというふうなところもあります。その中には、例えば宅地内に図面上は水路というふうに残っておりますが、実際は使われていないので、払い下げをお願いしたいというふうな細かいものもありますが、そういったことでプラスマイナスがありまして、結果的に612万4,000円というふうな形になってございます。

売れた中で大きいものでございますが、駅西地区のものでございまして、1,500万円ほどのものが1件、それから1,000万円弱、994万5,000円というのが1件ございます。それから、街路の整備で生まれました土地、これが957万6,000円というのが1件ございます。そういったことで売れたものはトータルしますと、3,500万円から4,000万円ぐらいになるのですが、ちょっと売れなかったところもありますので、プラスマイナスで結果的に今回補正が612万4,000円というふうな形でございます。

それから、16ページの建物共済金の関係でございます。これは、保養センターの関係でございますが、町村会のほうに公共の建物でございますので、保険をかけております。今回大雨で被災になったというふうなことで町村会のほうといろいろ協議しまして、共済金がおおむね3,500万円から4,000万円ぐらいに、その辺になりそうだというふうなことで連絡を受けてございますので、今回は3,500万円とりあえず補正ということで計上させていただいた次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） それでは、私のほうからは4点目、5点目、6点目につきまして答弁させていただきたいと思えます。

まず4点目の補正予算、25ページ、一番下でございますけれども、こちらに掲載のございます保育業務システム改修委託料ということで、こちらの内容につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、27年4月から子ども子育て支援新制度、こちらに伴います保育システム、いわゆる電算と申しますか、パソコンシステムの改修事業でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました27年4月から実施稼働できるように今般の補正をお願いいたしまして、来年度、26年度継続事業、取り組みまして27年度へのシステムのほうの構築を進めてまいりたいということで今回補正をお願いするものでございます。

それから、5点目のページ数、27ページ、これも一番最後でございますけれども、新エネルギー導入事業補助金90万円ということで議員お説のとおり6万円、15件分、今回補正をお願いしたいというふうな内容でございます。当初分、こちらにつきましては25年度180万円当初予算ちょうだいいたしまして、実質これを合わせますと270万円を実施するわけですが、現在のところ180万円予算に対しまして、30件申し込みの金額180万円、満杯状態でございますので、ここあと12月以降でございますけれども、そちら年度内需要、申し込みを見込みまして今回補正90万円お願いするものでございます。

なお、ご質問ありましたもう終わりかという形のご質問あったわけですが、この導入補助に関しましては、第6次総合計画のほうで23年度から実施してございまして、計画27年度まで延べ1,000万円事業でございますけれども、既に今中間年ということでございますけれども、年度途中、補正も合わせましてもう既に800万円ほど事業費使わせていただいている状況でございますので、これ以後につきましては、終わりかどうかという部分につきましては、今後財政事情等も含めまして検討の後、取り組ませていただければというふうに考えてございます。

それから、6点目の再生可能エネルギー関係、こちらの状況についてご質問あったわけですが、こちらにつきましても県の基金、再生可能導入基金ということでこれをお願いいたしまして2億4,300円総額でスタートしたわけでございますけれども、こちら24年度からスタートしまして、24年度事業といたしまして4カ所、公共施設、施設整備を完了してございます。さらに、現在25年度につきましては2カ所、それから26年度、今度当初予算、お願

いするわけでございますけれども3カ所、最終年の、4カ年事業でございますけれども、27年度1カ所という形の中であわせて10施設、こちらについて太陽光を公共施設に整備を進めてまいりたいというふうに計画してございます。

それから、もう一点ご質問がございました民間関係、こちらについてでございますけれども、民間の部分につきましては、大きいものでござりまするように西部山ろく地区、和味地区でございますけれども、こちらに業者、シリウスさんでございますけれども、第1発電所、太陽光の部分設置しまして、年間約200万キロワットというふうな形で計画を見込んでいる施設につきましては、12月、今月でございますけれども、早ければ完成、来年の1月には操業できるかなという計画でございますし、さらに具体的に申し込み等々、今現在進んでいる分については、第2発電所ということで同じくシリウスさんでございますけれども、そちらのほうのメガソーラー、こちらについて計画、申し込みあるところでございます。

あとそのほかに、まだこれ決まるかどうかはちょっと別なわけなのですけれども、民間業者、大手でございますけれども、矢巾町用地につきましては2件ほど、今後の計画の進める段階の中での協議ということで、これはまだなかなか具体的にはなっていないでございますけれども、こちらでもメガソーラーの対応として検討を表明しているというふうな状況でございます。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 除雪の件でお答えいたします。

何社でやっているかということですが、今年度は28事業者をお願いしております。そのほかに町の直営の部分とありまして、除雪車両は59台で行うことでやっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 8点目の中学校生徒各種大会参加補助金の関係でございますが、中学校さんは各、どちらの中学校もそれぞれ頑張っておりまして、県大会、東北大会、全国大会というものに出場した場合に補助金を出しているわけでございますが、今年度は県大会にもかなり、ハンドボールを初め行っておりまして、東北大会につきましてもハンドボール等々行っております。主に今回のことでございますが、先ほど議員さんからもございましたが、スポーツだけでなく文化のほうの部分、文化面でも活躍しております。それで、主なものとしては、先ほどありましたが、全国の合唱コンクール大会に矢巾北中の特設合唱部が参加しまして、出場しまして銀賞という、初出場で銀賞ということになっておりまして、そ

らが主なものでございますし、新人戦でも県大会のほうに10種目出場しておりますので、そちらのほうもでございます。それから、これから冬期間のスポーツあるいはそういう合唱等の大会等もでございますので、そちらのほうも見ながら補正をしておるところでございます。非常に今年度、さまざまな方面で子どもたちが活躍しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 9点目の農林施設災害費、復旧費の関係でございますが、まずこの部分につきまして、先般の8月9日の大雨洪水被害の関係かということでございますが、その大雨洪水関係の予算になっております。それで、復旧状況につきましては、冒頭に町長のほうから全体の災害状況についての報告があったわけでございますけれども、まず農地あるいは排水路等の小規模的なものの部分につきましては、約8割程度の復旧状況ということになっておりました。

あと先般、11月末に災害査定が行われたわけでございますが、町あるいは改良区のほうあわせまして大きな災害の部分につきましては、災害査定に提出した案件につきましては6件ございまして、うち1件は査定前、もう既に修理しまして、残り5件の部分につきましては、今後進めることになっております。いずれダム等の関係につきましても今後提示をしながら進めていくということになっておりました、小規模修理の関係につきましては、80%でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。各種大会の件については、そのとおり大変結構なことです。うれしい悲鳴ということで、そういう予算であればどんどん使っていくというふうには私は思っておりますので、ぜひ子どもたちを元気にさせてやってほしいというふうに思います。

それから、ソーラーについては、まだまだ冬場とか夏場とか、ぎりぎりの状態の電気事情ですので、ぜひ進めるということで予算がなくなっても進めてほしいというふうに思います。矢巾町は、それこそ前にも話したと思うのですが、日本一昼が長いと、そういうような条件の土地なようですので、ひとつその辺の対応も含めて頑張りたいと思います。

いうふうに思います。

あと1点だけ、これ教育長さんにお伺いしたいのですが、先般それこそ児童生徒問題行動調査と、そういう結果が出まして、いじめの関係やら、それにまつわる自殺の関係やら、物すごい数字の結果が出たわけなのですけれども、これについてどのように本町としては受けとめられて、あと本町としての今の実態と対応のあたりを教えていただければと思っております。お願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日報道されましたけれども、いじめ、不登校等の問題行動については、大変比率が倍、何倍という形で大変憂慮する事態だなというふうに思っております。当町におきましてもいじめ等の調査については、大変多くなっているわけですが、見方を変えますと、今まで教師の把握によってなかなかつかめなかった面があったがゆえに、今回は児童生徒へのアンケートという形で実態を把握していると思います。

したがって、児童生徒が訴えたことが件数という形であらわれておりますので、早目に把握して、それに対応するという意味からすれば、今までの実態把握よりもよかったのではないかなというふうに思っておりますけれども、件数が多いことは大きな問題ですので、今後早期に発見して、そして対応していくということに努めてまいりたいというふうに思います。

また、いじめの法律ができましたので、学校としても、あるいは町の教育委員会といたしましても、いろいろな方針を考えなければなりませんので、今回のように児童生徒に対する調査を年間複数回行いまして、教師の観察とともに実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。私も全くそのような意見を持っていて、今回わかったのは、非常に、いい悪いは別にして、その実態がよく出てきたなというふうに感じております。今まではなかなか出てこなかったということであってもないような、そういうような数字も何回かありましたけれども、ひとつこれを契機に、いずれにしても矢巾町としても子どもが一番の宝ですので、何とかその辺のところを早期発見、早期対処とい

うことでこれから詰めるということですので、ぜひゼロになるということはないと思いますので、我々のときもありましたから、それよりも早く状況をつかんで早く対応するということが非常に大事な観点かなと、そういうふうに思っておりますので、撲滅等と並行しながらお願いしたいなと、こう思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） ほかに質疑ございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 国民保養センターのところで1点追加の質問をいたします。

保養センターの下にゲートボール場があるわけですが、そこへの移転ということを検討したかどうか。あるいは検討した内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ゲートボール場への保養センターの移転というお話ですが、基本的に先ほどから申し上げておりますとおり、上のほうの安全が確保できれば、今現存あるまだ無傷な部分もありますので、それぞれそれに合致させて、やはり改修するのが一番ベストなのかなというふうに考えております。ということでゲートボール場への移転というのは考えてはおりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 6番、小川文子でございます。私は、一般会計の補正予算の中の国民保養センターの部分について反対をいたします。

いろいろと議論もされましたけれども、やはり安全が完全に担保されているわけではない、そういう状況の中で県も国も今調査中ということでございますので、もしこれが本当に安全だということがわかったのであれば、私はやまゆりハウス、町民の要望も強いことですから、一刻も早く進めてほしいとは思いますが、安全が残念ながら担保されていない。しかも、ここは老人介護施設、そして老人クラブの人たちもたくさん集まることでもあり、避難

といっても簡単に避難がスムーズに進まない可能性がある。しかも、宿泊施設がありますので、町内外の方々が宿泊した場合に、本当にここに泊まって安全ですよということが本当に果たして言えるかどうか。

今回の災害を見て、私はつくづくそれを感じたのでございます。ですので、安全が担保されるまでは、もう少し慎重に調査を進めて、同時進行ということではなく、担保がめどがついた段階で建設に当たっていただきたいということでございます。

以上の点から今の予算計上は、時期尚早であるという点で反対をいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

それでは、総務課長より発言の申し出がありますので、ここで許します。

星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいま議長さんから発言のお許しをいただきました。午前の審議の中で14番、川村よし子議員から施設の使用料の推移につきまして質問がございました。それで、その答弁を保留しておりましたので、お答えをいたします。

それで、答弁でございますが、皆さんのお手元に資料を配付させていただきました。ということで大変申しわけございませんが、非常に資料の内容多岐にわたっておりますので、ここでは説明をしないということで配付で答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時45分といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第27 議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第27、議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回は、現計予算の総額の額の補正はございません。歳出の1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費、3項介護認定審査会費、4項運営協議会費及び2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費の組み替えによる補正でございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細を説明させていただきます。

事項別明細書、歳出、9ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、一般会計同様とさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△1万9,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費1万9,000円、節に参りまして需用費1万7,000円、役務費2,000円、説明欄記載のとおりでございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△4万円、節に参りまして報酬同額、説明

欄記載のとおりでございます。

4項運営協議会費、1目運営協議会費4万円、節に参りまして報償費同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、10ページ、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防福祉用具購入費、補正額25万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費△23万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、2目高額医療合算介護予防サービス費△2万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点お伺いします。ページ数で10ページ、5の介護予防福祉用具購入費ですけれども、これは要支援1、2とは思いますが。介護予防の福祉の部分でどのくらいの件数なのか。それから、その下の保険給付費の中の下の高額介護予防サービス費のマイナス23万円、これも件数、どのくらいの件数なのか、これは要介護2、3か、ちょっと介護度もお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の補正予算ですが、どれが何件ということではなしに、これから見込まれる部分ということで補正を組んでおりますので、今何件あるからこれぐらいですよというような補正の仕方ではないことはご理解を願いたいと思います。ですので、それぞれ介護予防福祉用具費につきましては、それこそ要支援等々になりますし、高額介護につきましては、要介護の介護度の高い人たちがこれからこのような感じで使われるのかなという予想のものと補正ということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第98号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい
ては原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）について

- 議長（藤原義一議員） 日程第28、議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

- 議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

- 町長（川村光朗君） 議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、4款繰入金の基金繰入金に増額補正を行い、1款国庫支出金、
4款繰入金の一般会計繰入金、6款町債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、主な歳出については、1款総務費の総務管理費、2款土地区画整理事業費の矢幅駅
西地区事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,670万6,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,582万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可

決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。なお、説明は、前例同様とさせていただきます。

3ページをお開き願います。地方債補正について説明いたします。限度額の補正であります。起債の目的、矢幅駅周辺土地地区画整理事業、補正前限度額7億6,610万円、補正後限度額7億5,000万円、このことにつきましては、駅西地区の公園整備に係る国からの交付金が平成25年度当初予算で計上後、平成24年度末に経済対策補正予算で追加措置されましたので、減とするものでございます。したがって、歳入歳出でも同様の減額をしてございます。

次に、事項別明細書により説明いたします。11ページをお開き願います。歳入でございませぬ。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地地区画整理事業費補助金△1,200万円、節に参りまして土地地区画整理事業費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△110万6,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項基金繰入金、1目矢幅駅西地区土地地区画整理事業基金繰入金250万円、節に参りまして矢幅駅西地区土地地区画整理事業基金繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。これによりまして、基金残高は79万9,000円となります。

6款町債、1項町債、1目土地地区画整理事業債△1,610万円、節に参りまして土地地区画整理事業債同額、説明欄記載のとおりでございます。

15ページに移ります。歳出でございませぬ。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△563万1,000円、節に参りまして給料△224万5,000円、職員手当等△254万7,000円、共済費△82万7,000円、負担金、補助及び交付金△1万2,000円、区画整理課の職員は9名おりましたが、そのうち7名を一般会計の都市計画総務費から、2名を特別会計の予算から出しておりましたが、人事異動によりまして、人員の対象職員を変更によりまして特別会計のほうが減となるものでございます。

2款土地地区画整理事業費、1項土地地区画整理事業費、1目矢幅駅西地区事業費△2,107万5,000円、節に参りまして工事請負費が△2,987万5,000円、補償補てん及び賠償金880万円、この分の880万円は、アパートの借家人の補償及び電柱分の補償費でございます。

以上をもちまして議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補

正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第99号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第29、議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の工事負担金を増額し、支出の受託工事費及び第3次拡張事業費をそれぞれ増額するものであります。

補正予定額は、収益的収入及び支出のうち原水及び浄水費を536万1,000円、配水及び給水費を92万8,000円、総係費を65万5,000円それぞれ増額して、総額を5億5,388万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の工事負担金を682万5,000円増額して、総額を1,735万7,000円とし、支出の受託工事費を1,117万2,000円、第3次拡張事業費を706万7,000円、それぞれ増額して、総額を6億4,864万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細について説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第4号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用694万4,000円、1項営業費用同額、1目原水及び浄水費536万1,000円、節に参りまして給料△2万5,000円、手当29万2,000円、法定福利費△2万9,000円、手数料11万8,000円、動力費500万5,000円。2目配水及び給水費92万8,000円、節に参りまして給料△5万円、手当89万4,000円、賃金16万4,000円、法定福利費△8万円。4目総係費65万5,000円、節に参りまして給料△4万2,000円、手当△80万9,000円、法定福利費△12万円、委託料162万5,000円、厚生費1,000円。補正内容は備考欄のとおりですが、人件費に係るものにつきましては、人事異動による調整と臨時特例減額また退職者に係る減などとなっております。

また、ほかの主なものとしましては、電気料の値上げに対応する増及び水道料金制度検討会に係る業務委託料の増によるものとなっております。

次に、3ページに参りまして、資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入682万5,000円、

1 項負担金、1 目工事負担金、節に参りまして受託工事負担金、いずれも同額でございます。

続きまして、支出、1 款資本的支出1,823万9,000円、1 項建設改良費同額、2 目受託工事費1,117万2,000円、節に参りまして工事請負費同額でございます。3 目第3 次拡張事業費706万7,000円、節に参りまして給料△3 万8,000円、手当33万2,000円、法定福利費△5 万2,000円、工事請負費682万5,000円。補正内容は、備考欄のとおりですが、人件費に係るものにつきましては、臨時特例減額などとなっております。また、藤沢地区、現在開発中の民間開発とあわせまして、一部水道負担で管路の造型更新を行うというふうな協議を行っておりまして、これを受託工事として実施すべく負担金の受け入れに係る増額と2 目及び3 目の工事請負費の増額補正を行うものとなっております。

以上で議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算
(第4号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第30、議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道事業費用の総係費及び2款農業集落排水事業費用の処理場費をそれぞれ減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良費及び2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費をそれぞれ増額するものであります。補正予定額は、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の総係費を100万円減額して、総額を6億1,535万1,000円とし、2款農業集落排水事業費用の処理場費を172万4,000円減額して、総額を4億2,863万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良費を158万7,000円増額して、総額を8億1,879万円とし、2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費を153万7,000円増額して、総額を3億474万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) 町長の命によりまして議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)の詳細について説明いたします。

それでは、3ページをご覧ください。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画(第4号)を下水道事業会計の例によって説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用△100万円、1項営業費用、

3目総係費、節に参りまして補償費、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業費用△172万4,000円、1項営業費用同額、1目処理場費同額、節に参りまして備消耗品費2万6,000円、修繕費△175万円、主な補正内容ですが、補償費につきましては、資本的支出の工事負担金への組み替え、また修繕費につきましては、資本的支出の備消耗品費への組み替えとなっております。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款公共下水道資本的支出158万7,000円、1項建設改良費同額、1目管渠建設改良費同額、節に参りまして給料△10万1,000円、手当84万4,000円、法定福利費△15万4,000円、工事請負費100万円、厚生費△2,000円。

2款農業集落排水資本的支出153万7,000円、2項農業集落排水処理場建設改良費、1目処理場建設改良費、節に参りまして備消耗品費、いずれも同額でございます。補正内容ですが、人件費に係るものは、臨時特例減額などとなっております。また、ほかのものにつきましては、先ほどの説明のとおり、組み替えによる増額となっております。

以上で議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、川村農夫議員。

○5番(川村農夫議員) 下水道の関係で平川食品の案件について、現状までの経緯を説明いただきたいと思っております。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) ただいまのご質問につきまして答弁いたします。

いろいろこれまでの経過等で議員の皆様にはるる説明、その都度でございましたが、説明をさせていただきます。現在の最新の状況ということでお答えをさせていただきますと思います。

現在、矢巾町と盛岡市で抵当権を設定してございます不動産につきまして、現在破産管財

人のほうでその不動産の処分をいろいろ検討しているところをごさいますて、現在までに任意売買という形での処分を進めたいということできてごさいますたが、現状におきまして任意売買については、まだ成立しておりません。抵当権者が複数おりまして、第1抵当権者等がこの任意売買の金額に納得できないといった場合には承認いたしませんので、そういった場合は、結果的に任意売買が成立しないということになってごさいますて、現状まだ成立してごさいますせん。

今後の見通しにつきましては、まだ流動的などころがごさいますたが、最終的に任意売買が成立しない場合は、恐らく破産管財人のほうが一定期間、ある時点までで判断いたしまして、競売等にかけるというふうな状況になる可能性があると思っております。競売になりました段階では、その債権の総額を上回らない金額で落札される可能性が極めて高いものですから、そういった場合は、基本的には第1抵当権者のところに全額いってしまつて、それで終わりというふうになることが実際、現実的などころかと思っております。

また、抵当権者の判断になる部分が多々ごさいますたが、競売についても応じられないというふうな判断もあり得まして、その場合は、あくまでも破産管財人のほうが最終的な判断をすと思ひますが、財産として処分できないものというふうな取り扱いにされる場合は、権利関係はそのままに保留されてしまうというふうな状況がごさいますた。

いずれにいたしましても現在置かれている状況の中でその不動産に係る債権回収は極めて難しい状況なのかなと思ひてごさいますた。

それから、不動産以外の部分でのこれまでの現年分の使用料等の債権回収につきましては、破産管財人のほうでこれまで保有していた財産をいろいろ処分可能なものは処分して看過している状況になってごさいますたので、そういったものの、最終的な配当が幾ばくかは期待できるのかなという状況でごさいますたが、こちらにつきましても現時点ではまだ未決定というところでごさいますたし、幾ばくかの配分ということで我々のほうで保有しています債権額には到底及ばないというところはやむを得ないところなのかなというふうにごさいますた。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにごさいますたか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第101号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

川村町長ほか参与の方々には退席されて結構であります。

午後 3時31分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第3 1 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

日程第3 2 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第3 3 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第3 4 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について

日程第3 5 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第3 6 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第3 7 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第3 8 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第31、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について、日程第32、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第33、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第34、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について、日程第35、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第36、矢幅駅前地区土地地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第37、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第38、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、この8議案は会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第31から日程第38については一括議題とすることに決定しました。

なお、申し出の朗読は省略します。

委員長の補足説明がありましたなら、これを許します。

議会運営委員会、高橋七郎委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 総務常任委員会、米倉清志委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 産業建設常任委員会、芦生健勝委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 教育民生常任委員会、村松輝夫委員長。

○教育民生常任委員会委員長(村松輝夫議員) 本委員会に付託された請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求める請願は、昨日12月12日、午前10時30分から委員会を開催いたしました。請願者代表及び紹介議員からの説明を受けた後、慎重審議をしたところであります。

委員全員が請願の内容は理解するとしつつも、次の2点に意見が分かれまして採決をしたところでありますが、1点目、矢巾中学校建設調査特別委員会の調査項目とも密接に絡んでいることから継続審査とすべきという意見と、採択かあるいは不採択かを定めるべきとの2通りの意見がありまして、採決の結果、3対2で継続審査とすることになった次第であります。

したがって、本常任委員会といたしましては、さらなる慎重な調査を必要とするため、閉会中における継続調査申し入れ、継続審査を行いたいと思います。

以上です。

(「議長、ちょっと今の件に関して」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ただいまの教育民生常任委員会の請願の審査についての報告を受けましたが、これについて要請したいことがございますので、発言をさせていただきたいと思っております。

今回の請願は、旧矢巾中学校の跡地利用に関するものでございます。請願の内容から判断をいたしまして、教育民生常任委員会が単独で審議するのには無理があると思うものであります。

したがって、旧矢巾中学校跡地の利用について、今日まで多くの時間を費やし、議論してきております矢巾中学校建設調査特別委員会において継続して審議していくことが最も妥当と考えるものであります。

以上のことから矢巾中学校建設調査特別委員会において、今回の請願を踏まえ、今後十分に議論していくことを附帯条件として継続審査としていただくよう要請するものであります。また、できる限り早く矢巾中学校建設調査特別委員会の開催を要請するものであります。

以上、意見を述べさせていただきましたが、今後の取り扱い方をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ただいまの山崎議員の発言ありましたが、私ども教育民生常任委員会では、今回の本会議の冒頭におきまして、皆さんの総意の上で付託を受けたものでございます。これが今議会中にこういうことの発言があつてよろしいものかお諮りをいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 教育民生常任委員会に付託をしております。それで、継続審査ということでございますので、教育民生常任委員会にはそのまま続けていただきたいと思いますし、今の山崎議員の発言については、要望として受け取らせていただきます。よろしいですか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 要望という扱いでよろしいかということですが、これからまた諮られる矢巾中学校建設調査特別委員会の委員長から閉会中における継続審査の申し出がございしますが、この中にも矢巾中学校跡地利用に関する調査、これについては閉会中の継続審査を要するというので申し出がございします。その理由として、さらに慎重な調査を必要とするという中身でございします。今回の請願は、それなりの立派な理由があるわけがございしますので、その請願の趣旨を私どもも受けとめて、これから中学校建設調査特別委員会でも継続して審査をしていきたいと、そのことを附帯条件としてお願いしたいということで発言をいたしましたので、その部分については、議長が取り計らうようお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ですから、要望として教育民生については、今までどおり継続で審査をしていただくということでございします。特別委員会は、委員会であるわけですから、それはやっぱり委員の中でいろいろ協議されたらよろしいのではないかと思います。

それでは、進めます。

○議長（藤原義一議員） 矢巾町議会だより特別委員会、山崎道夫委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会、長谷川和男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 矢巾中学校建設調査特別委員会、長谷川和男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 議会改革特別委員会、廣田光男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第31、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございせん

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会産業建設常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第35、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第36、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第37、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第38、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第39 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

○議長（藤原義一議員） 日程第39、議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて。

これは、定例会ごとに上程し、皆さんからご承認を賜っておりますが、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することに決定しました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今期定例会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成25年第4回矢巾町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

午後 3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員